

裁判年月日 平成31年 2月14日 裁判所名 最高裁第一小法廷 裁判区分 判決
事件番号 平30（受）69号
事件名 損害賠償請求事件
裁判結果 破棄自判 文献番号 2019WLJPCA02149001

要旨

〔判示事項〕

- ◆1 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の可否の判断方法
- 2 市議会の議会運営委員会による議員に対する嚴重注意処分の決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

〔裁判要旨〕

- ◆1 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の可否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の可否を判断すべきである。
- 2 市議会の議会運営委員会による議員に対する嚴重注意処分の決定は、議員としての行為に対する市議会の措置であり、市議会の定めた政治倫理要綱に基づくものであって特段の法的効力を有するものではないという事情の下においては、その適否については議会の自律的な判断を尊重すべきであり、当該決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえない。

【判例タイムズ社（要旨）】

- ◆1. 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の可否の判断方法
- ◆2. 市議会の議会運営委員会による議員に対する嚴重注意処分の決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

新判例体系

[公法編](#) > [憲法](#) > [国家賠償法〔昭和二二...〕](#) > [第一条](#) > [○公権力の行使に基く...](#) > [\(三\) 違法性](#) > [G その他](#) > [\(2\) 違法でないとした事例](#)

- ◆一 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の可否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の可否を判断すべきである。
- ◆二 市議会の議会運営委員会による議員に対する嚴重注意処分の決定は、議員としての行為に対する市議会の措置であり、市議会の定めた政治倫理要綱に基づくものであって特段の法的効力を有するものではないという事情の下においては、その適否については議会の自律

的な判断を尊重すべきであり、当該決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえない。

[公法編](#) > [組織法](#) > [裁判所法〔昭和二二年...〕](#) > [第一編 総則](#) > [第三条](#) > [○裁判所の権限](#)
> [（一）法律上の争訟](#) > [E その他](#) > [（2）法律上の争訟に当たらない事例](#)

◆一 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきである。

◆二 市議会の議会運営委員会による議員に対する嚴重注意処分の決定は、議員としての行為に対する市議会の措置であり、市議会の定めた政治倫理要綱に基づくものであって特段の法的効力を有するものではないという事情の下においては、その適否については議会の自律的な判断を尊重すべきであり、当該決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえない。

裁判経過


控訴審 平成29年 9月14日 名古屋高裁 判決 平28（ネ）796号 損害賠償請求控訴事件
第一審 平成28年 8月18日 津地裁 判決 平27（ワ）460号 損害賠償請求事件

出典

民集 73巻2号123頁

裁時 1718号1頁


裁判所ウェブサイト


判タ 1460号24頁 


判時 2415号7頁


判例地方自治 446号16頁

評釈

日置朋弘・曹時 72巻4号146頁 


日置朋弘・ジュリ 1546号75頁 

須田守・ジュリ臨増 1544号54頁（令元重判解） 

君塚正臣・ジュリ臨増 1544号26頁（令元重判解） 

津田智成・ジュリ別冊 266号199頁（地方自治判例百選 第5版） 

山本侑・法協 137巻8号1413頁

村西良太・民商 155巻6号1138頁 

金井恵里可・判例地方自治 456号24頁

新井誠・WLJ判例コラム 165号（2019WLJCC010）

[判例コラム](#)




Westlaw Japan・新判例解説 1187号（2019WLJCC102）


新判例解説



人見剛・早稲田法学 95巻3号639頁

中井公哉・行政関係判例解説 平成31年・令和元年 167頁

神橋一彦・法教 464号118頁 

笹田栄司・法教 465号131頁 

土井翼・行政法研究 35号205頁

参照条文

国家賠償法 1 条 1 項

裁判所法 3 条 1 項

主文

原判決中上告人敗訴部分を破棄する。
前項の部分につき、被上告人の控訴を棄却する。
控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

理由

上告代理人西澤博ほかの上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 本件は、上告人（名張市）の市議会議員（以下、名張市議会を「市議会」といい、その議長及び議員をそれぞれ「市議会議長」及び「市議会議員」という。）である被上告人が、上告人に対し、名張市議会運営委員会（以下「議会運営委員会」という。）が被上告人に対する嚴重注意処分の決定（以下「本件措置」という。）をし、市議会議長がこれを公表したこと（以下、これらの行為を併せて「本件措置等」という。）により、被上告人の名誉が毀損されたとして、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、慰謝料等の支払を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、市議会議員であり、常任委員会である教育民生委員会に所属していた。

(2)ア 教育民生委員会においては、平成26年11月11日、以下のとおりの視察旅行（以下「本件視察旅行」という。）を行うとの提案がされ、その後の協議を経て、教育民生委員長は、同年12月18日、市議会議長に対し、本件視察旅行に係る委員派遣の承認を求めた。市議会議長は、同日、これを承認し、教育民生委員会の委員全員に対して出張命令を発した。

日 程 平成27年1月28日から同月30日まで
 研修内容 ①岡山県倉敷市 介護支援いきいきポイント制度について
 ②岡山市 ごみの減量化の取組について
 ③北九州市 いのちをつなぐネットワークの取組について
 参加委員 教育民生委員会の委員全員（被上告人を含む。）

イ 本件視察旅行は上記アの日程で実施されたが、被上告人は、市議会議長に対し、上告人の財政状況等に照らしてこれを実施すべきでないと判断する旨を記載した欠席願を提出した上で、本件視察旅行を欠席した。

(3) 議会運営委員会は、平成27年2月4日、被上告人に対し、本件視察旅行を欠席したことを理由として、嚴重注意処分を行うことを決定した（本件措置）。そして、同委員会は、本件視察旅行が名張市議会会議規則（平成8年名張市議会規則第1号。以下「本件規則」という。）に基づく公務であるにもかかわらず、被上告人は正当な理由なく欠席したため、名張市議会議員政治倫理要綱（名張市議会告示第1号。以下「本件要綱」という。）の規定に基づき嚴重注意処分とする旨、及び今後、公務に対する正確な認識の下、議員としての責務を全うするよう強く求める旨を記載した市議会議長名義の嚴重注意処分通知書（以下「本件通知書」という。）を作成した。

市議会議長は、上記同日、議会運営委員会の正副委員長等のほか、本件措置を知って取材の申入れをした新聞記者5、6名のいる議長室において、本件通知書を朗読し、これを被上告人に交付した。

(4)ア 本件規則90条は、委員会の委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならないと規定する。また、本件規則105条は、委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならないと規定する。

イ 本件要綱2条は、議員は、次に定める政治倫理基準を遵守しなければならないとし、その一つとして、地方自治の本旨及び本件規則にのっとり、議員としての責務を全うすることと定めている（2号）。そして、本件要綱3条は、この要綱に反した場合は、勧告その他必要な措置をとることができることと定め、本件要綱4条は、この要綱の運用については、議会運営委員会がこれに当たると定めている。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断した上で、被上告人の請求を一部認容した。

(1) 被上告人の請求は、名誉権という私権の侵害を理由とする国家賠償請求であり、議会が自主的、自律的に決定した事項の是非を直接の問題とするものではない。また、被上

告人は、公費の支出を伴う本件視察旅行の必要性に疑問を呈し、政治的信条として参加を拒否したのであるから、上記請求は、紛争の実態に照らしても、一般市民法秩序において保障される移動の自由や思想信条の自由という重大な権利侵害を問題とするものであり、一般市民法秩序と直接の関係を有する。したがって、本件訴えは、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たる。

(2) 本件措置等は、議会運営委員会が、被上告人が市議会議員としての公務を怠ったと断定し、嚴重注意処分をしなければその責務を全うし得ない人物であると評価し、判断したことを示すものであるから、被上告人の市議会議員としての社会的評価の低下をもたらすと認められる。そして、被上告人の請求は司法審査の対象となるから、本件措置等において摘示された事実が真実であるか、また、その事実を真実と信ずるについて相当の理由があるか否かも裁判所が判断すべき事項であるところ、これらはいずれも認められない。したがって、上告人は名誉毀損による国家賠償責任を負う。

4 しかしながら、原審の上記3(1)の判断は結論において是認することができるが、同(2)の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件は、被上告人が、議会運営委員会が本件措置をし、市議会議長がこれを公表したこと（本件措置等）によって、その名誉を毀損され、精神的損害を被ったとして、上告人に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めるものである。これは、私法上の権利利益の侵害を理由とする国家賠償請求であり、その性質上、法令の適用による終局的な解決に適しないものとはいえないから、本件訴えは、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たり、適法というべきである。

(2) もっとも、被上告人の請求は、本件視察旅行を正当な理由なく欠席したことを理由とする本件措置等が国家賠償法1条1項の適用上違法であることを前提とするものである。

普通地方公共団体の議会は、地方自治の本旨に基づき自律的な法規範を有するものであり、議会の議員に対する懲罰その他の措置については、議会の内部規律の問題にとどまる限り、その自律的な判断に委ねるのが適当である（最高裁昭和34年（オ）第10号同35年10月19日大法廷判決・民集14巻12号2633頁参照）。そして、このことは、上記の措置が私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断する場合であっても、異なることはないというべきである。

したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきものと解するのが相当である。

(3) これを本件についてみると、本件措置は、被上告人が本件視察旅行を正当な理由なく欠席したことが、地方自治の本旨及び本件規則にのっとり、議員としての責務を全うすべきことを定めた本件要綱2条2号に違反するとして、議会運営委員会により本件要綱3条所定のその他必要な措置として行われたものである。これは、被上告人の議員としての行為に対する市議会の措置であり、かつ、本件要綱に基づくものであって特段の法的効力を有す

るものではない。また、市議会議長が、相当数の新聞記者のいる議長室において、本件通知書を朗読し、これを被上告人に交付したことについても、殊更に被上告人の社会的評価を低下させるなどの態様、方法によって本件措置を公表したものとはいえない。

以上によれば、本件措置は議会の内部規律の問題にとどまるものであるから、その適否については議会の自律的な判断を尊重すべきであり、本件措置等が違法な公権力の行使に当たるものということとはできない。

したがって、本件措置等が国家賠償法1条1項の適用上違法であるということとはできず、上告人は、被上告人に対し、国家賠償責任を負わないというべきである。

5 上記と異なる見解の下に、上告人の国家賠償責任を肯定した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。この点に関する論旨は理由があり、原判決中上告人敗訴部分は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、被上告人の請求は理由がなく、これと同旨の第1審判決は結論において是認することができるから、被上告人の控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 池上政幸 裁判官 小池裕 裁判官 木澤克之 裁判官 山口厚 裁判官 深山卓也）

- 〔5〕 1 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の可否の判断方法
- 2 市議会の議会運営委員会の議員に対する嚴重注意処分の決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

（平成30年（受）第69号 同31年2月14日第一小法廷判決 破棄自判）
（第1審津地裁 第2審名古屋高裁 民集73巻2号123頁）

〔判決要旨〕

1 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の可否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の可否を判断すべきである。

2 市議会の議会運営委員会による議員に対する嚴重注意処分の決定は、議員としての行為に対する市議会の措置であり、市議会の定めた政治倫理要綱に基づくものであって特段の法的効力を有するものではないという事情の下においては、その適否については議会の自律的な判断を尊重すべきであり、当該決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえない。

〔参照条文〕

（1，2につき）国家賠償法1条1項，裁判所法3条1項

〔解説〕

第1 事案の概要等

本件は、Yの市議會議員であるXが、Yに対し、市議会運営委員会（以下「議会運営委員会」という。）がXに対する嚴重注意処分の決定（以下「本件措置」という。）をし、市議會議長がこれを公表したこと（以下、これらの行為

- 〔5〕 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法。市議会の議会運営委員会の議員に対する嚴重注意処分決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

を併せて「本件措置等」という。)により、Xの名誉が毀損されたとして、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、慰謝料等の支払を求める事案である。

本件においては、主として、本件訴えが裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たるか、これに当たるとして、議会の内部規律の問題として裁判所はこれらの行為の適否の判断を差し控えるべきか、が争われた。

1 関係法令等の定め

(1) 地方自治法（以下「地自法」という。）109条3項は、議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する旨を規定し、うち1号において議会の運営に関する事項を、2号において議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項を定めている。また、地自法120条は、普通地方公共団体の議会（以下「地方議会」という。）は、会議規則を設けなければならないと規定する。

(2) ア 名張市議会会議規則（平成8年名張市議会規則第1号。以下「本件規則」という。）90条は、委員会の委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならないと規定する。また、本件規則105条は、委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならないと規定する。

イ 名張市議会議員政治倫理要綱（名張市議会告示第1号。以下「本件要綱」という。）2条は、議員は、次に定める政治倫理基準を遵守しなければならないとし、その一つとして、地方自治の本旨及び本件規則にのっとり、議員としての責務を全うすることと定めている（2号）。そして、本件要綱3条は、この要綱に反した場合は、勧告その他必要な措置をとることができると定め、本件要綱4条は、この要綱の運用については、議会運営委員会がこれに当たると定めている。

2 事実関係等の概要

(1) Xは、市議会議員として常任委員会である教育民生委員会に所属していた。教育民生委員会においては、平成26年11月11日、同27年1月28日から30日までの日程で、同委員会の委員全員を参加委員として、岡山県倉敷市、岡山市及び北九州市において、介護支援やごみの減量化等の取組に関する視察旅行（以下「本件視察旅行」という。）を行うとの提案がされ、その後の協議を経て、教育民生委員長が、同26年12月18日、市議会議長に対し、本件視察旅行に係る委員派遣の承認を求めた。市議会議長は、同日、これを承認し、教育民生委員会の委員全員に対して出張命令を発した。

本件視察旅行は上記の日程で実施されたが、Xは、市議会議長に対し、Yの財政状況等に照らしてこれを実施すべきでないと判断する旨を記載した欠席願を提出した上で、本件視察旅行を欠席した。^(注1)

(2) 議会運営委員会は、平成27年2月4日、Xに対し、本件視察旅行を欠席したことを理由として、嚴重注意処分を行うことを決定した（本件措置）。そして、同委員会は、本件視察旅行が本件規則に基づく公務であるにもかかわらず、Xは正当な理由なく欠席したため、本件要綱の規定に基づき嚴重注意処分とする旨、及び今後、公務に対する正確な認識の下、議員としての責務を全うするよう強く求める旨を記載した市議会議長名義の嚴重注意処分通知書（以下「本件通知書」という。）を作成した。

市議会議長は、上記同日、議会運営委員会の正副委員長等のほか、本件措置を知って取材の申入れをした新聞記者5、6名のいる議長室において、本件通知書を朗読し、これをXに交付した。

そこで、Xは、議会運営委員会による本件措置及び市議会議長によるその公表によって名誉が毀損されたとして、本件訴えを提起した。^(注2)

3 第1審及び原審の判断の概要

第1審は、本件措置等は、Xに対する名誉毀損行為に該当するとしつつ、市議会の自律権の範囲内で決定された事項であって、その真実性（真実であ

- (5) 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の可否の判断方法。市議会の議会運営委員会の議員に対する厳重注意処分の決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

ること)又は真実相当性(真実と信ずるについて相当の理由があること)の抗弁については司法審査が及ばないとして、Xの請求を棄却した(第1審においては、法律上の争訟の有無は争点とされず判断の対象となっていない)。

これに対し、原審は、本件訴えは裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たるとし、本件措置等はXに対する名誉毀損行為に該当し、その真実性又は真実相当性の抗弁は認められないなどとして、第1審判決を取り消し、Xの請求を慰謝料50万円の支払を求める限度で認容した。これらの判断の概要は次のとおりである。

(1) 第1審判決の概要

ア 本件通知書は、Xが公務である本件視察旅行を正当な理由なく欠席したという事実及び厳重注意処分を受けた事実を摘示し、議会運営委員会がXには市議会議員としての資質に問題があると評価しており、厳重注意処分をしなければXが今後公務に対する正確な認識の下、議員としての責務を全うすることができない人物であると判断したことを示すものであるから、Xの市議会議員としての社会的評価の低下をもたらす事実の摘示があると認められる。そして、市議会議長は、多数の新聞記者の前で本件通知書を読み上げて交付したのであるから、Xの社会的評価を低下させる上記事実は伝播する可能性があったと認められ、その事実の流布により、Xの社会的評価が低下したと認められる。したがって、議会運営委員会が本件措置の決定をし、市議会議長がその通知をした行為は、Xに対する名誉毀損行為に該当する。

イ 地方議会は、その設置が憲法の明文(93条)をもって定められ、住民自治及び団体自治という地方自治の本旨を実現するための意思決定機関であることに加え、その権能を十分に発揮するため、自律権として、地自法により、会議規則制定権(120条)、議員に対する懲罰権(134条)等が保障されていることに照らすと、その自律権の範囲内で決定された事項については、除名処分のように議会内部の紛争というにとどまらず市民法秩序と直接関係する問題を除き、司法権が及ばないと解するのが相当である。

本件措置は、地自法135条1項各号に定められた懲罰の種類に該当しないものであって、本件要綱3条に基づく勧告その他必要な措置に該当し、特段的効力を有しない事実上の行為であると認められる。そうすると、本件措置及び市議会議長の通知（本件措置等）は、地方議会の自律権の範囲内で決定された事項であって、除名処分のように議会内部の紛争というにとどまらず市民法秩序と直接関係する問題とは認められないから、司法権が及ばないものと認められる。

以上によれば、本件措置等により摘示された事実については裁判所が司法審査を行うことは差し控えるべきであり、同事実は真実であることを前提に判断せざるを得ない。したがって、被告による真実性の抗弁は理由があるから、本件措置等による名誉毀損行為の違法性は阻却され、その余の点につき検討するまでもなく、Xの請求は理由がない。

（2）原判決の概要

ア 地方議会の運営に関する事項は、それが議会の内部規律の問題にとどまる限り、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟には当たらないが、議会の議員に対する措置が、一般市民法秩序において保障されている権利利益を侵害する場合や明白な法令違反がある場合は、もはや議会の内部規律の問題にとどまるものとはいえないから、当該措置に関する紛争は法律上の争訟に当たると解するのが相当である。

Xの請求は、名誉権という私権の侵害を理由とする国家賠償請求であり、地方議会が自主的・自律的に決定した事項の是非を直接の問題とするものではない。また、公費を伴う本件視察旅行の必要性について疑問を呈するXは、その政治的信条として参加を拒否したものであるから、本件視察旅行への強制参加は、移動の自由や思想信条の自由を保障した憲法の基本的人権を制約するものと認められる。さらに、本件通知書の記載はXに視察に参加する義務があったことを前提とし、これに参加しなかったことを法的義務違反としていることが明らかであり、また、本件視察旅行の決定手続には明白

- (5) 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法。市議会の議会運営委員会の議員に対する嚴重注意処分の決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

な法令違反があると主張されているから、単なる内部規律の問題として地方議会の自治的措置に任せることができない事項を含んでいる。そうすると、Xの請求は、外形的な請求内容だけでなく、紛争の実態に照らしても、一般市民法秩序において保障されている重大な権利侵害を問題とするものであるから、一般市民法秩序と直接の関係を有するといえ、かつ、その手続には明白な法令違反があると主張されている。よって、本件訴えは、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たる。

イ 本件措置等は、議会運営委員会が、Xが市議会議員として行うべき法的義務のある公務を怠ったものと断定し、嚴重注意処分をしなければXが議員としての責務を全うし得ない人物であると評価・判断し、懲罰類似の処分に出たことを示すものといえるから、Xの市議会議員としての社会的評価の低下をもたらすものと認められる。また、本件措置等は、公共の利害に関する事実について、専ら公益を図る目的でされたものと認められる。

本件規則105条は、委員会の審査に関する権限を定めたものにとどまり、委員派遣決定に関与した委員がこれに参加すべき義務を負うか否かを定めたものとは解し難い。また、地方議会の議員は、特別職の地方公務員であるから、職務命令に従うべきことを定めた地方公務員法32条の適用を受けるものではない（同法4条2項）。その上、地方議会の議員は、住民の選挙によって選出された者として、その意に反することを議会の決定等によって義務付けられることは、法令に明確な根拠のある事項や会議体の一員として当然と考えられる事項に限られるべきであり、本件視察旅行のような議会外での対外的活動について委員会で議決を行ったとしても、これに反対した議員に対してまで法的な出席義務を負わせるものではないというべきである。そして、本件視察旅行の決定手続に際して委員会の議決を欠いたことは当事者間に争いがないところ、議決を欠いた本件視察旅行の決定手続は、名張市議会委員会条例（昭和32年名張市条例第10号）^(注3)16条に違反しているから、その公務性に疑問があり、少なくともこれに反対の意思を表明したXに参加義務を負わ

せるものとは認め難い。

以上によれば、一般に地方議会の委員会が実施する視察旅行は、仮に委員会の議決がされたとしても、それは反対議員に出席義務を生じさせ得るものとは認められないし、本件視察旅行は上記委員会条例16条に基づく議決を欠いており、その決定手続が同条に違反していることは明らかであるから、Xにこれに参加する義務は生じない。そうすると、Xが本件規則に基づく公務である本件視察旅行を正当な理由なく欠席した旨、及びXが公務に対する正確な認識を欠き、議員としての責務を全うしていない旨の摘示は、真実に反するものと認められ、かつ、その事実を真実と信ずるについて相当の理由があると認めるに足りる証拠もないから、真実相当性も認められない。^(註4)

第2 上告受理申立て理由と本判決

1 上告受理申立て理由

Yはその敗訴部分を不服として上告受理の申立てをしたところ、第一小法廷は本件を上告審として受理した。その上告受理申立て理由は、要旨、以下のとおりである。

原審の判断は、自律的な法規範を持つ社会ないし団体において、当該規範の実現を内部規律の問題として自律的措置に任せ、司法審査の対象外であるとした最大判昭和35年10月19日・民集14巻12号2633頁（以下「昭和35年最判」という。）に相反するとともに、本件訴えの適法性について裁判所法3条1項の解釈を誤ったものである。また、政党の除名処分¹の当否について原則として裁判所の審判権が及ばないこと等を判示した最三小判昭和63年12月20日・集民155号405頁（共産党除名処分事件）にも相反する。

本件訴えが適法であるとしても、地自法上、議会は同法や会議規則等の自律的な法規範によって運営すべきものとされており、議会の秩序ないし規律の維持のため、議会が議員の議会活動における行為についてした懲罰処分や議員に注意をする旨の文書の当否をめぐって発生する紛争は、処分が議員を議会から排除する除名処分のように純然たる内部規律の問題を超えたものを

- 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法 市議会の議会運営委員会の議員に対する厳重注意処分が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

除き、議会が自ら解決すべきとするのが地自法の趣旨である。したがって、そのような事項については、裁判手続においてその適否を判断することは差し控えるべきであり、議会の内部規律の維持の観点からされた本件措置等の当否についても司法審査は及ばないと解すべきである。

2 本判決は、概要、以下のとおり、本件措置等が違法な公権力の行使に当たるものということとはできないと判断し、これと異なる原判決中 Y 敗訴部分を破棄し、第 1 審判決を結論において是認できるとして、X の控訴を棄却する自判をした。

(1) 本件は、X が、議会運営委員会が本件措置をし、市議会議長がこれを公表したこと（本件措置等）によって、その名誉を毀損され、精神的損害を被ったとして、Y に対し、国賠法 1 条 1 項に基づき損害賠償を求めるものである。これは、私法上の権利利益の侵害を理由とする国家賠償請求であり、その性質上、法令の適用による終局的な解決に適しないものとはいえないから、本件訴えは、裁判所法 3 条 1 項にいう法律上の争訟に当たり、適法というべきである。

(2) もっとも、X の請求は、本件視察旅行を正当な理由なく欠席したことを理由とする本件措置等が国賠法 1 条 1 項の適用上違法であることを前提とするものである。

地方議会は、地方自治の本旨に基づき自律的な法規範を有するものであり、議会の議員に対する懲罰その他の措置については、議会の内部規律の問題にとどまる限り、その自律的な判断に委ねるのが適当であり（昭和 35 年最判参照）、このことは、上記の措置が私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断する場合であっても、異なることはないというべきである。したがって、地方議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断す

べきものと解するのが相当である。

本件措置は、Xが本件視察旅行を正当な理由なく欠席したことが、地方自治の本旨及び本件規則にのっとり、議員としての責務を全うすべきことを定めた本件要綱2条2号に違反するとして、議会運営委員会により本件要綱3条所定のその他必要な措置として行われたものである。これは、Xの議員としての行為に対する市議会の措置であり、かつ、本件要綱に基づくものであって特段の法的効力を有するものではない。また、市議会議長が、相当数の新聞記者のいる議長室において、本件通知書を朗読し、これをXに交付したことも、殊更にXの社会的評価を低下させるなどの態様、方法によって本件措置を公表したものとはいえない。以上によれば、本件措置は議会の内部規律の問題にとどまるものであるから、その適否については議会の自律的な判断を尊重すべきであり、本件措置等が違法な公権力の行使に当たるものということとはできない。

したがって、本件措置等が国賠法1条1項の適用上違法であるとはいえず、Yは、Xに対し、国家賠償責任を負わないというべきである。

第3 説 明

1 地方議会の措置の違法を理由とする国家賠償請求訴訟と法律上の争訟

(1) 法律上の争訟と地方議会の内部事項に対する司法審査

ア 判例・通説は、憲法76条1項の司法権の範囲につき、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟と同義であると解しており（最大判昭和27年10月8日・民集6巻9号783頁（警察予備隊違憲訴訟）、佐藤幸治・憲法〔第三版〕293、294頁）、判例（最三小判昭和56年4月7日・民集35巻3号443頁（板まんだら事件））は、法律上の争訟につき、「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用によって終局的に解決することができるもの」と定義している。

もっとも、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟には、いくつかの例外があり、①議員の資格争訟の裁判（憲法55条）、裁判官の弾劾裁判（同64条）の

- (5) 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法、市議会の議会運営委員会の議員に対する嚴重注意処分^(注5)の決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

ように憲法が明文の規定で認めたもの、②国際法上の治外法権や条約による裁判権の制限のような国際法によって定められたもののほか、③国会ないし各議院の自律権に属する行為、行政機関ないし国会の自由裁量に属する行為、いわゆる統治行為及び団体の内部事項に関する行為など、法律上の係争ではあるが、事柄の性質上裁判所の審査に適しないものがあるとされ、これらは司法審査の対象外であると解されており、学説上は司法権の限界として論じられている（芦部信喜・憲法〔第6版〕341, 342頁、前掲・佐藤303～305頁）。

イ 国会又は議院や地方議会の内部事項は、一般に司法審査の対象外と解されているところ、法律上の係争ではあるものの司法審査の対象外とする根拠について、国会又は議院の内部事項は、三権分立の見地や議院の運営や資格・懲罰について憲法上規定が設けられていることに照らし、自律権の問題として扱われている^(注6)。これに対し、地方議会は、司法権との関係において直ちに自律権が保障されるべき地位にあるとはいえず、その内部事項は、一般に大学、政党等と同じく団体の内部事項に関する問題として扱われている（前掲・芦部345頁）。もっとも、学説においては、団体の内部事項に関する行為について、当該団体の性質等を踏まえずに特殊な部分社会として論ずること（いわゆる部分社会論）に対して、司法権の介入が排除される根拠が必ずしも明らかではないとの指摘があり、それぞれの団体の目的・性質・機能のほか、その自律性・自主性を支える憲法上の根拠に照らし、検討すべきであるとされる（前掲・芦部345頁、前掲・佐藤304, 305頁）。

判例は、地方議会、大学の内部事項に関して争われた事件において、一般論として、自律的な法規範を持つ社会ないし団体について、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも裁判による解決を適当としないものがあると判示しており、学説上、部分社会の法理を採用したものと扱われることが一般的であるが、具体的な事件に関する判断においては、地方議会（憲法92, 93条）、大学（同23条）、政党（同21条）の自律性・自

主性を支える憲法上の根拠に応じて、個別具体的に判断しているものといえる（大学、政党に関する判例につき、別紙1「大学、政党に関する関係判例（抜粋）」参照）。

ウ 地方議会の内部事項に対する司法審査については、後記2(2)のとおり、判例は、議員としての行為につき、除名処分のような議員たる身分の得喪に関する処分の適否に関する訴えは司法審査の対象とする一方、議員の権利行使の一次的制限にすぎない懲罰決議等の適否に関する訴えは、内部規律の問題として自治的措置に任せるのを相当とし、裁判所法3条1項の法律上の争訟に当たらないとして、司法審査の対象外としている。

(2) 地方議会の内部事項の違法を理由とする国家賠償請求訴訟の場合

ア 前記(1)を前提としても、本件のように地方議会の議員が議員としての行為に対する議会の懲罰その他の措置の違法を理由として提起した国家賠償請求訴訟は、それ自体は具体的な権利義務ないし法律関係をめぐる紛争であるため、訴えの適法性が問題となる。^(注7)

イ この点について直接判示した最高裁判例はなく（最三小判平成6年6月21日・集民172号703頁は、議員の純然たる私的紛争についての言動を理由とする地方議会の議員辞職勧告決議等が当該議員の名誉毀損に当たるとした国家賠償請求訴訟について、法律上の争訟に当たるとし、全面的に請求の当否を判断しているが、これは議員としての行為を対象とする本件のような事案とは異なる。）、下級審裁判例においては、懲罰等の措置の適否は内部規律の問題として司法審査を差し控えつつ、請求棄却の判決をするものが多い（東京地判平成5年10月20日・判タ868号174頁、新潟地判平成26年11月28日・LEX/DB、東京地判平成28年6月30日・判タ1439号153頁等）ものの、訴えそのものが法律上の争訟に該当しないとして不適法却下の判決をするものも存在する（神戸地判平成6年1月26日・判タ855号207頁、名古屋高判平成15年7月17日・判例秘書、東京高判平成28年3月17日・LEX/DB（上記新潟地判の控訴審判決^(注8)））。

上記の議会の懲罰その他の措置の違法を理由とする国家賠償請求訴訟は、

- (5) 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法。市議会の議会運営委員会の議員に対する嚴重注意処分決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

私法上の権利利益の侵害を理由とする給付訴訟として適法であるのが原則であるが、給付訴訟において司法審査の対象となるか否かが問題となった最高裁判例として、宗教上の教義が問題となった寄附金の不当利得返還請求事件（板まんだら事件）があり、前掲・最一小判昭和56年4月7日は、訴えそのものが法律上の争訟に該当しないとして不適法却下をしている。もっとも、同最判は、信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断であることを前提とした判示をしている上に、宗教上の教義が不当利得の成否を決する錯誤の有無を判断する上で必要不可欠で紛争の核心であり、紛争全体としても司法的解決に適しない事案であったと評価することができるものであり^(注9)、その射程が他の団体の内部事項に関する紛争に及ぶものと解することは困難である（同旨の分析をしたものとして、宍戸常寿「宗教上の教義に関する紛争と司法権」^(注10)（憲法判例百選Ⅱ〔第6版〕406頁）参照）。

そして、議会の内部事項に係る問題については、宗教上の教義に関する問題と異なり、裁判所が法令を適用して判断を示すことは可能であるものの、議会の自律権を尊重して司法審査を差し控えるのが相当であると捉えられるものである。また、議会の措置が私法上の権利利益を違法に侵害することを理由とする国家賠償請求訴訟においては、議会の自律権は請求の当否を判断する上での一要素として考慮されるにとどまり（国家賠償請求に係る違法性の有無の判断においては、一般に、被侵害利益の有無や、侵害行為の有無を含めた侵害行為の違法性が問題となる。）、違法性の有無の判断において必ずしも議会の自律権に関わる検討が不可欠となるものではない（本件訴訟においても、被侵害利益である社会的評価が低下しないことや、議会の自律権に関わらない公表行為が違法であること、職務行為が違法とはいえないことなど、議会の自律権に関わらない問題によって主要事実の有無を判断することもあり得る。）。したがって、このような国家賠償請求訴訟は、紛争自体が全体として司法的解決に適しないものではないから、法律上の争訟であることを否定する合理的理由は見いだし難い。さらに、請求の当否の前提問題として団体の内部事項の適否が問題

となった前掲・最三小判昭和63年12月20日（共産党除名処分事件）も、政党が党員に対してした除名処分を前提として党施設の明渡し等を求めた訴訟において、訴えが司法審査の対象となることを肯定している。^(注11)

ウ 以上からすれば、訴訟物そのものが具体的な権利義務ないし法律関係をめぐる紛争であり、その前提問題として団体の内部事項の適否が問題となる場合には、当該前提問題が法令の適用により終局的に解決することができない問題でない限り、法律上の争訟であることは否定されないものと解するのが相当であるように思われる。そして、議員としての行為に対する地方議会の懲罰その他の措置が私法上の権利利益を違法に侵害することを理由とする国家賠償請求訴訟についても、訴えそのものは適法であると解するのが相当であると考えられる。

この点につき、原審は、外形的な請求内容に加えて、紛争の実態として、一般市民法秩序において保障されている重大な権利侵害を問題とし、かつ、その手続に明白な法令違反があると主張されていることにも照らして、法律上の争訟に当たると判断している。しかし、前記イのとおり、本件訴えについては、名誉権の侵害を理由とする国家賠償請求という外形的な請求内容をもって具体的な権利義務ないし法律関係をめぐる紛争であると捉えられるものであり、かつ、宗教上の教義の問題のように、訴えの性質上、法令の適用による終局的な解決に適しないものではないことによって、法律上の争訟に当たると判断することが可能であり、これらに加えて、別途、一般市民法秩序と直接の関係を有するか否かを検討する必要はないように考えられる。^(注12) 本判決が、本件訴えにつきその性質上法令の適用による終局的な解決に適しないものとはいえないとして適法であると判示したのも、このような理解を前提とするものと思われる。^(注13)

2 国家賠償請求訴訟における地方議会の内部事項の適否に関する司法審査

(1) 次に、国家賠償請求訴訟が適法であるとしても、議員としての行為に

- 〔5〕 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の可否の判断方法、市議会の議会運営委員会の議員に対する厳重注意処分が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

対する地方議会の懲罰等の措置の適否については、議会の自律権の範囲内に属する事項として司法審査を差し控えるべきかが問題となる。この問題を検討するに当たっては、議会における懲罰処分等の内部事項に対し、司法審査の対象外とされる根拠やその合理性が関連することから、まず、この点を検討する。

（2）ア 学説においては、前記1（1）イのとおり、団体の内部事項に関する行為について、それぞれの団体の目的・性質・機能のほか、その自律性・自主性を支える憲法上の根拠に照らし、個別具体的に検討すべきであるとする。地方議会については自律権を根拠として司法権の介入に制約が加えられるものとする（佐藤幸治・憲法の基本判例〔第2版〕207頁）が、その制約の程度については、紛争や争われている権利の性質等を考慮に入れて、個別具体的に検討する必要があるとする（前掲・芦部345頁、前掲・佐藤207頁）。そして、議員の懲罰については、「除名には司法権が及ぶとしつつ、それ以外の懲罰には原則として及ばない」とする見解（佐藤幸治・日本国憲法論594頁）があるのに対し、憲法上高度の自律権が保障される国会の議院と地方議会とを同列に論ずることはできないとして、「地方議会の議員が住民代表の地位を有することを考えると、すべての懲戒処分を司法審査の対象とすべきである」とする見解（渋谷秀樹・憲法〔第3版〕653頁）も主張されている（田近肇「地方議会議員の懲罰と司法審査」(前掲・憲法判例百選400頁)）。

イ 判例は、別紙2「地方議会に関する関係判例（抜粋）」のとおり、最大判昭和35年3月9日・民集14巻3号355頁（別紙2の関係判例1。以下同じ。）が、地方議会の議員に対する懲罰としての除名処分について、議員たる身分を剥奪する処分であることを理由に法律上の争訟であることを前提とする判断をし、さらに、昭和35年最判（関係判例2）が、地方議会の議員に対する出席停止の懲罰決議について、裁判所法3条1項の一切の法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争という意味ではなく、自律的な法規範を持つ社会ないし団体にあっては、当該法規範の実現を内部規律の問題として自治的措

置に任せ、必ずしも裁判に待つのを適当としないものがあるとし、当該事案における出席停止のような議員の権利行使の一時的制限にすぎない懲罰はこれに該当するとして司法審査の対象外であるとした（除名処分のような議員の身分の喪失に関する重大事項は、単なる内部規律の問題にとどまらないと^(注14)した。）。

他方、最二小判昭和28年11月20日・民集7巻11号1246頁（関係判例4）は、議員の議場外の行為であって議会の運営と全く関係のない個人的行為について、司法審査の対象とした上で、地自法134条の懲罰事由の該当性を否定し、前掲・最三小判平成6年6月21日（関係判例5）も、地方議会が純然たる私的紛争についての言動を理由とする議員辞職勧告決議等をしたことが当該議員に対する名誉毀損に当たるとした国家賠償請求訴訟について、法律上の争訟に当たるとした。^(注15)

以上によれば、判例は、①議員の議場外の個人的行為又は私的紛争についての言動に関する地方議会の懲罰決議等の適否については、一般市民法秩序と直接の関係をも有するものとして司法審査の対象としているの^(注16)に対し、②議員としての行為につき、除名処分のような議員たる身分の得喪に関する処分については司法審査の対象とする一方、昭和35年最判の事案における出席停止のような議員の権利行使の一時的制限にすぎない懲罰決議等の適否については、内部規律の問題として自治的措置に任せるのを適当とし、司法審査の対象外としているものと解することができる。

（3）ア 以上を前提として、国家賠償請求訴訟における地方議会の内部事項の問題に対する司法審査の在り方を検討すると、原審は、訴訟上の請求が名誉権という私権の侵害を理由とするものであることや一般市民法秩序において保障される自由の重大な権利侵害を問題とすることを根拠として司法審査の対象となることを理由に、全面的に請求の当否を審査したものである。原判決は、本件訴えが法律上の争訟に当たる以上、本案の問題である真実性又は真実相当性についても裁判所が判断すべき事項であると判示したのみで

- (5) 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断方法として、市議会の議会運営委員会の議員に対する厳重注意処分の決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

あり、本案における議会の自律権の範囲内に属する事項の問題をどのように扱うべきか明示的な判断をしていないものの、請求原因である名誉毀損や人格権侵害等の違法行為の有無が、議会の内部規律の問題にとどまらず、Xの議員としての社会的評価の低下や人格権の侵害という一般市民法秩序に関係するものである以上、本案においても全面的な司法審査が及ぶべきものと解したように思われる。^(注17)

イ しかし、憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めると規定し（92条）、その議事機関として議会を設置する旨を規定する（93条1項）など、地方議会について地方自治の本旨、とりわけ団体自治の見地から自律的な法規範を整備することを予定し、これを受けて、地自法は、議会の組織、権限及び規律等について詳細な規定を設けており、議会運営や懲罰等の内部事項について自治的、自律的なものとしていると解される（議会の運営等につき地自法103～137条）。^(注18)このような規定に照らすと、地方議会における法律上の係争については、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、内部規律の問題として自治的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象とはならないものと解するのが相当であり、昭和35年最判はこのような理解を前提とするものと考えられる（このような整理をしたものとして、前掲・最一小判平成30年4月26日（関係判例3）参照）。

そして、このような地方議会の内部事項の問題についてその自治的措置に任せるのを適当とした昭和35年最判の法理は、当該措置の違法を理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっても同様に妥当するものであり、当該措置の適否が請求の当否を判断する前提問題にとどまる場合であっても、議会の自律権を尊重すべき必要性は変わらないものと考えられる。実質的にも、議会による懲罰等の措置の適否自体を争う場合には、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、議会の内部規律の問題として司法審査の対象外として扱われるのに対し、当該措置の違法を

理由とする国家賠償請求訴訟が提起された場合には、当該措置の適否を含めて全面的に司法審査に服するものと解することとなれば、議会の自治的措置に委ねるのを適当として司法審査の対象外とした趣旨を没却することになりかねないと考えられる（成田頼明・園部逸夫ほか編「注釈地方自治法Ⅰ〈全訂〉」（第一法規）2395、2396頁も、訴えの適法性については明示していないが、議会の自律権の範囲内で決定された事項については司法審査を否定するのが相当であると^{（注19）}する。）。そして、このことは、本件のように当該措置が処分性を有しないために取消訴訟等を提起することができない場合であっても異なることはないと考えられる。

そうすると、議会による懲罰その他の措置の違法を理由とする国家賠償請求訴訟においても、当該措置の適否自体が争われる事案と同様に、その適否につき議会による自主的、自律的な判断を尊重して請求の当否を判断すべきものと^{（注19）}考えられる。

（4）以上によれば、議員としての行為に対する地方議会の懲罰その他の措置の適否については、それが私法上の権利利益を違法に侵害することを理由とする国家賠償請求訴訟の請求の当否を判断する前提問題である場合であっても、議会の内部規律の問題にとどまる限り、司法審査を差し控えるのが相当であり、このことを前提として請求の当否を判断すべきものと^{（注19）}考えられる。

本判決は、地方議会の懲罰その他の措置が議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっては、当該措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきものと解するのが相当であると判示したが、これは以上のような理解を前提とするものと思われる。なお、地方議会の懲罰その他の措置が議員としての行為を対象とするものであって議会の内部規律の問題にとどまるものであるか否かは、事案に応じて個別に検討^{（注20）}することになろう。

(5) 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法 市議会の議会運営委員会の議員に対する厳重注意処分の決定が違法な権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

3 本件措置等の適否についての司法審査

(1) ア 以上を前提として本件についてみると、本件措置等は、①議会運営委員会がXに対し厳重注意処分の決定をし、②市議会議長がこれを公表したことを内容とするものである。

イ まず、①本件措置は、Xが本件視察旅行を正当な理由なく欠席したことを理由とし、地自法135条1項各号に定められた懲罰ではなく、地方自治の本旨及び本件規則にのっとり、議員としての責務を全うすべきことを定めた本件要綱2条2号に違反するとして、同3条所定のその他必要な措置として行われたものである。これは、Xの議員としての行為に対する市議会の措置であり、かつ、本件要綱に基づくものであって特段の法的効力を有するものではないから、本件措置が、Xの議員としての権利に重大な制約をもたらすものと認めることはできないと考えられる^(註21)。また、②市議会議長による上記の公表行為についても、議会運営委員会が市議会議長名義の本件通知書を作成し、同委員会の正副委員長が市議会議長による公表の場に同席したことから明らかなおり、同委員会は、市議会の代表者である市議会議長が、Xに対し本件通知書を交付することによって本件措置を通知することとしたものと認めるのが相当と考えられる。

さらに、市議会議長が、相当数の新聞記者のいる議長室において本件通知書を朗読したことについては、議会運営委員会において新聞記者が同席することまでを予定したものとはいえず、それ自体は市議会の措置とはいい難い。しかし、どのような方法によって本件通知書を交付するかは市議会議長の裁量に委ねられるものであり、殊更にXの社会的評価を低下させることを目的とし、社会的相当性を逸脱する態様、方法によって本件措置を公表するなど、その裁量を逸脱した場合に限って、公益目的を有しないものとして名誉毀損が成立すると解されるものと考えられる。本件においては、市議会議長は、新聞記者からの取材の申入れを受け、議長室において同席させた上で、本件通知書を朗読し、これをXに交付したものであり、殊更にXの社

会的評価を低下させることを目的とし、社会的相当性を逸脱する態様、方法によって、本件措置を公表したものとはいえないと考えられる。本判決が、「殊更に X の社会的評価を低下させるなどの態様、方法によって本件措置を公表したものとはいえない」と判示したのも、相当数の新聞記者のいる議長室において、本件通知書を朗読し、これを X に交付したことが市議会の措置であるとはいえないことを前提とした上で、このような態様、方法による本件通知書の交付が、市議会議長の裁量を逸脱したものではないことを示した^(注22)ものと思われる。

ウ 以上によれば、本件措置は議会の内部規律の問題にとどまるものであるから、その適否については議会の自律的な判断を尊重すべきであり、また、本件措置の公表についても公益目的を有しないことにより名誉毀損を肯定すべきものとは認められないから、本件措置等が、違法な公権力の行使に当たるものということはできず、国賠法1条1項の適用上違法であるとはいえないと考えられる。

(2) この点につき、第1審及び原審は、本件措置等が、名誉毀損行為に該当することや、公共の利害に関する事実について専ら公益を図る目的でされたものであることを判断しつつ、真実性又は真実相当性の抗弁において、本件措置等の適否について裁判所がその判断を差し控えるべきか否かを論じている（1審はこれを否定し、原審はこれを肯定した。）。

しかし、そもそも国家賠償請求訴訟では、原告において請求原因として公務員の行為が違法な公権力の行使に該当することを主張立証すべきものであるため、不法行為に基づく損害賠償請求のように、名誉毀損行為該当性を請求原因とし、公共性、公益目的性、真実性又は真実相当性を抗弁とするように主張立証責任が分属することになるかは疑義があり、民事上の私人間の関係と異なり、国や地方公共団体の公務員が、その事務を遂行するために公権力を行使するに当たり、本件のように名誉毀損行為が必然的に問題となり得る場合も存在すると考えられる。そのため、このような国家賠償請求訴訟に

- (5) 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法。市議会の議会運営委員会の議員に対する嚴重注意処分の決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

においては、原告において公務員が職務上の義務に違反して違法に原告の名誉を毀損したこと、すなわち、真実性又は真実相当性がないことを含めて名誉毀損該当性を主張立証すべきものと解する余地も十分にあり得るところで^(注23)ある。この点について、本判決は、「本件措置等が違法な公権力の行使に当たるといえることはできない。」と判示したにとどまるが、上記のような解釈を採ったものと解することも可能であり、この点は、今後更なる検討に委ねられる問題であると考えられる。

さらに、国家賠償請求訴訟における違法な公権力の行使としての名誉毀損該当性の主張立証責任をどのように考えるかは別論としても、本件措置の適否について議会の自律的な判断を尊重すべきものである以上、これが名誉毀損行為に該当するか否か、公共性・公益目的性の有無を検討すること自体について独自に判断する意義は見だし難く、これらの点についても司法審査を差し控えるのが相当であると考えられる（主張立証責任を民事上の不法行為と同様に考えた場合、名誉毀損行為に当たらなければ、真実性又は真実相当性の抗弁を検討する必要がなく、請求棄却の判決をすることが可能となるものの、名誉毀損行為が肯定される場合には真実性又は真実相当性の抗弁との関係で本件措置の適否が必然的に問題となるため、本件措置の適否の問題を検討すれば足りるものと考えられる。）。

本判決は、その判文に照らし、以上の整理を前提として、YがXに対し国家賠償責任を負わないと判断したものと考えられる（なお、本判決が、第1審判決を結論において是認することができる^(注24)と判示したのは、上記の点の理由付けを異にしたことによるものと^(注24)考えられる。）。

4 本判決の意義

本判決は、地方議会の懲罰その他の措置が議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求訴訟につき、法律上の争訟の有無や請求の当否の判断方法について最高裁が初めて判断を示したものである。昭和35年最判その他の団体の内部事項の問題に対する司法審査についての判例法理

やこれとの権衡を考慮すれば、上記の国家賠償請求訴訟は、法律上の争訟に当たるものの、上記の措置が議会の内部規律の問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきものと解される。この点については、下級審裁判例も概ね同様の判断をしてきたものであり、本判決の結論は異論がないように思われるが、最高裁としてその判断を明確に示したことに意義があるものと考えられる。

近時、地方議会における議員に対する措置の適否や名誉毀損の成否に関して、裁判所の司法審査の対象となるか否かが争われる事案が増加しており、本判決は、上記の措置に係る名誉毀損の成否についての判断方法を示した判例として、同種の事例の参考になるもの^{(注25) (注26)}と考えられる。

(注1) 原判決によれば、本件視察旅行は、教育民生委員会の副委員長が、「山口県光市のコミュニティースクール、北九州市の民生委員の支援の仕組みを中心に、ごみゼロ、生ごみ減量の関係で熊本、佐賀又は食育の取組等、先進事例の視察先を調整したい」旨の提案をしたことに端を発する。これに対し、Xは、コミュニティースクールの先進地は三重県にもいくつかあり、京都市が最先端と位置付けられているのに、なぜわざわざ遠方に出かける必要があるのかと異議を唱え、その後、本件視察旅行に欠席することを表明した。

(注2) Xが本件措置等につき名誉毀損が成立すると主張するのは、①本件視察旅行に出席義務がないのに本件規則に基づく公務であるとした上で、②欠席願を提出したにもかかわらず正当な理由なく欠席したとして、違法な本件措置がされ、③これが公表されたこと、である。上記①及び②のうち処分の理由に該当する部分は、本件措置そのものではないが、処分の理由としてXに対する本件通知書に記載されたものであり、Xは、これらを本件措置等と合わせて名誉毀損行為と主張している。そのため、本判決においても、「Xが公務である本件視察旅行を正当な理由なく欠席したことを理由として本件措置を受けたこと」が社会的評価を低下させる事実の摘示であるとして、本件措置等の名誉毀損行為を主張していると扱ったものと考えられる。

- (5) 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法 市議会の議会運営委員会の議員に対する厳重注意処分決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

(注3) 同条1項は、「委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。」と規定し、同条2項は、「前項の場合においては、委員長は委員として議決に加わることができない。」と規定する。

(注4) Yは、その他の抗弁として、①市議会議長による本件措置の通知・公表は正当な職務行為として違法性が阻却される、②Xが、本件措置等を受けるに当たり、甘んじて処罰は受ける旨を述べたこと等をもってXの請求が信義則に違反すると主張した。しかし、原審は、①については、市議会議長は議決を欠いていることを知っていたと推認されるから、委員会において正式な手続が踏まれたことを前提として本件通知書を交付した市議会議長には少なくとも過失があると認められる、②については、Xが、既存の議会運営に対抗している姿勢を有権者に示すため、あえて本件視察旅行を欠席し、自ら本件措置等を誘発したと認めるに足りる証拠はないなどとして、Yの上記主張を採用することはできないと判断した。

(注5) もっとも、行政庁の自由裁量や国会の立法上の裁量の範囲内の行為については、裁判所は、法律上の争訟であることを前提として適法と判断し、その裁量の範囲を逸脱し又はその範囲を濫用した場合に違法とする（行政事件訴訟法30条）から、適法性のメルクマールとしての司法審査権の範囲外か否かという問題とは次元を異にする。

(注6) 学説上は、自律権とは、懲罰や議事手続など国会又は議院の内部事項について自主的に決定できる権能のことをいうものと捉えられており（前掲・芦部342頁）、議員の懲罰や国会内部での議事手続については司法審査が及ばないと解されている（最大判昭和37年3月7日・民集16巻3号445頁（警察法改正無効事件）は、警察法改正の議決の有効性が争われた事件において国会内部の議事手続について司法審査が及ばないとした。）。

(注7) 本件は、厳密には地方議会の措置の違法そのものではなく、当該措置がXの議員としての名誉を毀損することを理由とする国家賠償請求であるが、本判決も判示するとおり、本件措置等の違法を前提とするものであるから、議会の措置が議員の名誉権等の私法上の権利利益を違法に侵害することを理由とする国家賠償請求の問題として論ずる。

(注8) 本文掲記の裁判例を検討しつつ、除名以外の懲罰でさえ司法審査の範囲

外とされていることから、団体の内部事項の適否が前提問題であっても一般市民法秩序に関係し議会の内部規律に服さないと解することは困難であるとして、当該内部事項に司法審査が及ばない限りは、法律上の争訟には当たらないとする見解として、今本啓介・自治研究95巻2号141, 142頁参照。

なお、他の議員による懲罰動議提出行為の名誉毀損の成否が争われた事案において、概ね本判決と同様の理由により法律上の争訟に当たるとした上で名誉毀損の成立を認めたものとして、函館地判平成28年8月30日・判時2331号12頁がある（控訴審である札幌高判平成29年5月11日・判例地方自治423号18頁は、名誉毀損の成立を否定して請求を棄却した。）。もっとも、この事案は、議会の措置そのものではなく、議会の自律権の範囲内で行われた事項とはいえないと整理することが可能である。

(注9) 前掲・最三小判昭和56年4月7日(板まんだら事件)は、要素の錯誤があったか否かについての判断に際しては、信仰の対象についての宗教上の価値に関する判断のほか、「戒壇の完結」、「広宣流布の達成」等宗教上の教義に関する判断がそれぞれ必要であり、いずれも事柄の性質上、法令を適用することによっては解決することのできない問題であるとした上で、「本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰すを左右する必要不可欠のものと認められ、また、記録にあらわれた本件訴訟の経過に徴すると、本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となつていると認められることからすれば、結局本件訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであつて、裁判所法3条にいう法律上の争訟にあたらないものといわなければならない。」と判示して、訴えを不適法として却下した。

上記最判が訴えを不適法却下したのは、宗教上の教義に関する判断が、戒壇の本尊の真贋に係る錯誤を理由とする寄附金の不当利得返還請求権の有無という請求の可否を決する上で必要不可欠であつて紛争の核心であり、請求の前提問題としても裁判所がこのような宗教上の教義について判断することが性質上不可能であつたことによるものと考えられる。同事件最判の調査官解説(篠田

- 〔5〕 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法。市議会の議会運営委員会の議員に対する嚴重注意処分の決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

省二・最高裁判所判例解説昭和56年度民事篇225頁）も、宗教問題についての裁判所の審判権が及ぶ範囲につき、宗教問題が前提問題として争われる場合において、①紛争の実態が宗教上の争いであって当該紛争自体が全体として司法的解決には適しない場合は、法律上の争訟とはいえないから、訴えは不適法として却下されることとなるとする一方、②宗教問題が前提となる場合であっても、当該紛争自体が全体として司法的解決には適しないとはいえない場合があり、この場合は、本案の審理をするが、当該争点については宗教団体の自律権を尊重し、裁判所はその判断を是認することになると整理している。

〔注10〕 この点に関して詳細に論じた学説は少ないが、前掲・実戸407頁は、①司法審査の対象外と判断される訴訟につき、請求の内容が法律上の権利利益にかかわらず団体内部のものにとどまる場面と、②請求の当否を判断するための前提問題に団体の内部事項に関わるため裁判所の審査が限定される場面を区別する必要があるとした上で、②については、訴えが法律上の権利利益を内容とする限り法律上の争訟であることは揺るがないというのが団体の内部紛争を含む司法権の限界に関する裁判例の一般的傾向であると指摘した上で、前掲・最三小判昭和56年4月7日（板まんだら事件）の判断については、訴訟物が供養金という宗教上の献金の返還請求でそれ自体宗教色が強いという本件特有の事情によるところが大きいと指摘する。このような分類とこれに対する評価は、選択された訴訟の性質と請求における団体の内部紛争の位置付けを踏まえたものと考えられる。

〔注11〕 前掲・最三小判昭和63年12月20日は、政党が党员に対してした除名処分を前提として党施設の明渡し等を求めた家屋明渡等請求事件において、政党が党员に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないと的一般論を述べた上で、上記請求が司法審査の対象になることはいうまでもないとして本案の判断をしている。

〔注12〕 このような観点から、本件訴えの法律上の争訟の有無についての原判決と本判決の判断の相違を分析したものとして、新井誠・WLJ判例コラム第165号参照。

〔注13〕 これまでの最高裁判例は、団体の内部事項に関する問題のうち、団体の

内部的処分の効力（それと表裏の関係にある地位の存否）が訴訟物である場合には、概ね当該処分が一般市民法秩序と直接の関係を有するものであるか否かを基準に法律上の争訟に当たるか否かを判断している（地方議会の出席停止の懲罰につき昭和35年最判，国立大学の単位授与の決定につき最三小判昭和52年3月15日・民集31巻2号234頁（富山大学単位不認定事件），国立大学の専攻科修了不認定行為につき最三小判昭和52年3月15日・民集31巻2号280頁，政党の除名処分につき前掲・最三小判昭和63年12月20日（共産党除名処分事件））。

これに対し，訴訟物そのものは具体的権利義務ないし法律関係をめぐる紛争であるが，その前提として団体の内部的処分の効力等が問題となる場合には，判例も，宗教上の教義の解釈等のように，当該前提問題が法令の適用により終局的に解決することができない問題でない限り，法律上の争訟に当たると判断しているものといえる。

(注14) 最一小判平成30年4月26日・集民258号61頁（関係判例3）も，昭和35年最判を前提として，愛知県議会議長の同県議会議員に対する発言の取消命令の適否は，司法審査の対象とはならないと判示した。

(注15) 前掲・最三小判平成6年6月21日は，地方議会の議員に対する辞職勧告決議等が名誉を毀損するものであるとした国家賠償請求事件において，同請求は法律上の争訟に当たり，上記決議等が違法であるか否かについて裁判所の審判権が及ぶものと解すべきであると判示している。

(注16) ただし，昭和35年最判は，「一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題」という判示はしておらず，この文言は，国立大学に関する前掲・最三小判昭和52年3月15日，政党に関する前掲・最三小判昭和63年12月20日で使用されたものである。前掲・最一小判平成30年4月26日は，昭和35年最判を引用しつつ，地方議会の内部事項の問題について上記の文言を使用しているが，これは団体の内部事項に関する行為の適否の問題として共通するものであり，下級審裁判例でも概ね地方議会の内部事項の問題について同様に用いられていることを踏まえて，この文言を使用したのではないかと推察される。

(注17) なお，地方議会の議長による発言取消命令によって議員としての名誉が毀損されたなどとする国家賠償請求訴訟につき，東京地判平成5年7月16日・判タ835号159頁は，議長が議事整理権や秩序維持権に基づきとった措置につい

- (5) 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法。市議会の議会運営委員会の議員に対する嚴重注意処分の決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

て裁判所がその法適合性を判断すべきではないとしつつ、議会の会議中における議長や議員の発言や措置によって何人かが名誉毀損等の損害を被ったと主張され、これが民法上の不法行為と評価され得るものである場合には、司法審査を差し控えるべき理由はないとした上で、原告の請求は議長の発言取消命令によって名誉を毀損されたというにとどまるとして、上記の場合に当たらないと判示している。

(注18) 地自法は、議会運営に関しては、議長に、発言禁止等の議場の秩序維持のほか、議事の整理、議会の事務の統理をする権限を認めている（104条、129条1項）。また、懲罰に関しては、議会は、地自法並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる（134条1項）、懲罰を戒告、陳謝、一定期間の出席停止、除名の4種類とし（135条1項）、その発議や可決要件を定めている（同条2項、3項）。

(注19) (注17)の前掲・東京地判平成5年7月16日の判示についても、本件のように、議員としての行為に関して議会の自律権の範囲内でされた措置自体によって名誉毀損行為該当性が争われる場合には、議会による自主的、自律的な解決を尊重するのが相当であると思われる。他方、議会による自治的措置とはいえない、すなわち、議会の自律権の範囲内で決定された事項とはいえない場合には、その自律的な権能が尊重されるべきものとはいえないから、国家賠償請求訴訟において違法事由の有無が判断されることになる。例えば、①議会の自律権の範囲内でされた措置に関連して、当該議員に対する名誉を毀損する文言を使用するなどした場合（例えば、嚴重注意処分をする際に、当該議員が、私人としても全く協調性がなく、およそ議員の名に値しない人間であるなどと述べた上で決議をした場合など）には、事案に応じて、当該措置とは別個の行為として議会の自律権の範囲内でされたものとはいえないと評価することによって、名誉毀損の有無を判断することもあり得ないではない（他方、措置に密着した行為が措置それ自体の違法をいうものと判断せざるを得ないものは、議会の自律権の範囲内でされた行為と評価されるべきもののように思われる。）。さらに、②上記措置に関して第三者に対する名誉毀損行為該当性が争われる場合、③議員の私人としての行為を理由とする措置に関して当該議員に対する名誉毀損行為該当性が争われる場合、④議会での措置に関連しない議員の発言自

体に関して他の議員や第三者に対する名誉毀損行為が該当性が争われる場合には、地方議会の議員には免責特権が及ばないことや、司法審査を差し控えるべきであるのは議会の自律権の範囲内でされた事項（措置）であることに照らし、司法審査を差し控えるべき合理的な理由はないように思われる。

(注20) 議会の内部規律の問題にとどまるか否かについての学説の状況は、第3の2(2)アのとおりである。この点につき、昭和35年最判は、除名処分以外の決議一般について司法審査を否定すべきものとしたのではなく、当該事案における出席停止のような懲罰が議員の権利行使の一時的制限にすぎないことを理由に司法審査を否定したものであり、除名処分以外の決議一般について司法審査を否定したものではない。国会又は議院は、本文記載のとおり、三権分立の見地や議院の運営や資格・懲罰について憲法上規定が設けられていることに照らし、高度の自律権が保障されると解されるのに対し、地方議会は、司法権との関係において直ちに自律権が保障されるべき地位にあるとはいえず、その自律性・自主性を支える憲法上の根拠に照らし、紛争や争われている権利の性質等を考慮に入れて、個別具体的に検討する必要があると考えられる。

そして、近時の下級審裁判例においては、議員に対する地方議会の措置に対する国家賠償請求訴訟や差止訴訟等において、議員活動に重大な制約を及ぼす措置については司法審査の対象となることを判示するものが現れている。すなわち、①国家賠償請求の事案として、名古屋高判平成24年5月11日・判時2163号10頁は、発声障害のある地方議会の議員に対し第三者の代読による発言を認めないとする議会の決定について国家賠償請求がされた事件において、議会における発言方法は議会の内部規律に関わる問題であるとしつつも、発言方法の制約によって議会での発言の機会そのものが奪われるような場合には、一般市民法秩序に関わるものとして法律上の争訟に当たるとした上で、国家賠償請求を認容した。また、②議会の措置の差止め等や国家賠償請求の事案として、前掲・東京地判平成28年6月30日は、区議会の無所属議員が、本会議における無所属議員の一般質問の時間を年間20分とすることによってその質問権が侵害されたとして、質問を制限する処分の差止め及び質問を制限されない地位にあることの確認等を求めた区議会本会議質問制限差止等請求事件において、議会運営委員会の申合せ等及びこれののった議長の権限の行使が、議員の発言を

- (5) 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の可否の判断方法。市議会の議会運営委員会の議員に対する厳重注意処分決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

一般的に阻害し、その機会を与えないに等しい状態を惹起するなど、議員の発言の機会を剥奪するものと認められる場合には、これによる議員の議員活動の自由に対する侵害の排除を求める訴えは、一般市民法秩序に関わるものとして、法律上の争訟に当たると判断した（当該事案では、裁判所は、議員の発言の機会を剥奪するものとはいえないとして、差止め等の訴えは法律上の争訟に当たらないとして却下し、国家賠償請求については、国賠法に基づく損害賠償請求権は私法上の金銭債権であること等を理由に法律上の争訟に当たるとした上で、議会の自律的判断を尊重してこれを棄却した。）。

なお、国立大学の専攻科修了不認定行為について司法審査の対象とした前掲・最三小判昭和52年3月15日を論拠として、判例法理としても、団体の内部問題であっても制限される権利利益の性質や重要性によっては司法審査の対象となり得るものと理解できるとの見解を示すものとして、横大道監編「憲法判例の射程」217頁〔井上武史〕があり、上記の下級審裁判例はこれに沿うものであるが、議会の内部規律にとどまるか否かの問題については、今後の更なる学説の検討や判例の展開に委ねられるものと考えられる。

- (注21) 原審は、本件措置が本件視察旅行を強制するもので、Xの憲法上保障された移動の自由や思想信条の自由を制約するものと判断したが、事実上の効力を有するにすぎない本件措置が、Xの憲法上の権利を制約するものとは認められないと考えられる。
- (注22) この観点からの指摘をしたものとして、前掲・新井（注12）、神橋一彦・法学教室464号118頁があり、前掲・神橋は、例えば、侮辱的な言動があった場合、別個の加害行為として国賠法上の違法が問題となる余地があると指摘する。
- (注23) この点について正面から判示した裁判例は見当たらないが、地方議会の長の議会での発言による名誉毀損行為の国賠法上の違法の有無が争われた事件として、福岡高判平成27年2月26日・判例秘書、津地裁平成30年5月10日・判例時報2400号70頁がある。これらは、いずれも市議会における市長の答弁につき、一般的な名誉毀損の判断枠組みと異なり、その性質上、普通地方公共団体の長としての政治的判断を含む一定の裁量が存することを前提として、結果として住民等の第三者の社会的評価が低下したとしても、直ちに職務上の注意義務

務に違背したとはいえず、発言の動機、目的、内容及び発言態様等を考慮し、上記の裁量を逸脱したといえる場合に国賠法1条1項にいう違法な行為があったと認められると判断し、公共性、公益目的性、真实性又は真実相当性を含めて原告に主張立証責任があるものとして判断している。なお、国会議員の国会での発言に係る名誉毀損の成立につき、当該国会議員が、その職務とはかかわりなく違法又は不法な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要としたものとして、最三小判平成9年9月9日・民集51巻8号3850頁があるが、地方議会の議員は、国会議員と異なり、免責特権が保障されていないことや行政的権能を少なからず担っていることを考慮し、通常不法行為の基準に従い判断すべき見解として、前掲・今本（注8）142、143頁等がある。

(注24) 私見ではあるが、念のために、本件措置等に係る真实性の抗弁について検討すると、原判決によれば、教育民生委員会は、地自法109条8項に基づき議会閉会中であっても継続審査を行うことができるとの議会の議決を得ており、同委員会で本件視察旅行を行うことを決定し（なお、委員会における意思決定の全てに議決を要するとは解されず（地自法96条）、Yでは委員派遣は委員会から派遣承認要求書を議長に提出してあらかじめその承認を得なければならない（本件規則105条）と規定されているのみであるから、議決事項には該当しないと考えられる。）、本件規則105条に基づき、同委員会の調査のための委員派遣の承認を求めて議長からその承認を得たのであるから、本件視察旅行は教育民生委員であるXの公務といえると考えられる。そして、Xは、議長宛てに欠席願を提出したものの、委員会に出席できない場合には理由を付けて委員長に届け出なければならない（本件規則90条）との規定に反し、教育民生委員長に提出していないから、正当な欠席願とはいえないとして公務への出席を怠ったものと扱われてもやむを得ず、議員としての責務を全うしなかったとして本件要綱2条2号に該当するもののように思われる。

(注25) 本判決の評釈等として、前掲・新井（注12）、前掲・神橋（注22）、笹田栄司・法学教室465号131頁、田中祥貴・新・判例解説 Watch22号19頁、村西

- 〔5〕 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法 市議会の議会運営委員会の議員に対する嚴重注意処分決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

良太・民商法雑誌155巻6号62頁，榎透・自治研究96巻6号135頁，君塚正臣・令和元年度重要判例解説26頁，須田守・令和元年度重要判例解説54頁，金井恵里可・判例地方自治456号24頁，土井翼・行政法研究35号205頁等がある。

〔注26〕 本判決の言渡し後の令和2年11月25日，最高裁大法廷において，普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰について，全面的にその適否が司法審査の対象となる旨の判断がされた（平成30年（行ヒ）第417号令和2年11月25日大法廷判決・民集74巻8号2229頁）。同最大判は，昭和35年最判を変更し，普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰の適否につき，一般市民法秩序と直接の関係を有する内部の問題にとどまるか否かという方向ではなく，それぞれの団体の目的・性質・機能，その自律性・自主性を支える憲法上の根拠の相違，紛争や争われている権利の性質等を考慮に入れて個別具体的に検討する方向性を正面から明らかにしたものと見える。本判決との関係においては，法律上の争訟に関する訴えの適法性に影響することはないが，本案において，地方議会の議員に対する懲罰その他の措置が「議会の内部規律の問題にとどまる限り，議会の自律的な判断を尊重し，これを前提として請求の当否を判断すべきものと解するのが相当である。」と判示した点について，事案に応じて個別に検討すべきものと本文中に記載した「議会の内部規律の問題にとどまる」ものか否かに影響を及ぼすものであり，これがどの範囲で認められるかは，同最大判の判断を前提として個別具体的に検討されることになると思われる。（日置 朋弘）

【別紙1】

大学、政党に関する関係判例（抜粋）

1 最三小判昭和52年3月15日・民集31巻2号234頁（富山大学単位不認定事件）

裁判所は、憲法に特別の定めがある場合を除いて、一切の法律上の争訟を裁判する権限を有するのであるが（裁判所法3条1項）、ここにいう一切の法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争を意味するものではない。すなわち、ひと口に法律上の係争といっても、その範囲は広汎であり、その中には事柄の特質上裁判所の司法審査の対象外におくのを適当とするものもあるものであって、例えば、一般市民社会の中であってこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないものと解するのが、相当である（昭和35年最判参照）。そして、大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究とを目的とする教育研究施設であって、その設置目的を達成するために必要な諸事項については、法令に格別の規定がない場合でも、学則等によりこれを規定し、実施することのできる自律的、包括的な権能を有し、一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているのであるから、このような特殊な部分社会である大学における法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象になるものではなく、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は右司法審査の対象から除かれるべきものであることは、叙上説示の点に照らし、明らかというべきである。

（中略）単位の授与（認定）という行為は、学生が当該授業科目を履修し試験に合格したことを確認する教育上の措置であり、卒業の要件をなすものではあるが、当然に一般市民法秩序と直接の関係を有するものでないことは明らかである。それゆえ、単位授与（認定）行為は、他にそれが一般市民法

- (5) 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法 市議会の議会運営委員会の議員に対する嚴重注意処分決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足りる特段の事情のない限り、純然たる大学内部の問題として大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものであって、裁判所の司法審査の対象にはならないものと解するのが、相当である。

2 最三小判昭和63年12月20日・集民155号405頁（共産党除名処分事件）

政党は、政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成する政治結社であって、内部的には、通常、自律的規範を有し、その成員である黨員に対して政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施すなどの自治権能を有するものであり、国民がその政治的意思を国政に反映させ実現させるための最も有効な媒体であって、議会制民主主義を支える上においてきわめて重要な存在であるといえることができる。したがって、各人に対して、政党を結成し、又は政党に加入し、若しくはそれから脱退する自由を保障するとともに、政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由を保障しなければならない。他方、右のような政党の性質、目的からすると、自由な意思によって政党を結成し、あるいはそれに加入した以上、黨員が政党の存立及び組織の秩序維持のために、自己の権利や自由によって一定の制約を受けることがあることもまた当然である。右のような政党の結社としての自主性にかんがみると、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであるから、政党が組織内の自律的運営として黨員に対してした除名その他の処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのを相当とし、したがって、政党が黨員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべきであり、他方、右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない。

【別紙2】

地方議会に関する関係判例（抜粋）

1 最大判昭和35年3月9日・民集14巻3号355頁

地自法（134条、135条および137条）に基き議員の懲罰として行われる除名は、議員たる身分を剥奪する処分であって、その処分に対し違法を理由として除名処分の取消を求める訴は、判決による除名処分の取消によって除名処分のなかりし状態に復帰し、もって、剥奪された議員たる身分の回復を図ることを目的とするものに外ならないのである。従って、既に議員の任期満了等の事由によって議員の身分を失っている者については、最早除名処分を取り消しても議員たる身分を回復するに由ないのであるから、かかる場合においては除名処分の取消を求める訴は、訴訟の利益がなくなったものとして、許すべからざるものと云わなければならない。

2 最大判昭和35年10月19日・民集14巻12号2633頁

司法裁判権が、憲法又は他の法律によってその権限に属するものとされているものの外、一切の法律上の争訟に及ぶことは、裁判所法3条の明定するところであるが、ここに一切の法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争という意味ではない。一口に法律上の係争といっても、その範囲は広汎であり、その中には事柄の特質上司法裁判権の対象の外におくを相当とするものがあるのである。けだし、自律的な法規範をもつ社会ないしは団体に在っては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判にまつを適当としないものがあるからである。本件における出席停止の如き懲罰はまさにそれに該当するものと解するを相当とする。（尤も前掲・昭和35年3月9日大法廷判決以下は議員の除名処分を司法裁判の権限内の事項としているが、右は議員の除名処分の如きは、議員の身分の喪失に関する重大事項で、単なる内部規律の問題に止らないからであって、本件における議員の出席停止の如く議員の権利行使の一時的制限に過ぎないものとは自ら趣を異にしているのである。従って、前者を司法裁判権に服させても、後者については別途に考慮し、これを司法裁

- (5) 普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法。市議会の議会運営委員会の議員に対する嚴重注意処分決定が違法な公権力の行使に当たるとはいえないとされた事例

判権の対象から除き、当該自治団体の自治的措置に委ねるを適当とするのである。)

3 最一小判平成30年4月26日・集民258号61頁

地方議会の運営に関する事項については、議会の議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保すべく、その性質上、議会の自律的な権能が尊重されるべきものであり、地自法は、議員の議事における発言に関しては、議長に当該発言の取消しを命ずるなどの権限を認め、もって議会が当該発言をめぐる議場における秩序の維持等に関する係争を自主的、自律的に解決することを前提としているものと解される。(中略) そうすると、議事を速記法によって速記し、配布用会議録を関係者等に配布する旨を定めた同規則（注：愛知県議会会議規則）121条2項及び122条は、同規則123条の規定（注：配布用会議録には県議会議長が取消しを命じた発言を掲載しない旨）と併せて、地自法123条1項が定める議長による会議録の調製等について具体的な規律を定めたものにとどまると解するのが相当であり、県議会議員に対して議事における発言が配布用会議録に記載される権利利益を付与したものということとはできない。(中略) 以上によれば、県議会議長の県議会議員に対する発言の取消命令の適否は、司法審査の対象とはならないと解するのが相当である。

4 最二小判昭和28年11月20日・民集7卷11号1246頁

論旨は、要するに、被上告人の行為は、地自法134条1項の懲罰事由に該当するというのである。しかしながら、右条項が議員の懲罰を規定しているのは、議会の秩序を維持し、その運営を円滑ならしめるためであって、議員の個人的行為を規律するためではない。従って議員の議場外の行為であって、しかも議会の運営と全く関係のない個人的行為は同条による懲罰の事由にならないものと解するを相当とする。これを本件について見るに、被上告人除名の理由は、同人が安堵村大字東安堵北方の大字会計員として在職中右職務上保管中の同大字環境改善費を横領したというのであって、かりにかかる事実があったとしても、被上告人の右の行為は議会と全く関係のない行為であって、原判決が上告人のした除名を違法としたのは至当である。議員が

全体の奉仕者として職務を尽すべきことは所論のとおりであるが、このような義務は、議員としての地位に伴う義務であって、議員たる地位を離れた行為について憲法15条2項の趣旨に反する行為ありとして懲罰を科することができるものではない。

5 最三小判平成6年6月21日・集民172号703頁

原審が適法に確定した事実関係の下においては、上告人の町議会が、議員である被上告人に対し、被上告人が上告人所有の土地を不法に占拠しているとして議員辞職勧告決議等をしたことが、被上告人に対する名誉き損に当たるとしてされた本件の国家賠償請求は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たり、右決議等が違法であるか否かについて裁判所の審判権が及ぶものと解すべきである。

《書誌》

提供 TKC

【文献番号】 25597045
【文献種別】 判決／名古屋地方裁判所（第一審）
【裁判年月日】 令和5年11月30日
【事件番号】 令和3年（ワ）第4710号
【事件名】 損害賠償請求事件
【事案の概要】 名古屋市議員の職にあった原告が、議会運営委員会において事実無根の虚偽発言をしたとして所属する地域政党である被告から除籍処分とされた際、被告がその旨を記載した文書を名古屋市政記者クラブに投函し、これが報道されたことによって、名誉を毀損されたとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償金等の支払を求めた事案で、本件訴えは、その性質上、法令の適用による終局的な解決に適さないものとはいえないから、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たり、適法というべきであるとしたうえで、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすると、上記文書が摘示する事実は、市議員である原告が、議会運営委員会の場において、被告会派に所属する他の市議員について制裁の対象となるべき根拠のない虚偽発言をしたことによって、被告の党员資格を剥奪された人物であるとの印象を与えるものであり、本件記載は、原告の社会的評価を低下させるものと認められるところ、被告において、本件記載の摘示事実の重要な部分について真実であることの証明があったとは認められず、違法性は阻却されないとして、原告の請求を一部認容した事例。

【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【裁判官】 安田大二郎 池田幸子 吉川この実
【引用判例】 (当判例が引用している判例等)
最高裁判所第二小法廷 昭和29年（オ）第634号
昭和31年 7月20日

最高裁判所第三小法廷 平成6年（オ）第978号
平成 9年 9月 9日

最高裁判所第一小法廷 昭和37年（オ）第815号
昭和41年 6月23日

最高裁判所第一小法廷 昭和56年（オ）第25号
昭和58年10月20日

《全文》

【文献番号】 25597045

損害賠償請求事件
名古屋地方裁判所令和3年（ワ）第4710号
令和5年11月30日民事第5部判決
口頭弁論終結の日 令和5年9月21日

判 決

原告 a
同訴訟代理人弁護士 吉田悟
同 飯島吾郎
被告 減税日本
同代表者代表 b
同訴訟代理人弁護士 田中智之

主 文

- 1 被告は、原告に対し、44万円及びこれに対する令和3年6月23日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、440万円及びこれに対する令和3年6月23日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、名古屋市議員の職にあった原告が、議会運営委員会において事実無根の虚偽発言をしたとして所属する地域政党である被告から除籍処分とされた際、被告がその旨を記載した文書を名古屋市政記者クラブに投函し、これが報道されたことによって、名誉を毀損されたとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として440万円（慰謝料400万円、弁護士費用40万円）及びこれに対する不法行為日である令和3年6月23日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲証拠（枝番のすべてを引用する場合には、枝番の記載を省略する。また、複数頁にわたる書証の一部や調書については、認定に用いた主な箇所を〔 〕内に掲記することがある。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

（1）当事者等

ア 被告は、平成22年に結成された地域政党である（争いがない）。

名古屋市議員のうち、被告の政策に賛同する者は、「減税日本ナゴヤ」という会派（以下「被告会派」という。）を組織している（乙16）。

イ 原告は、平成24年12月から被告の黨員として活動し、平成27年4月に名古屋市議員に初当選した後、平成31年4月にも再選し、被告会派の名古屋市議員として活動していた者である（甲32）。

（2）原告は、令和3年6月12日付で被告代表宛てに離党届を送付し、同月15日に被告代表により受理された（甲2ないし4）。

（3）原告は、令和3年6月22日、名古屋市議会運営委員会（以下、特に断りのない限り、議会運営委員会は名古屋市議会運営委員会をいう。）において、別紙「原告の発言ごとの主張一覧表」（以下「一覧表」という。）の「全文」欄記載の一連の発言をした（以下、一連の発言を「本件発言」という。）（甲9）。

（4）令和3年6月22日、被告において幹事会が開催され、同日の議会運営委員会における原告の事実無根の虚偽発言が党所属議員に対する名誉毀損の可能性が高い状況に鑑み、原告から提出された離党届の受理を撤回し、原告を除籍処分とすることなどを決定した（乙1。なお、同書証の成立の真正及び信用性については後述する。）。

（5）被告は、令和3年6月23日、「a議員の処分についてお知らせします。先般、ご本人より離党届が代表あてに提出され受理いたしました。昨日の議会運営委員会におけるa議員の発言は、明らかに党所属議員に対する事実無根の虚偽発言であり、党所属議員が名誉を著しく棄（ママ）損された状況を鑑み、離党届の受理を撤回し、a議員を除籍処分とすることを決定しましたので、お知らせいたします。」との内容が記載（以下「本件記載」という。）された「お知らせ」と題する文書（以下「本件文書」という。）を作成し、名古屋市政記者クラブの受付に投函した（以下「本件投函行為」という。）（甲1）。

（6）原告は、同月29日付で除籍処分に対する不服申立てを行ったが、被告は、同年7月7日、除籍の見直しはしない旨回答した（甲5ないし7）。

（7）原告は、令和3年11月11日、本件訴訟を提起した。

3 争点

- （1）法律上の争訟性（本案前の争点）（争点1）
- （2）本件記載は原告の社会的評価を低下させるか（争点2）
- （3）違法性阻却事由及び故意過失の有無（争点3）
- （4）損害の有無及び額（争点4）

4 争点に関する当事者の主張

（1）争点1（法律上の争訟性（本案前の争点））について
（被告）

本件訴えは、実質的には、被告による除籍処分の当否を争うものであり、一般市民秩序と直接関係を有しない内部問題であるから、「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）に該当しない。

（原告）

本件訴えは、被告による除籍処分の当否を争うものではないから、「法律上の争訟」に該当する。

（2）争点2（本件記載は原告の社会的評価を低下させるか）について

（原告）

本件記載のうち、議会運営委員会における原告の発言が明らかに事実無根の虚偽発言である旨の摘示事実は、原告が根拠のない嘘の発言を職務上したとの印象を与え、議員としての信用を毀損するから、原告の社会的評価を低下させるものである。また、被告が、原告を除籍処分とする決定をした旨の摘示事実は、原告が、団体の構成員に対して倫理規範に違反する行為を行い、これを被告が公に認定した上で原告に対して制裁を科したものと理解される内容であるから、原告の社会的評価を低下させるものである。

（被告）

否認ないし争う。

（3）争点3（違法性阻却事由及び故意過失の有無）について

（被告）

ア 真実性の立証対象について

本件記載には原告の発言について「党所属議員に対する事実無根の虚偽発言」との記載があり、議会運営委員会における原告の発言において具体名が挙げられている被告所属議員はc議員（以下「c議員」という。）だけであることからすれば、「事実無根の虚偽発言」であることの真実性の立証対象となる事実は、議会運営委員会における原告の発言のうち、評価、意見、感想等を除いた、c議員に関するものである。

イ 真実性について

真実性に関する具体的な主張については、一覧表の「被告の主張」欄記載のとおりである。

ウ 真実相当性について

本件発言のうち一覧表の「真実相当性」欄に「あり」と記載した内容については、被告が真実と誤信するにつき相当な理由がある。

（原告）

ア 真実性の立証対象について

本件記載には「昨日の議会運営委員会におけるa議員の発言は」「事実無根の虚偽発言」と摘示されており、原告の発言の内容を限定するように読めない。したがって、真実性の立証対象となる事実は、本件発言のうち、評価、意見、感想等を除いた、具体的事実を摘示した部分の全てである。

イ 真実性について

否認ないし争う。真実性に関する具体的な主張については、一覧表の「原告の主張」欄記載のとおりである。

ウ 真実相当性について

本件発言について、議会運営委員会に対し異議や原告の懲罰の申出等をしていないなどの被告の対応からすると、被告において本件発言が事実無根の虚偽発言であると認識したことにつき相当な理由があるとはいえない。

（4）争点4（損害の有無及び額）について

（原告）

ア 慰謝料 400万円

被告の本件投函行為により、本件文書の内容が複数のメディアによって報道されたことで、原告は、甚大な精神的苦痛を被った。その慰謝料は400万円を下回らない。

イ 弁護士費用 40万円

前記慰謝料額の1割である。

（被告）

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（法律上の争訟性（本案前の争点））について

被告は、本件訴えは、実質的には被告による除籍処分の当否を争うものであり、一般市民秩序と直接関係を有しない内部問題であるから法律上の争訟に該当しない旨主張する。

しかし、本件訴えは、本件投函行為によって原告の名誉という私権が侵害されたか否か、すなわち不法行為に基づく損害賠償請求権が成立するか否かが問題とされているところ、これは一般市民法秩序に関する問題であり、被告による除籍処分の当否を争う内部問題とはいえない。

したがって、本件訴えは、その性質上、法令の適用による終局的な解決に適さないものとはいえないから、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たり、適法というべきである。

2 争点2（本件記載は原告の社会的評価を低下させるか）について

（1）判断基準等

ある表現が人の社会的評価を低下させるものか否かは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準に判断すべきである（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。また、問題とされている表現が、一般の読者の普通の注意と読み方を基準に、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものは、特定の事項についての事実を摘示するものと解される（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。

（2）摘示事実

本件記載は、令和3年6月22日に開催された議会運営委員会において、原告が被告の所属議員に対し事実無根の虚偽発言をし、これにより被告が原告を除籍処分とする決定をしたとい

う事実を摘示するものと認められる（前提事実2（5）、甲1）。これに対し、被告は、本件記載のうち「事実無根」との表現は、議会運営委員会における原告の発言を受けた被告の意見であり、事実の摘示ではないとも主張する（被告の令和5年9月15日付け準備書面11）。しかし、本件記載自体に、議会運営委員会における原告の具体的な発言が引用されていない以上、「事実無根」との表現のみを取り出してこれを証拠等による証明になじまない意見ないし論評の表明ということは相当でない。被告の主張は採用できない。

（3）名誉毀損性

ア 被告は、倫理規則を定めており、被告の幹事会が、党員が倫理規範に反する行為を行ったと判断した場合、「幹事長名による注意」、「幹事会名による嚴重注意」、「党の役職の一定期間の停止または解任」若しくは「党公認または推薦等の取消」までの4段階にわたる措置又は「党員資格停止」、「離党の勧告」若しくは「除籍」までの3段階による処分を行うことができることとされている（甲23）。

イ 上記アのとおり、「除籍処分」は被告の倫理規則上最も重い処分であるほか、一般的にも「除籍処分」という言葉は組織が規律維持の観点から構成員をその意思に反して退会させることを意味する。したがって、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすると、上記（2）の摘示事実は市会議員である原告が、議会運営委員会の場において、被告会派に所属する他の市会議員について制裁の対象となるべき根拠のない虚偽発言をしたことによって、被告の党員資格を剥奪された人物であるとの印象を与えるものであり、本件記載は、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

3 争点3（違法性阻却事由及び故意過失の有無）について

（1）判断基準等

事実を摘示しての名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を損なうことにあつた場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和37年（オ）第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和56年（オ）第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。

（2）本件記載の真実性の立証対象について

ア 前記2（2）のとおり、本件記載は、令和3年6月22日に開催された議会運営委員会において、原告が被告の所属議員に対し事実無根の虚偽発言をし、これにより被告が原告を除籍処分とする決定をしたという事実を摘示するものである。

そして、同日の議会運営委員会における原告の発言（本件発言）において、具体名が挙げられている被告の所属議員がc議員だけであることからすれば、本件記載の真実性の立証対象となるのは、本件発言中のc議員に関する発言（一覧表番号5ないし9、11ないし14、16、17、19、20、27、30ないし35、38及び40）が事実無根の虚偽であることとなる。

そして、c議員に関する発言を内容別に分類すると、以下のとおりである（一覧表の「真実性立証の対象（裁判所）」欄参照）。

（ア）c議員が被告ないし被告会派及び名古屋市会の混乱を招く言動をした等の内容

一覧表番号5及び16

（イ）c議員が政治活動における無断録音を肯定ないし許容していた等の内容

一覧表番号6ないし9

（ウ）c議員が他の団員の意見を聴かず、独断専行をしていた等の内容

一覧表番号11ないし14及び38

（エ）c議員が原告に対し嫌がらせをした等の内容

一覧表番号17、19、20、27、30ないし35及び40

イ 原告は、本件発言のうち、評価、意見、感想等を除いた、具体的事実を摘示した部分の全てが真実性の立証対象となる旨主張する（上記アに加え、一覧表番号4、21、26、28、29、39及び41ないし43。一覧表の「真実性立証の対象か（原告）」欄参照）。しかし、これらはいずれもc議員に対する発言とはいえないから、本件記載との関係では、真実性の立証対象となるとはいえない。

なお、原告は、争点1において、本件訴えは被告による除籍処分の当否を争うものではないと主張しつつ、令和3年6月22日開催の幹事会につき出席者全員が幹事会の構成員としての資格を有しておらず、正当な権限を有する機関が行った議決ではないから、除籍処分は存在しないと主張する（原告の令和5年9月13日付け第8準備書面〔2・3頁〕）。しかし、本件記載は、原告を除籍処分とする決定がされたという外形的事実を摘示するものであり、この外形的事実に争いが無い以上、争点3の判断に当たり除籍処分の実質的効力の有無を審理する必要はないものと思料する。

ウ 被告は、上記アで認定した発言のうち一覧表番号16、19及び40については、真実性の立証対象とならない旨主張するが、発言自体にc議員の言動が含まれていることは明らかであり、採用できない。

（3）真実性

以下、上記（2）ア（ア）ないし（エ）の内容ごとに、本件記載において摘示された事実が

真実といえるかについて検討する。

ア 一覧表番号5及び16におけるc議員に関する発言

後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、【1】被告会派の組織上、団長は最上位の役職であり、かつ、組織上、団長は副団長、幹事長以下の役員者の任命権及び罷免権を有すること（乙27）、【2】c議員は令和2年度の被告会派の団長の地位にあったこと（乙26）、【3】被告会派では、令和2年4月以降令和3年2月4日までに、相次いで6人の幹事長が交代する事態が生じたこと（甲11、乙26、32、証人d（以下「証人d」という。））、【4】名古屋市の発行する市会だより第173号（令和2年12月号）において、被告会派に起因した議会の混乱等を受け、被告会派の議会運営委員会理事などが相次いで変更されたこと、その経緯として、被告会派内の意見が一致していなかったことや、被告会派の団長であるc議員が令和2年7月2日に委員会の運営に関する他会派の控室での交渉を無断で録音していたことが説明されていること（乙23）、【5】c議員は、令和3年6月当時、議会運営委員会の理事であったところ、原告が本件発言をしたのと同じ日（令和3年6月22日）の上記委員会において、別の理事から、c議員について、自分の都合のみを優先する要求を繰り返したことや、既に結論が出ている他会派の控室における無断録音の取扱いについて一事不再議という議会のルールを無視したこと、原告の離団に当たり説明責任を果たさなかったことといった理由から、会派間の交渉を担うには不適切であるとして不信任動議が提出され、即日、同動議が可決されたこと（甲9〔3・4頁〕）が認められる。

上記認定事実からすれば、一覧表番号5及び16におけるc議員に関する原告の発言が事実無根の虚偽発言であるとの摘示事実が真実であるとは認められない。

イ 一覧表番号6ないし9におけるc議員に関する発言

（ア）後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、【1】c議員は、令和2年7月2日、他会派の控室において、同会派議員との交渉を無断で録音したこと（乙20〔2頁〕、乙23）、【2】この無断録音の件に関し、被告会派内で無断録音の是非等について議論が行われていたこと、【3】令和2年10月初旬、当時、被告会派副団長の地位にあったe議員から、同会派の市会議員に対し、グループLINEを通じて、無断録音についての見解をとりまとめた文書が送付されたこと（甲12、乙26の3）、【4】上記【3】のグループLINE上で、原告は、同月8日、上記文書に対し、無断録音の責任はc議員であることを明記すべきであるとの意見を述べたほか、一般的に無断録音がマナー違反、信義則違反であるとの意見を述べて原告に賛同する同僚議員（f議員。以下「f議員」という。）も存在したこと、他方、c議員は被告代表と被告会派執行部に一任して欲しいとのメッセージを送信していたこと（甲12）、【5】令和2年10月12日の議会運営委員会において、被告会派のg議員が、会派として、今後、無断録音をしない旨の発言をしたこと（乙20〔9頁〕参照）、【6】令和2年10月27日、被告会派の市議団会議（以下「団会議」という。）が開催されているところ、同月26日に送信された同会議の招集通知（なお、被告会派ではグループLINEを利用していただ。以下同じ。）では議題として、無断録音についての対応は議題として記載されていなかったこと（乙14）、【7】令和2年11月9日、被告会派の団会議が開催されているところ、同月6日に送信された同会議の招集通知では議題として、無断録音についての見解は議題とされていなかったこと（乙15）、【8】令和2年11月11日の議会運営委員会において、他の会派の議員から被告会派の見解を書面で提出するように求められたこと（乙19〔21・22頁〕）、【9】被告会派は、令和2年11月13日の議会運営委員会において、被告会派団長名義で、議会運営委員会委員長宛てに、無断録音をする必要性及び相当性がある場合には無断録音が認められないものではないとの見解を記載した「無断録音に対する見解」と題する書面を提出したこと（乙5、20〔8頁〕）、【10】後日、被告会派を離脱したf議員は、令和3年8月27日の議会運営委員会において、無断録音について、会派所属議員と執行部との間には認識の乖離があったと発言していること（甲26〔61・62頁〕）が認められる。

（イ）被告は、無断録音に対する対応は令和2年10月27日の団会議（上記（ア）【6】）において執行部に一任されることが可決された、令和2年11月9日の団会議（上記（ア）

【7】）において、上記（ア）【9】の書面が討議された上、執行部に一任することが可決されたと主張し、証人dは、同主張に沿う陳述及び供述をする（乙8の別紙3・4、証人d）。

しかし、令和2年10月27日及び同年11月9日の団会議の招集通知のいずれにも、無断録音に関する対応ないし見解は議題として記載されていなかったのであり（上記（ア）【6】及び【7】）、被告の主張に的確な裏付けがあるとは言い難い。また、乙8の別紙3・4の作成時期は、いずれも令和4年2月17日頃と当該団会議から相当期間が経過した後に作成されたものである上、作成過程についても正式な議事録等をもとに作成されたものではない（これらの団会議の議事録が存在しないことは証人d自身が自認している。証人d〔20・21頁〕）ことなどからすると、少なくとも議題、議決等の団会議の内容に関する部分につき信用性を認めることはできない。

かえって、原告は、本人尋問において、c議員以外の議員は無断録音に反対していた、c議員が被告会派の団長の権限で上記（ア）【9】の書面を作成したという趣旨の供述をしている（原告本人〔25・32頁〕）。

（ウ）本件では、原告の発言について違法性が阻却されるか否かではなく、被告が本件文書において摘示した事実について違法性が阻却されるか（真実といえるか）が問題となっているところ、上記（ア）、（イ）に照らすと、一覧表番号6ないし9におけるc議員に関する原告の発言が事実無根の虚偽発言であるとの摘示事実が真実であるとは認められない。

ウ 一覧表番号11ないし14及び38におけるc議員に関する発言

(ア) 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、【1】令和2年8月24日、市会総務環境委員会において、同委員会は、被告会派に対し、被告会派が一事不再議のルールに反した議案の提出をしたことについて、提案者全員の署名による猛省と謝罪を書面で提出するように求めたこと（甲28〔5枚目〕参照）、【2】上記【1】の要請を受け、被告会派は、同月25日、グループLINEに、上記の総務環境委員会の件で、団会議の招集通知を送ったこと（乙12）、【3】同月27日、名古屋市役所東庁舎の被告会派控室（以下「控室」という。）において、団会議が開催されたこと（乙12参照）、【4】被告会派は、令和2年9月2日、「委員間討議についての申し入れ」（乙7）を名古屋市長に提出したが、被告会派議員の意見が一致していなかったため、議会が混乱したこと（乙23。なお、甲30〔3枚目〕参照。）、【5】これを受けて、被告会派は、同月19日、被告会派のグループLINEに、議題を「委員間討議の申し入れ書について」とする、団会議の招集通知を送ったこと（乙13）、【6】同月21日、被告会派のグループLINEに、「9月23日用QA」と題するファイル（甲15。以下「QA」という。）が送信されたこと（甲14）、【7】同月23日、控室において、団会議が開催されたこと（証人d）、【8】原告は、同日開催された財政福祉委員会において、被告会派の執行部から「委員間討議についての申し入れ」の案が周知されたのは同年8月31日（前記【4】の2日前）であり、十分な精査ができなかったと発言していること（甲29〔17枚目〕）、【9】被告会派は、令和2年9月28日、前記【4】の申し入れを取り下げたこと（甲30〔3枚目〕）、【10】f議員は、令和3年8月27日の議会運営委員会において、委員間討議申し入れについて、被告会派の所属議員と執行部との間には認識の乖離があった、意見の一致しない所属議員に対して、受け手がハラスメントと捉えかねない言動があったとの発言をしていること（甲26〔61・62頁〕）、【11】同日の議会運営委員会において、他会派の議員が、同年3月12日の理事会において、d議員（証人d）が、委員会討議の申し入れについて、被告会派の執行部が強引に進めた結果であると発言したのを聞いたとの発言をしていること（甲26〔70頁〕）が認められる。

(イ) 被告は、令和2年8月27日の団会議（上記（ア）【3】）の時点で、既に上記（ア）【5】の書面（乙7）が存在し、同書面を提出することが可決されたと主張し、証人dは、同主張に沿う陳述及び供述をする（乙8の別紙1、証人d）。

しかし、先に説示したとおりと同じ理由から、乙8の別紙1について、少なくとも議題、議決等の団会議の内容に関する部分につき信用性を認めることはできない。

かえって、原告は、令和2年8月27日の団会議（上記（ア）【3】）の時点で、上記（ア）【5】の書面（乙7）は存在しなかったと陳述及び供述し（甲32〔4頁〕、原告本人〔4頁〕）、原告の上記認識は、上記（ア）【8】のとおり、同体験の直後から一貫している。

(ウ) 先に説示したとおり、本件では、原告の発言について違法性が阻却されるか否かではなく、被告が本件文書において摘示した事実について違法性が阻却されるか（真実といえるか）が問題となっているところ、上記（ア）、（イ）に照らすと、一覧表番号11ないし14及び38におけるc議員に関する原告の発言が事実無根の虚偽発言であるとの摘示事実が真実であるとは認められない。

エ 一覧表番号17、19、20、27、30ないし35及び40におけるc議員に関する発言

(ア) 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、【1】c議員は、令和2年頃、被告会派の控室に盗聴器が仕掛けられているかどうかの調査を株式会社ナショナル・エージェント・カンパニーに委託したこと（争いが無い〔被告の令和4年9月6日付け準備書面8〕）、【2】上記業者は、令和2年6月1日、被告会派の幹事長であるhに対し、盗聴器探索・確認費用として、7万7000円を請求したこと（甲17）、【3】上記【1】の費用は、被告会派の団費から支出されていたが、原告は、被告会派を離れる直前まで、同支出を知らなかったこと（原告本人〔42頁〕）、【4】除籍処分により被告会派を出ることになった原告が、上記支出の問題点を指摘すると、団費精算の際、上記支出は、c議員ら7名が負担したものと計算されたこと（甲18）、【5】原告は、令和3年4月19日、c議員に対し、LINEで、同人が原告と他会派の男性議員が男女の仲であるとの事実を吹聴している旨聞いたので、その真意を確認するとともに抗議するメッセージを送信したこと（甲16）、【6】それに対して、c議員からの返信はなかったこと（原告本人〔21頁〕）、【7】被告は、令和3年5月頃、原告に対し、倫理規則に基づく、離党勧告処分をしたこと（甲21、23、乙2）、【8】原告は、同年6月2日、上記【7】の処分に対し、倫理規則に基づき不服を申し立てたこと（甲21）、【9】原告は、同月12日、被告に対し、離党の理由として、c議員から執拗な嫌がらせを受けた点、c議員からプライベートに関しても嫌がらせを受けた点、c議員らが、団員に断りなく、団費で団の活動に関係がないものを購入した点などを記載した離党届を提出したこと（甲2、3）、【10】同離党届は一旦受理されたこと（前提事実(2)）、【11】f議員は、令和3年8月27日の議会運営委員会において、被告会派の執行部から一緒に活動したくないと発言している者がいるといったことを聞かされたと発言していること（甲26〔61・62頁〕）が認められる。

(イ) 被告は、c議員の原告に対する嫌がらせはなかった旨を主張するが、これについて具体的な立証をしていない。

かえって、原告は、本人尋問で、c議員から、男女関係についていわれなき噂を流されたこ

と、被告代表から他会派に情報を漏らしているスパイであるとして叱責を受けたこと、離党するように仕向けられたことなどを供述している（原告本人〔20～22〕）。

（ウ）上記（ア）、（イ）に照らすと、c議員の言動が実際にパワーハラスメント、モラルハラスメント等と評価されるか否かという点は措くとしても、一覧表番号17、19、20、27、30ないし35及び40におけるc議員に関する原告の発言が事実無根の虚偽発言であるとの摘示事実が真実であるとは認められない。

オ 小括

以上によれば、本件記載の摘示事実の重要な部分について真実であることの証明があったとは認められず、違法性は阻却されない。

（4）真実相当性の検討

ア 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、【1】被告は、本件投函行為の前日である令和3年6月22日、幹事会を開催し、c議員による原告に対するハラスメント行為がなかったことの確認をしたこと（乙1）、【2】他方、被告は、本件発言がされてから本件投函行為までに、組織として、c議員からのハラスメントの有無等について、原告立会の弁明手続を行っていないこと（なお、被告は、令和3年7月21日、被告会派の団長名義で、原告に対し、原告宛てに、「公開質問状（回答依頼）」と題する文書を送付している（甲25）。）が認められる。

なお、上記【1】につき、原告は、乙1につき成立の真正及び信用性が認められない旨主張するが、乙1の作成日、体裁等からすれば、成立の真正を疑わせる事情はうかがわれない。また、その内容も、前提事実及び認定事実の経過と整合的で不自然な部分はみられないことからすれば、信用性も認められる。

イ 被告は、本件発言が事実無根の虚偽発言であることについて真実性の証明がなかったとしても、真実と誤信するにつき相当な理由があり、故意及び過失がないと主張する。

しかし、被告は、ハラスメント行為の加害者とされるc議員のヒアリングを行ったのみで、ハラスメントの有無や本件発言の内容に関して、組織として、原告に対し弁明の機会を与えていないことからすれば、被告において十分な検証をしたともいえない。

ウ 小括

以上によれば、被告において本件記載の摘示事実の重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があったとは認められず、故意又は過失は否定されない。

4 争点4（損害の有無及び額）について

（1）慰謝料

本件摘示事実の内容に加え、当時原告が市会議員という有権者からの信頼が求められる立場にあったこと、本件投函行為によって本件文書の内容が新聞記事（全国紙の地域面）に掲載されるなどしたこと（甲22）、他方で、本件文書は、議会運営委員会における原告の本件発言に対抗して作成、投函された側面があること、原告も、令和3年8月27日の議会運営委員会において、本件発言が事実無根と摘示されたことについての釈明をしていること（甲26〔62～66頁〕）、その他本件に表れた一切の事情を総合勘案すれば、原告の精神的苦痛に対する慰謝料の額は40万円と認めるのが相当である。

（2）弁護士費用

本件事案の内容及び上記慰謝料額等を考慮すれば、本件と相当因果関係のある弁護士費用は4万円と認めるのが相当である。

第4 結論

よって、原告の請求は、主文掲記の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官 安田大二郎 裁判官 池田幸子 裁判官 吉川この実

別紙 原告の発言ごとの主張一覧表

国立大学の内部問題と司法審査

京都大学准教授

見平 典

みひら つかさ

最高裁昭和52年3月15日第三小法廷判決

(昭和46年(行ツ)第52号:単位不認定等違法確認請求事件)

(民集31巻2号234頁,判時843号22頁①事件,判タ348号205頁②事件)

事実の概要

(1) 国立富山大学経済学部の学生であったX1ら6名(原告・控訴人・上告人)と,同学部専攻科の学生であったX2(原告・控訴人)は,昭和41年度,A教授担当の授業に履修届を提出の上,出席していた。ところが,年度の途中で,経済学部長Y1(被告・被控訴人・被上告人)はAに不正行為があったなどとして,Aに対して授業担当停止の措置をとるとともに,学生に対して代替の授業を受講するように指示した。しかし,Aは授業を継続し,Xらも前記指示に従わず,引き続きこれに出席して試験を受験し,Aより合格判定を得た。だが,大学側は,Aの授業および試験は学部の正式なものではないとして,Xらに対して上記授業の単位を認定せず,また,X2に対して専攻科修了の認定も行わなかった。

そこで,Xらは学部長Y1および学長Y2(被告・被控訴人・被上告人)を被告として,単位認定に関する不作為の違法確認,または単位認定義務の確認を求めて,訴えを提起した。また,X2はY2を被告とする訴えのなかで,専攻科修了認定に関する不作為の違法確認,または専攻科修了認定義務の確認もあわせて求めた。

(2) 第1審(富山地判昭和45・6・6行集21巻6号871頁)は,国立大学の単位認定・専攻科修了認定は「特別権力関係における内部事項」に当たするため,司法審査の対象外であるとして,訴えを却下した。

第2審(名古屋高金沢支判昭和46・4・9行集22巻4号480頁)は,特別権力関係内部の事項であっても一般市民としての権利義務に関わるものについては司法審査の対象になるとした。その上で,単位認定については市民法上の権利義務に関わらないとして,Xらの控訴を棄却したが,専攻科修了認定については市民法秩序に連なるため司法審査の対象になるとして,X2の当該請求に関し第1審に差し戻した。本件は,敗訴したX1らがこの判決を不服として上告したものである。

(3) なお,Yらも,専攻科修了認定に関する差戻し判決を不服として上告していたが,これについて最高裁は,本件と同じ日に別件の形で上告棄却の判断を下した(最判昭和52・3・15民集31巻2号280頁)。それによると,「大学が専攻科修了の認定をしないことは,実質的にみて,一般市民としての学生の国公立大学の利用を拒否することにほかならないものというべく,その意味において,学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害するものである」から,「専攻科修了の認定,不認定に関する争いは司法審査の対象になる」。

判旨

上告棄却。

「裁判所は,憲法に特別の定めがある場合を除いて,一切の法律上の争訟を裁判する権限を有するのであるが(裁判所法3条1項),ここにいう一切の法律上の争訟とはあらゆる法律上の係争を意味するものではない。すなわち,ひと口に法律上の係争といっても,その範囲は広汎であり,その中には事柄の特質上裁判所の司法審査の対象外におくのを適当とするものもあるものであって,例

えば,一般市民社会の中であってこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは,それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り,その自主的,自律的な解決に委ねるのを適当とし,裁判所の司法審査の対象にはならないものと解するのが,相当である(〔本書Ⅱ-181事件〕……参照)。そして,大学は,国公立であると私立であるとを問わず,学生の教育と学術の研究とを目的とする教育研究施設であって,その設置目的を達成するために必要な諸事項については,法令に格別の規定がない場合でも,学則等によりこれを規定し,実施することのできる自律的,包括的な権能を有し,一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているのであるから,このような特殊な部分社会である大学における法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象になるものではなく,一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題は右司法審査の対象から除かれるべきものである」。

ここで,大学設置基準によれば,「単位の授与(認定)という行為は,学生が当該授業科目を履修し試験に合格したことを確認する教育上の措置であり,卒業の要件をなすものではあるが,当然に一般市民法秩序と直接の関係を有するものでないことは明らかである。それゆえ,単位授与(認定)行為は,他にそれが一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足る特段の事情のない限り,純然たる大学内部の問題として大学の自主的,自律的な判断に委ねられるべきのものである。」「特定の授業科目の単位の取得それ自体が一般市民法上一種の資格要件とされる場合」については,「その限りにおいて単位授与(認定)行為が一般市民法秩序と直接の関係を有することは否定できないが,本件単位授与(認定)行為がそのような性質のものであることについては「X1らはなんらの主張立証もしていない」。

解説

1 本判決の論点と意義

国立大学における単位認定行為は,司法審査の対象となるであろうか。本件はこの点について,最高裁が初めて判断を示した事件である。最高裁は,いわゆる「部分社会論」を展開して,単位認定行為の司法審査対象性を原則として否定した。

部分社会論とは,自律的な法規範を有する団体(部分社会)の内部紛争については,それが一般市民法秩序と直接関係を有しない限り,当該団体の自主的・自律的な解決に委ねられ,司法審査の対象にはならないとする法理である。本判決は,このような部分社会論を判例法理として定式化した点,また,この法理が国公立・私立を問わず大学の内部紛争に妥当するとした点で重要である。

2 国立大学の内部問題に対する司法審査の可否

——従来の考え方と本判決の關係

国立大学における教育上の措置に司法審査が及ぶか否かに関しては,従来,国立大学の設置者である国と学生の間には公法上の「特別権力関係」が成立しているとの

理由から、否定的に解されてきた(本件下級審判決参照)。しかし、このような伝統的な理解に対しては、そもそも旧憲法下の「特別権力関係」なる概念自体が新憲法下では成立しえないのではないかと、また、同じ教育上の措置であっても国公立か私立かによって司法審査の可否に関して結論が異なりうるのは不合理ではないかと、との批判が加えられてきた。

このような背景のなか、本判決が特別権力関係の概念を用いなかったこと、代わりに部分社会の概念を用いて国公立を区別することなく判断したことには、「一定の意義」が認められている(憲法判例研究会編『判例ブラックス憲法(増補版)』[2014] 379頁[山本龍彦])。ただ、他方で、司法審査をカテゴリカルに否定する部分社会論そのものには、後述のように批判も少なくない。また、国公立大学と私立大学とでは、前者が公の施設としての制約(政教分離等)を受けるのに対し、後者は結社の自由に基づいて教育内容の独自性を主張するなど、司法審査の範囲や程度を確定する際に注意すべき差異が存在するとの指摘もある(野坂泰司「団体の内部自治と司法権」法教110号33頁、佐藤幸治「現代国家と司法権」[1988] 182頁)。

3 判例法理としての部分社会論の沿革と根拠

部分社会論的思考は、判例上は米内山事件決定(最大決昭和28・1・16民集7巻1号12頁)における田中耕太郎裁判官の少数意見に端を発している。田中裁判官は、「法秩序の多元性」、すなわち、国内の各社会には固有の法秩序が存在することを指摘した上で、「裁判所が関係する法秩序は一般的のもの〔国家法秩序即ち一般的法秩序〕のみに限られ、特殊のもの〔各社会の「特殊の法秩序」〕には及ばない」とした。その後、この田中少数意見は最高裁内で影響力を持つようになり、修正を経つつ村会議員出席停止事件判決(最大判昭和35・10・19民集14巻12号2633頁―本書II-181事件)へと発展し、本判決において、いわゆる部分社会論として1のように定式化された。

もともと、先行の判例も本判決も、なぜ「法秩序の多元性」という法理学的認識から、司法権の排除という実定法上の帰結が導き出されるのか、その根拠を明確にはしていない。わずかに上記の田中少数意見が、部分社会に対する司法権の介入が「裁判所万能の弊」と「裁判所の事務処理能力の破綻」を招きかねないことをその理由として挙げているが、これが司法権の範囲ないし限界を画する本質的理由といえるか、疑問も提起されている(佐藤・前掲173頁)。

4 部分社会論と「法律上の争訟」概念との関係

本判決では、部分社会論の根拠が論じられていないこととも関係して、部分社会論と「法律上の争訟」概念との関係も明確ではない。部分社会論が、部分社会の内部紛争を司法権の対象外とするとき、それはそうした紛争が、そもそも「法律上の争訟」に該当しないからなのであるか(内在的限界の問題)、それとも、純理論的には「法律上の争訟」に該当するが審査を自制すべきであるからなのであるか(外在的限界の問題)。この点、もし「法律上の争訟」の第1要件(当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること〔最判昭和56・4・7民集35巻3号443頁―本書II-184事件参照〕)中の「権利義務ないし法律関係」が、本判決のいう「一般市民法秩序」に関係するものであるとすれば、本判決により、一般市民法秩序に関わらない部分社会内部紛争は、第1要件の不充足ゆえに司法審査の対象外とされたことになる(内在的限界)。ただ、他方で、「法律上の係争」(強調筆者)であっても「事柄の特質上」司法審査の対象外とするのが「適当」なものもあるとの本判決の表現は、最高裁が部分社会論を、「法律上の争訟」の成否に関する問題(本来であれば内在的限界に関する問題)として論じていながらも、実際には外在的限界に関わるものとして捉えていることを示唆しているようにも読める。

5 大学において発生した問題に司法審査が及ぶ場合

本判決によると、部分社会の内部紛争であっても、

それが一般市民法秩序に直接関わるときには、司法審査が及びうる。部分社会とされた大学においては、それは具体的にいかなる場合であろうか。

本判決によれば、単位認定行為は原則的に司法審査の対象にはならないが、法令上特定の授業科目の単位取得が国家資格取得の前提要件とされているときには、一般市民法秩序との関係性が認められ、司法審査の対象になる可能性がある(判旨参照)。また、X₂に関する判決によれば、専攻科修了認定も司法審査の対象になる。その趣旨に照らせば、学部卒業認定も同様であろう(判タ348号206-207頁の解説)(なお、最高裁はかねてより、退学処分のような基本的身分に関わる措置については司法審査対象性を認めている〔公立大学につき最判昭和29・7・30民集8巻7号1463頁、私立大学につき最判昭和49・7・19民集28巻5号790頁―本書I-10事件参照〕)。このほか、下級審において市民法秩序との関係性が認められた例として、休学願許可(福岡地判昭和55・3・4訟月26巻4号670頁)、誹責処分(東京高判平成14・7・17民集〔参〕57巻8号1045頁)、研究指導の履行(東京地判平成19・11・9〔平18(ワ)23809号])をめぐる事件などがあつた(ほかに、野口貴公美・行政判例百選II(第6版)319頁参照)。

なお、司法審査が及ぶ場合であっても、審査は大学の自律性や専門性に配慮した形で実施されることになるであろう(X₂に関する判決は、専攻科修了認定について、学則に照らせば、教育上の専門的価値判断を行うことなく審査できることを強調している。また、教育的裁量の逸脱・濫用の有無を審査した例として、前掲下級審3判決参照。最判平成8・3・8民集50巻3号469頁―本書I-41事件も参照)。

6 部分社会論の展開と評価

本判決後、最高裁が部分社会論の影響を受けつつ判断を下した事件としては、政党の除名処分をめぐる最判昭和63・12・20(判時1307号113頁―本書II-183事件)、県議会における発言の取消命令をめぐる最判平成30・4・26(判時2377号10頁)がある。また、下級審が部分社会論に依拠して司法審査の対象性を否定したとみられる事件としては、地方議会・政党関連のほか、スポーツ競技団体や社会運動団体に関するものなどがある(東京地判昭和63・9・6判タ691号236頁、東京地判平成6・12・6判タ908号246頁、東京地判平成22・12・1判タ1350号240頁等)。ただ、他方で最高裁は、部分社会の典型と目される宗教団体に関して、部分社会論に言及することなく専ら「法律上の争訟」の2要件(2要件につき、前掲最判昭和56・4・7参照)の充足性を検討しており、「結局、判例上の『部分社会の法理』といわれるルールを確立しようとする試みは、進展が見られないまま今日に至っている」と評されている(木下智史ほか編著『事例研究憲法〔第2版〕』[2013] 279頁〔木下〕)。

そもそも部分社会論は、「法秩序の多元性」をいいながら多元的な法的性格を有する団体を「部分社会」として一纏めにし、憲法上の根拠を明示することなく、そこで発生する多様な紛争について司法審査をカテゴリカルに否定しようとするものであり、その妥当性には疑問がある。現在の学界においては、「司法審査の対象となるか、また、いかなる司法審査が求められるかは、結社その他の存在の目的、性格、機能、紛争の性格ないし深度等々に照らし、個別具体的に判断されるべきもの」と考えられている(佐藤幸治『日本国憲法論』[2011] 595頁)。

〔参考文献〕

本文中に掲げたもののほか、井上典之・本百選II(第5版)416頁、野口貴公美・行政判例百選II(第7版)302頁、笹田崇司ほか「ケースで考える憲法入門」[2006] 71頁以下(井上典之)、渡辺康行「司法権の対象と限界」法教357号17頁、曾我部真裕ほか編『憲法論点教室』[2012] 181頁以下〔田近肇〕、横大道聡編著『憲法判例の射程』[2017] 217頁以下〔井上武史〕、大林啓吾・柴田憲司編『憲法判例のエングマ』[2018] 115頁以下〔柴田〕。

《書誌》

提供 TKC

【文献番号】 25594913
 【文献種別】 判決／東京地方裁判所（第一審）
 【裁判年月日】 令和4年11月25日
 【事件番号】 令和3年（ワ）第12015号
 【事件名】 地位確認及び損害賠償請求事件
 【著名事件名】 東京土建一般労働組合事件
 【事案の概要】

原告らは、労働組合である被告の組合員として、原告Aが中央副執行委員長、原告B及び原告Cが常任中央執行委員を務めていたところ、原告らが別個の団体を結成して活動したことが、被告に対する分裂行動に当たるとして、それぞれ、除名、権利停止及び役職罷免とする各統制処分を受け、これに対して原告らが、原告らの団体としての活動は統制事由に該当せず、仮に該当するとしても、本件各統制処分は、明らかに過大であって、適正な手続を経てもいないから、社会通念上相当であるとは認められず無効であり、原告らに対する不法行為に該当する旨主張して、被告に対し、組合員としての権利を有する地位にあることの確認、並びに損害賠償等の支払を求めた事案で、原告らの活動は、被告による要請行動に対する批判や不満に基づくものと推認されるものの、この点が直ちに被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらすものとはいえず、また、原告らの活動は、その内容面においては被告の方針に沿うものであり、相手方との関係において、被告の活動との誤認等を意図したものとはいえず、また、組織の面においても、被告の内部に別組織を形成し、被告の分裂を図ったものとは直ちに認め難く、原告らの活動が、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為であったとはいえないとして、原告らの請求を一部認容した事例。

【判示事項】 [労働開発研究会／TKC]

1. 本件訴えのうち、Aが組合に対し令和3年3月14日まで中央副執行委員長としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分、Bが組合に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分及びCが組合に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分は、いずれも組合員らが組合の本部役員としての権利を有する地位にあったという過去の法律関係の確認を求めるものであり、組合員らの現在の法律関係をめぐる紛争の解決のために適切かつ必要なものとはいえず、確認の利益を欠くから、不適法として却下を免れないとされた例
2. 組合員らの活動は、組合による要請行動に対する批判や不満に基づくものと推認されるものの、この点が直ちに組合の分裂を企て、組合に混乱をもたらすものとはいえず、また、組合員らの活動は、その内容面においては組合の方針に沿うものであり、相手方との関係において、組合の活動との誤認等を意図したものとはいえず、また、組織の面においても、組合の内部に別組織を形成し、組合の分裂を図ったものとは直ちに認め難いから、組合員らの未来の会としての活動が、組合の分裂を企て、組合に混乱をもたらす行為であったとはいえず、本件規約40条1項4号の統制事由に該当するとは認められず、したがって、本件各統制処分は、根拠とする統制事由を欠き無効であるから、組合員らの請求のうち、A及びBがそれぞれ組合に対し組合員としての権利を有する地位にあることの確認を求める部分並びに組合がCに対し令和2年11月2日付けでした統制処分が無効であることの確認を求める部分はいずれも理由があるとされた例
3. 統制委員会の答申書では、統制事由に該当する事情の一つとして、組合員らが組合と本部役員を誹謗中傷していたと指摘され、組合員らが本件LINEグループに投稿していた複数のメッセージの具体的な内容が挙げられていたところ、統制委員会が令和2年10月25日までには当該メッセージの内容を把握していたにもかかわらず、当該メッセージの内容について組合員らに弁明の機会が付与されたことを認めるに足りる証拠はなく、また、そもそも令和2年10月1日の第7回中央執行委員会では統制委員会に対し統制処分の申立てをすることについて相当数の反対票が投じられ、統制処分の可否自体については慎重に賛否を集計すべき状況であったにもかか

わらず、同年11月2日の第8回中央執行委員会においては、会場に出席した参加者からの拍手、ウェブを通じた参加者からの意思表示によって採決が行われ、賛成多数として統制委員会の答申を承認する旨議決されており、投票の秘密性も担保されず、また、賛成が多数か否かも不明瞭な投票方法によって、採決が行われたということができ、手続として不適正であったといわざるを得ないから、本件各統制処分は、適正な手続を経ておらず、社会通念上相当であったとは認められないとされた例

4. 本件各統制処分は、根拠とする統制事由を欠く上、適正な手続を経ておらず、社会通念上相当であったとは認められないから、故意又は過失によって組合員らの権利又は法律上保護された利益を侵害したものであることができ、組合員らに対する不法行為に該当し、組合員らは、本件各統制処分によって、それぞれ除名又は権利停止となり、同処分を受けた令和2年11月から組合の役員としての任期満了が予定されていた令和3年3月までの5か月分の役職手当の支払を受けておらず、これらは組合員らが不法行為によって被った損害（Aが35万円、Bが25万円、Cが25万円）と認められ、そして、組合員らが本件各統制処分によって被った精神的苦痛に対する慰謝料はそれぞれ10万円とするのが相当であるから、組合員らは、それぞれ組合に対し、次の各合計金額等の支払を求める請求権を有するとされた例

【裁判結果】 一部認容、一部棄却、一部却下
【裁判官】 前澤達朗 山崎雄大 山田悠一郎

《全文》

【文献番号】 25594913

地位確認及び損害賠償請求事件
東京地方裁判所令和3年（ワ）第12015号
令和4年11月25日民事第11部判決
口頭弁論終結日 令和4年9月14日

判 決

原告 A
原告 B
原告 C
上記3名訴訟代理人弁護士 吉岡桂輔
同 吉岡真帆
同 秦竜也
同 中田成徳
被告 東京土建一般労働組合
同代表者 D
被告訴訟代理人弁護士 水津正臣
同 大塚康貴
同 若杉千秋
同 岩田真由美

主 文

1 本件訴えのうち、原告Aが被告に対し令和3年3月14日まで中央副執行委員長としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分、原告Bが被告に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分及び原告Cが被告に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分をいずれも却下する。

2 原告Aと被告との間において、原告Aが、被告に対し、組合員としての権利を有する地位にあることを確認する。

3 被告は、原告Aに対し、45万円及びこれに対する令和3年5月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

4 原告Bと被告との間において、原告Bが、被告に対し、組合員としての権利を有する地位にあることを確認する。

- 5 被告は、原告Bに対し、35万円及びこれに対する令和3年5月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 6 原告Cと被告との間において、被告が原告Cに対し令和2年11月2日付けでした「2020年11月3日より権利停止3年、全ての役職罷免」との統制処分が無効であることを確認する。
- 7 被告は、原告Cに対し、35万円及びこれに対する令和3年5月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 8 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 9 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告らの負担とし、その余は被告の負担とする。
- 10 この判決は、第3項、第5項及び第7項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 原告Aについて

- (1) 原告Aが、被告に対し、組合員としての権利を有する地位にあること及び令和3年3月14日まで中央副執行委員長としての権利を有する地位にあったことを確認する。
- (2) 被告は、原告Aに対し、135万円及びこれに対する令和3年5月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

2 原告Bについて

- (1) 原告Bが、被告に対し、組合員としての権利を有する地位にあること及び令和3年3月14日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことを確認する。
- (2) 被告は、原告Bに対し、125万円及びこれに対する令和3年5月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 原告Cについて

- (1) 被告が原告Cに対し令和2年11月2日付けでした「2020年11月3日より権利停止3年、全ての役職罷免」との統制処分が無効であること及び原告Cが被告に対し令和3年3月14日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことを確認する。
- (2) 被告は、原告Cに対し、125万円及びこれに対する令和3年5月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

原告らは、労働組合である被告の組合員として、それぞれ任期を令和3年3月14日までとし、原告A（以下「原告A」という。）が中央副執行委員長を、原告B（以下「原告B」という。）及び原告C（以下「原告C」という。）が常任中央執行委員を務めていたところ、「東京土建未来の会」と称する会（以下「未来の会」という。）を結成して活動したことが、被告に対する分裂行動に当たるとして、それぞれ令和2年11月4日付けで、被告の中央執行委員会から、原告A及び原告Bを除名とし、原告Cを権利停止及び役職罷免とする各統制処分（以下併せて「本件各統制処分」という。）を受けた。

本件は、原告らが、原告らの未来の会としての活動は統制事由に該当せず、仮に該当するとしても、本件各統制処分は、明らかに過大であって、適正な手続を経てもいないから、社会通念上相当であるとは認められず無効であり、原告らに対する不法行為に該当する旨主張して、被告に対し、原告Aが、組合員としての権利を有する地位にあること及び令和3年3月14日まで中央副執行委員長としての権利を有する地位にあったことの確認（前記請求1（1））並びに不法行為に基づく損害賠償請求として135万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和3年5月20日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払（前記請求1（2））を、原告Bが、組合員としての権利を有する地位にあること及び令和3年3月14日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認（前記請求2（1））並びに不法行為に基づく損害賠償請求として125万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和3年5月20日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払（前記請求2（2））を、原告Cが、被告が原告Cに対し令和2年11月2日付けでした「2020年11月3日より権利停止3年、全ての役職罷免」との統制処分が無効であること及び令和3年3月14日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認（前記請求3（1））並びに不法行為に基づく損害賠償請求として125万円及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和3年5月20日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払（前記請求3（2））を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 被告は、主として建設産業に従事し、東京都内に居住する労働者をもって組織された労働組合であり、労働者の経済的、社会的、政治的地位の向上を図ること等を目的として、建設労働者の雇用の安定、仕事確保、労働条件改善のための活動等を行っている。

被告は、本部、支部等の組織によって構成されており、このうち本部には、大会、中央委員会及び中央執行委員会の各機関が置かれ、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、常任中央執行委員、中央執行委員等の役員が置かれている。そして、中央執行委員会

は、2か月に1回以上会議を開き、大会及び中央委員会の議決の執行、緊急事項の処理等に責任を負うこととされている。その他、被告においては、四役会議と称して、被告本部の書記長、書記次長、中央執行委員長及び中央副執行委員長を構成員とする会議が開かれることがある。

また、被告の支部としては、東京都内の地域を対象とする36の支部があり、各支部に本部と同様の役員が置かれている。

なお、被告は、建設産業に関する東京都内の労働組合等によって構成される全建総連東京都連合会（以下「都連」という。）に所属している。

（甲2、4）

イ 原告Aは、昭和59年に被告に加入し、平成31年3月に本部の中央副執行委員長に就任した後、任期を令和3年3月14日までとして同職を務めていた。また、原告Aは、被告の産業対策委員会（貸金対策部、職域対策部、労働対策部、技術対策部等の5専門部を総括する委員会）の責任者を兼務していた。

原告Bは、昭和61年に被告に加入し、平成28年3月に本部の常任中央執行委員に就任した後、任期を令和3年3月14日までとして同職を務めていた。

原告Cは、昭和62年に被告に加入し、令和2年3月に本部の常任中央執行委員に就任した後、任期を令和3年3月14日までとして同職を務めていた。

（甲2、27ないし29）

（2）未来の会の設立、活動等に関する経緯

ア 被告の本部や支部では、従前から政党との懇談等の活動が行われていたところ、令和元年6月3日の第3回中央執行委員会において、大田支部から、各政党と懇談し、住宅リフォーム助成制度の予算を獲得したとして、「本部でも有志で協力してくれる政党と勉強会を立ち上げたいので協議していただきたい。」との要望が述べられた。

これを受けて、同年7月1日の第4回中央執行委員会において、墨田支部から、大田支部の前記要望について、「日本共産党だけではなく色々な政党に懇談を持ちかけたらどうか、という提案があったと思いますが。」と質問がされたことに対し、本部の書記長は、「これまでも共産党だけではなく、各政党との懇談はしています。大田支部の前の報告は政党と学習会をしているという報告だったと思います。この件については常任中執会議でも話が出ていますので、四役会議で協議してから来月報告させていただきます。ただ政党別の勉強会をするということではなく、どこの会派でも政党でも意見交換をしていくということを踏まえて協議していきます。」と答弁した。

そして、本部の書記長は、同年8月1日の第5回中央執行委員会において、政党との勉強会について、後援会活動として進めることを確認した上、世田谷支部からの「本部で全ての政党との勉強会を後援会活動として確認するという事は、支部でもそれを認めるということか。」との質問に対し、「本部で推進するという事ではなく、組合の方針と綱領に照らしながら、組合員さん個人の後援会活動を妨げるものではないと理解していただきたい。」と答弁した。

（甲10の1・2、34の1・2、35の1・2、48の1・2）

イ 原告らは、令和元年8月上旬頃、「結成準備会及び賛同者募集のお知らせ」と記載した書面を作成し、被告組合員にファックスで送信するなどして、有志の会を結成する旨表明し、賛同者を募集した上、同月19日、結成準備会を行った。

さらに、原告らは、同年10月、「東京土建未来の会（後援活動）」、「賛同者募集のお知らせ」と記載した書面を作成し、被告組合員に送付するなどして、「東京土建未来の会」と称する会（未来の会）への賛同者を募集し、会員としての加入を呼び掛けた。

原告らは、令和2年2月8日、未来の会の第1回全体会を開催した。

その後、原告らは、未来の会として、同年7月14日に東京都議会（以下「都議会」という。）自由民主党及び公明党の議員と面談した上、同年8月4日にも都議会自由民主党の議員と面談し、同党幹事長宛てに、被告の中央執行委員長名義で作成され、「GO TO REF ORM」と称する住宅リフォーム助成制度の創設を希望する旨記載された「要望書」と題する書面（甲13。以下「被告要望書」という。）を提出し、また、「都議会自由民主党 東京土建未来の会世話人会 ご出席議員様」宛てに、未来の会の代表者として原告A名義で作成し、「go to リフォーム」の創設を含む4つの要望事項を記載した書面（乙7。以下「未来の会要望書」という。）を提出した。さらに、同時期に、都議会公明党及び都民ファーストの会の各幹事長宛てに、同文の被告要望書が作成されている。

（甲11ないし13、49、50、乙7、37、53の1・2）

（3）本件各統制処分に係る手続

被告本部の中央副執行委員長3名は、原告らについて、未来の会としての活動が分裂行動に当たるとして、令和2年9月24日付けで中央執行委員会に対する統制処分の申立てを行い、これを受けて被告は、同年10月1日、第7回中央執行委員会において、原告らについて統制委員会に対し統制処分の申立てをする旨決定した。

統制委員会は、同日、同月12日及び同月25日に審理を行い、同年11月2日付けで、中央執行委員会に対し、原告らにそれぞれ後記の本件各統制処分をするのが相当である旨答申した。

被告は、同日、第8回中央執行委員会において、前記答申を承認する旨議決した。

（甲6、7、9の1・2、甲23の1・2）

（4）本件各統制処分

中央委員会は、前記（3）の統制委員会の答申を受けて、令和2年11月4日付けで、原告らに対し、いずれも東京土建一般労働組合同規約（以下「本件規約」という。）40条1項1号、2号、4号及び5号の統制事由に該当することを理由として、次の内容で本件各統制処分をした。

ア 原告Aについて

除名処分（令和2年12月1日）

今後「元東京土建〇〇」等役職名の使用禁止

令和2年11月3日より権利停止、全ての役職罷免、再加入禁止

（甲8の1）

イ 原告Bについて

除名処分（令和2年12月1日）

今後「元東京土建〇〇」等役職名の使用禁止

令和2年11月3日より権利停止、全ての役職罷免、再加入禁止

（甲8の2）

ウ 原告Cについて

権利停止3年（令和2年11月3日より）、全ての役職罷免

（甲8の3）

（5）被告の綱領又は規約の定め

ア 東京土建一般労働組合同綱領（以下「本件綱領」という。）

本件綱領には、「東京土建一般労働組合は、戦前のたたかひの伝統をひきつぎ、建設労働者の生活と社会的地位の向上のため結成以来一貫してたたかひを進め、同時に大衆的、民主的、階級的労働組合の建設を掲げ奮闘してきた。」「組合は、資本・国家権力からの独立、政党からの独立を堅持し、特定政党支持の立場をとらず、組合の自主性を確立し、組合の統一と団結を瞳のように大切にしてきた。そして組合員の政党支持、政治活動の自由を守ってきた。同時に、要求と政策の一致する政党・議員とは、その実現のためにもともにたたかう。」などと記載されている。

（甲3）

イ 本件規約（東京土建一般労働組合同規約）

4条

組合は、組合員の要求や意見を正しく反映させ組合員が自主的積極的に活動するように努める。

組合員の少数意見は尊重されるが、少数は多数にしたがい、また各々の機関で決定されたもののうち抵触する部分がうまれたときは上部機関の決定を優先することによって単一組織としての機能を高め、団結の力をいっそう強めるよう努める。

40条1項

組合員が下記行為をした場合は、中央執行委員会は別に定める統制委員会規程による統制委員会の答申を受け、その組合員に対し、除名、権利停止、戒告等の統制処分をする。

1号 組合の綱領、規約ならびに重要な決議に違反したとき

2号 組合に対し誹謗、中傷等の行為をし、その名誉や信用を毀損したとき

4号 組合の分裂を企てたり、組合に混乱をもたらす行為をしたとき

5号 前項の他、いちじるしく統制を乱し、組合に損害を与える行為や組合の名誉や信用を毀損したとき

（甲4）

ウ 統制委員会規程

1条

この統制委員会規程は、本件規約40条に依拠するものである。

4条

中央執行委員会及び支部執行委員会はその管轄下にある組合員が本件規約40条所定の行為に該当するとして告発を受けた場合、告発人から事情を聴取して、理由ありと判断したときは、統制委員会にその組合員に対する統制処分申立をしなければならない。

5条

前条の申立をうけたら、統制委員会はこれを受理し、すみやかに審理を開始する。

6条

統制委員会は必要と判断した時は、告発人や被告発人及び参考人から事情を聞き、さらに証拠物件等の調査をすることができる。

7条

統制委員会は、必要と判断した時は告発人及び被告発人から最終意見の陳述を聞くことができる。

8条

統制委員会は申立を受けた件について統制事由の存在を認めた場合、その旨と選択した統制処分を中央執行委員会に答申しなければならない。

9条

中央執行委員会は統制委員会から答申を受けたら、その答申に基づき審議し、これを是とする時は、統制事由と統制処分を決定し、告発人、被告発人及び申立をした執行委員会に通知し

なければならない。

（甲5）

2 争点及び争点に関する当事者の主張

（1）争点1（確認の利益の有無）について

ア 原告らの主張の要旨

（ア）被告においては、本部役員である者が大会で役員選挙の投票権を有する代議員として就任することが慣例であったところ、原告らは、それぞれ本部役員として中央副執行委員長又は常任中央執行委員を務めていた。それにもかかわらず、原告らは、本件各統制処分を受けたことから、令和3年3月14日の第74回定期大会において、代議員として就任し、投票権を行使することができなかった。

（イ）また、被告において、名誉中央執行委員に就任した者は、被告内において表彰を受けることができ、機関誌に掲載されるほか、本部の名誉中央執行委員に就任すれば、支部の名誉中央執行委員にも就任することとなり、支部の各種委員会等にも参加することができるようになる。そして、被告における慣例では、本部役員の地位に通算5年以上あった者は、例外なく名誉中央執行委員に就任している。原告A及び原告Bは、本件当時本部役員の地位に通算5年以上就任しており、令和3年3月14日の任期満了で名誉中央執行委員に就任するはずであったにもかかわらず、本件各統制処分を受けたことから、名誉中央執行委員となることができなかった。

（ウ）以上によれば、本件訴えのうち、原告Aが被告に対し令和3年3月14日まで中央副執行委員長としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分（前記請求1（1））、原告Bが被告に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分（前記請求第2（1））及び原告Cが被告に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分（前記請求第3（1））は、原告らが代議員又は名誉中央執行委員としての地位を有することを確認するためにも必要というべきであるから、確認の利益を有し、適法というべきである。

イ 被告の主張の要旨

（ア）前記ア（ウ）の各請求は、いずれも各原告が令和3年3月14日までに役員としての権利を有する地位にあったことという過去の法律関係の確認を求めるものであり、確認の利益が認められず、不適法であるから却下されるべきである。

（イ）被告の代議員には、支部からの推薦を受けた者が選出されることとされている。原告らは、自らの所属する支部から代議員としての推薦を受けなかったことから、代議員とならなかったに過ぎず、本件各統制処分を理由として代議員の資格が付与されなかったわけではない。

（ウ）名誉中央執行委員の地位は、単なる名誉を伴うに過ぎず、正式な中央執行委員としての法的な地位、法律上の権利義務を伴うものではないから、そもそも法的地位ではないし、本部役員を5年以上務めたからといって、自動的に名誉中央執行委員に就任するわけでもない。

（2）争点2（統制事由の有無）について

ア 被告の主張の要旨

（ア）原告らの未来の会としての活動は、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為として、本件規約40条1項4号の統制事由に該当する。

そもそも本件綱領には、特定政党支持の立場をとらず、組合の統一と団結が重要である旨明記されており、本件規約4条にも、単一組織として団結の力を強めるよう努める旨定められていることからすると、不偏不党を前提に、被告の統一と団結を守ることは、全ての役員に強く求められているというべきである。

被告においては、令和元年8月1日の第5回中央執行委員会において、本部の書記長が、政党との勉強会が後援会活動として認められるかとの質問に対し、組合員個人の後援会活動を妨げるものではない旨回答したところ、この時点では、未来の会の設立や活動については何ら想定されておらず、当該回答に基づき、未来の会による活動が許可されたということはできない。

（イ）ところが、本部の中央副執行委員長として被告の幹部役員を務めていた原告Aは、令和元年8月上旬頃、「東京土建の未来の会」、「結成準備会及び賛同者募集のお知らせ」と記載した書面を作成、配布し、新たな会を結成して、政党や議員と懇談、協議等を行う旨発表し、組合員に対し広く賛同者を募集した。

被告は、豊島支部の組合員からの情報で原告Aが前記募集を行ったことを知り、同月19日に開いた四役会議において、原告Aに対し、新しい会の名称に「東京土建」との文言を用いることは被告と関連する団体であるとの誤解を招くため相当ではないこと、要請行動を活動目的とするのであれば後援会とはいえ問題があること、分派活動になること等の問題点を指摘し、注意をした。これに対し原告Aは、会の名称について検討すると述べた上、同月21日付けで作成した「仮称 東京土建 未来の会」、「賛同者募集のお知らせ」との記載がある書面に、会の名称につき、被告の本部執行部と協議して決定する旨記載したにもかかわらず、その後、被告との間でこのような協議を行わなかった。

原告Aは、同年10月にも、同様に「東京土建未来の会（後援活動）」、「賛同者募集のお知らせ」と記載した書面を作成、配布し、未来の会を結成するとして、組合員に対し広く賛同者を募集した。このときも被告は、組合員からの情報で原告Aが再び募集を行ったことを知り、その直後の中央執行委員会の後に、原告Aに対して同様の指摘をし、組合員に呼び掛けを行わないよう注意した。

(ウ) このように、被告の役員が、原告らに対し、「東京土建未来の会」との名称で要請行動をしないよう繰り返し注意していたにもかかわらず、原告らは、被告に伝えることなく、令和2年8月4日、未来の会として、都議会自由民主党議員との間で懇談し、リフォーム助成制度の創設を求める要請行動をした。

その際、都議会に対して要請行動をする際は、事前に都連と相談等を行うことが慣習であったにもかかわらず、原告らは、そうした相談等を行うことなく、要請行動をした。なお、原告らは、同日にした要請行動に際し、被告要望書を政党又は会派に提出しているところ、被告要望書は、次のとおり被告への説明なく作成、提出されたものであった。すなわち、同年7月29日、原告Aが委員長を務める被告の産業対策委員会の職域対策部会において、未来の会の会員である組合員が、住宅リフォーム制度の創設、拡充を求めることを提案し、これが確認されたところ、原告Aは、同部会の休憩時に、被告本部の常任中央執行委員であるE（以下「E」という。）に対し、都議会自由民主党に要請行動をするとして、その要請文を作成するよう指示し、その際、同党との面談日は未定である旨述べるとともに、同年8月4日に未来の会が都議会自由民主党と懇談する予定であったことは秘していた。そこで前記Eは、原告Aが都連への相談等の手続を経て都議会に提出することを予定して、被告要望書を作成し、原告Aに交付したが、原告Aは、都連と相談等を行うことなく、同日、被告要望書を都議会自由民主党の議員に対し提出したのである。

その後、未来の会による要請行動について知った被告は、同月7日、同月24日及び同年9月16日に四役会議を開催し、原告Aに対し注意をし、未来の会を解散すること、今後分裂行為を起ささないこと等を求めたが、原告Aがこれに応じなかったことから、本件各統制処分をするに至ったものである。

(エ) 原告らによる未来の会としての活動が被告の分裂を企てるものであったことは、原告らが未来の会の会員をメンバーとして作成していたLINEグループ（以下「本件LINEグループ」という。）でのメッセージ内容からも明らかである。

(オ) 以上の事情を有機的にとらえると、本件綱領及び本件規約においては、不偏不党を前提に、統一と団結が重要であるとされているところ、原告らは、都議会自由民主党という政権与党との間で政策協議や要請行動をする目的で、原告Aを始めとする被告の幹部役員を会員として、被告の一部とも誤認される「東京土建未来の会」との名称の別組織を結成し、被告の役員から繰り返し注意されていたにもかかわらず、被告に事前の承認を求めたり事後の被告をしたりすることなく、また、事前に都連と相談することもなく、後援会活動の範囲を超えて、都議会自由民主党に偏した要請行動をしたものである。

このように、原告らの未来の会としての活動は、被告の統一と団結を揺るがすことにより、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為であったといえるから、前記統制事由に該当する。

イ 原告らの主張の要旨

(ア) 原告らの未来の会としての活動は、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為とはいえないから、本件規約40条1項4号の統制事由には該当しない。

そもそも本件綱領には、組合員の政治的活動の自由を個別に保障する旨と共に、要求と政策の一致する政党及び議員とは共に闘う旨が記載されており、被告の主張する不偏不党を前提とする記載はない。

(イ) そして、原告Aは、被告の産業対策委員会の責任者として、産業対策委員会で決めた方針を実現し、組合員の地位を向上させるためには、多方面から多様な政党に働き掛けを行うことが重要と考え、有志の参加者を募って、被告が日頃関係を持たない政党との間でも勉強会等の活動を行うことが必要であると考えていた。

そうした中、被告は、令和元年8月1日の第5回中央執行委員会において、組合員個人の後援会活動として政党との勉強会を行うことができる旨を確認し、組合員が、有志の参加者を募ることを含めて、被告と日頃関係を持たない政党との間で勉強会や後援会を行うことを認める決議を行った。

そこで原告Aは、被告の活動を側面から応援するため、有志を募って、政党との勉強会や後援会を行う会を結成することとし、「結成準備会及び賛同者募集のお知らせ」と記載した書面を送付して、賛同者を募集した。そして、原告Aは、同月19日に開催された四役会議において、出席した役員に対し、有志の勉強会の説明と同日に開催される結成準備会への参加を呼び掛けたが、その際、被告の役員からは何らの注意も受けなかった。

また、原告Aは、同年10月にも、同様に「東京土建未来の会（後援活動）」、「賛同者募集のお知らせ」と記載した書面を送付し、未来の会の賛同者を募集した。その直後の中央執行委員会の後に、原告Aが、被告の役員から、未来の会の設立や活動について注意を受けた事実はない。

その後、未来の会は正式に発足したが、原告Aが賛同者の募集に際して送付した書面の記載からも明らかなおとおり、未来の会は、特定の政党や会派との活動を主たる目的として発足したのではなく、組合員の志に沿う都議会の政党、各派及び議員と懇談、協議等を行うことを予定していたに過ぎない。

(ウ) 未来の会は、被告本部において決定された運動方針を推進するため、政党との勉強会ないし後援会を行うこととし、令和2年7月14日、都議会自由民主党等の議員と顔合わせをする機会を得た。また、未来の会は、引き続き同年8月4日にも、都議会自由民主党の議員と懇談をし、都議会自由民主党で結成された未来の会世話人会に宛てて、未来の会要望書を提出し

た。被告は、都議会に要請行動をする際は、事前に都連と相談等をするのが慣習であった旨主張するが、都連との間で、そのような取決めは存在しない。なお、原告Aは、前記8月4日の懇談に際して、被告要望書を被告のために都議会議員に提出している。これは、同年7月29日、被告の産業対策委員会の職域対策部会において、「GO TOリフォーム」の要請を各政党に行うことが決まり、原告Aが、被告の本部から、被告要望書を各政党に提出することを依頼されたことによるものである。原告Aは、被告要望書の提出後、被告に対し行動報告書を提出し、被告から役員としての活動費の支払を受けており、このことから、都連との取決めが存在しないことは明らかである。

(エ) 以上のとおり、本件綱領には、組合員の政治的活動の自由を保障する旨や要求と政策の一致する政党及び議員とは共に闘う旨記載されているところ、原告らは、特定の政党や会派との活動に限らず、組合員の志に沿う政党、会派等と懇談、協議等を行うことを目的とし、被告の運動方針を推進するための後援会、勉強会等として未来の会を結成し、都議会議員に対する要請をしたに過ぎない。未来の会に「東京土建」との名称が付されていることは、同会が被告とは異なる名称を持った被告組合員の有志による会であることを意味するにとどまり、被告の一部であることを誤認させるものではない。また、原告らは、有志で政党との勉強会や後援会を行うことを認めた第5回中央執行委員会での決議に基づき、被告の本部役員にも参加を呼び掛けるなど被告にも明らかにしつつ未来の会を結成し、活動したが、被告からは何らの注意や指導も受けなかった。さらに、前記のとおり被告と都連との間で都議会への要請行動に際して事前に相談等をする旨の取決めは存在せず、仮に存在したとしても、都連や都議会自由民主党に混乱が生じた事実はない。

このように、原告らの未来の会としての活動は、同会の名称、組織としての性質、他団体との関係等を考慮しても、被告の目的や活動と軌を一にするものであり、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為であったとはいえないから、前記統制事由には該当しない。

(3) 争点3（社会的相当性の有無）について

ア 原告らの主張の要旨

本件各統制処分は、明らかに過大であって、次のとおり適正な手続を経てもいないから、社会通念上相当であるとは認められない。

(ア) 本件においては、原告らに対し、被告本部の中央副執行委員長から中央執行委員会に提出された令和2年9月24日付け統制処分の申立書（以下「統制処分申立書」という。）が事前に開示されることはなく、同年10月1日の第7回中央執行委員会で統制委員会に対し統制処分の申立てをする旨決定された後も開示されなかった。

そして、原告Aは、同日の統制委員会の審理に参加したものの、原告らの活動が本件規約のどの点に違反するかは不明確なままであった。その後、同月12日に統制委員会の審理が開かれたが、原告Aは当日出席することができず、日程の変更もされなかった。

また、原告B及び原告Cは、同日の統制委員会の審理に参加したものの、統制処分の具体的理由の開示もなく、十分な弁明の機会も与えられなかった。

したがって、原告らは、本件各統制処分について、事前の理由の開示を受けておらず、十分な弁明の機会も与えられなかったといえる。

(イ) 統制委員会は、令和2年11月2日付けで中央執行委員会に対してした答申において、事前には全く指摘していなかった本件LINEグループにおける原告らの発言内容を、被告に対する侮辱行為、批判行為として突然取上げ、原告らに弁明の機会を与えることなく、本件各統制処分の理由として追加した。

(ウ) 原告らについて統制委員会に対し統制処分の申立てをする旨決定された令和2年10月1日の第7回中央執行委員会において、被告からは、原告らについて統制委員会に対し統制処分の申立てをするか否かを審議する際の資料として、「東京土建未来の会回答（9月24日）に対する東京土建としての見解（案）」と題する書面が提出されていた。しかし、中央執行委員会から統制委員会に対し統制処分の申立てをする前に、被告が作成した見解案を記載した書面が存在していたことは不合理である。

また、前記10月1日から1週間前の同年9月24日付けで、統制委員会から原告A宛てに、「東京土建一般労働組合統制委員会 招請状」と題する書面が送付されていた。これは、既に同日の時点で、中央執行委員会から統制委員会に対し統制処分の申立てがされることを前提として、被告が活動を開始していたことを意味する。

さらに、統制委員会は、同年11月2日付けで中央執行委員会に対してした答申において、「判明している『東京土建未来の会』中心メンバーの対策」などとして、未だ告発されていない者につき告発を懲慥している。

加えて、被告においては、同年10月1日、同月12日及び同月25日の統制委員会の各審理の前に議事次第が作成されており、処分案までが記載されていた。

これらの事情からは、被告が、当初から統制処分を行うことを前提に手続を進めたことがうかがわれ、中立性を欠く手続を経て、恣意的な判断により本件各統制処分をしたものと考えられる。

(エ) 令和2年11月2日の第8回中央執行委員会においては、原告らに本件各統制処分をするか否かを審議するに当たり、拍手による採決が行われた。このような採決は、投票数、賛成数及び反対数が明確に判断できず、また、投票者の自由な意思が保障されないという点で、適正さを欠き、違法というべきである。

イ 被告の主張の要旨

争う。本件各統制処分は、過大な処分とはいえず、次のとおり適正な手続も経ているから、社会通念上相当であると認められる。

(ア) 統制処分申立書は、令和2年9月24日の本部常任執行委員会で朗読されており、統制委員会は、同申立書をもとに、原告らに十分に理由を開示し、同年10月1日の審理に出席した原告A並びに同月12日の審理に出席した原告B及び原告Cに対し、十分に弁明の機会を与えている。

したがって、原告らが、本件各統制処分について、事前の理由の開示を受けておらず、十分な弁明の機会を与えられなかったとはいえない。

(イ) 統制委員会は、第三者から寄せられた資料に基づき、原告らの本件LINEグループにおける発言内容を認定したものであり、そのことに何ら問題はない。また、統制委員会は、前記発言内容自体ではなく、原告らの未来の会としての活動内容を理由に、本件各統制処分を相当とする旨答申したに過ぎず、原告らの未来の会としての活動については弁明の機会を与えていたから、適正な手続を経ているといえる。

(ウ) 「東京土建未来の会回答（9月24日）に対する東京土建としての見解（案）」と題する書面は、原告Aが令和2年9月16日の四役会議で被告に対し提出していた書面に関する被告の見解を示したものであり、原告らに対する統制事由の有無に関する被告の見解を示したものではない。また、同書面の内容が統制事由の有無に関わるとしても、中央執行委員会が統制委員会に対し統制処分の申立をした理由を記載した資料を提出したのもといえるから、統制処分の申立をする旨決定された同年10月1日の第7回中央執行委員会において、同書面が存在していたことが不合理とはいえない。

同日から1週間前の同年9月24日付けで統制委員会から原告A宛てに「東京土建一般労働組合統制委員会 招請状」と題する書面が送付されたのは、中央執行委員会で原告らについて統制処分の申立をするか否かに関する審議が予定されていたからに過ぎず、中央執行委員会から統制委員会に対し統制処分の申立がされることを前提として、被告が活動を開始していたことを意味するものではない。

統制委員会が同年11月2日付けで中央執行委員会に対してした答申において、「判明している『東京土建未来の会』中心メンバーの対策」などとして未来の会の他の会員に対する措置を求めているのも、統制事由の存在の判断をした上での補足事項を述べたものに過ぎず、本件各統制処分に係る手続の公平性に疑問を生じさせるものではない。

したがって、本件各統制処分が、中立性を欠く手続を経て、恣意的な判断によりされたものとはいえない。

(エ) 採決の方式については合議体の議長に選択権が与えられており、必ずしも挙手による採決をしなければならないというわけではないから、令和2年11月2日の第8回中央執行委員会において拍手による採決が行われたからといって、同採決が適正さを欠き違法であったとはいえない。

(4) 争点4（不法行為の成否）について

ア 原告らの主張の要旨

本件各統制処分は、根拠とする統制事由を欠き、社会通念上相当であるとも認められないから、故意又は過失によって原告らの権利又は法律上保護された利益を侵害したものであることができ、不法行為に該当する。

イ 被告の主張の要旨

争う。

(5) 争点5（原告らの損害）について

ア 原告らの主張の要旨

原告らは、本件各統制処分によって、被告の役員としての任期満了前に除名又は資格停止となったことから、次の各損害（令和2年11月から令和3年3月までの役職手当及び慰謝料）を被った。

(ア) 原告Aについて

役職手当（月額7万円の5か月分） 35万円

慰謝料 100万円

合計 135万円

(イ) 原告Bについて

役職手当（月額5万円の5か月分） 25万円

慰謝料 100万円

合計 125万円

(ウ) 原告Cについて

役職手当（月額5万円の5か月分） 25万円

慰謝料 100万円

合計 125万円

イ 被告の主張の要旨

争う。なお、原告らの令和2年11月から令和3年3月までの役職手当額及びこれらの役職手当が支払われていないことは認める。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、証拠（後掲証拠のほか、甲66、乙35、62、証人F〔以下「F」という。〕、証人E、原告A）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

（1）原告Aは、平成31年3月に被告本部の中央副執行委員長に就任し、建設分野における賃金、職域、労働、技術等に関する活動を統括する産業対策委員会の責任者を兼務していたところ、被告組合員個人の仕事の確保、賃金等の労働条件の向上に取り組むためには、一部の組合員による有志の会を結成し、与党を含めた都議会の各政党に働き掛ける必要があると考えていた。

その後、令和元年8月1日の第5回中央執行委員会において、本部の書記長から、政党との勉強会については、後援会活動として進める旨確認されたこと（前記前提事実（2）ア）を受けて、原告Aは、他の原告らと共に、前記のような有志の会を結成することとし、同月7日頃、「東京土建の未来の会」、「結成準備会及び賛同者募集のお知らせ」などと記載した書面を作成して、被告組合員にファックスで送信するなどし、同会への賛同者を募集した。

（甲2、11、乙53の1・2）

（2）ア 被告の本部役員は、令和元年8月7日頃、豊島支部から、前記（1）の書面がファックスで送信されてきた旨の連絡を受け、原告らが「東京土建の未来の会」と称して有志の会への賛同者を募集している旨認識したことから、同月19日の四役会議の際、原告Aに対して、「東京土建」との名称を付して政党に対し要請をすることには問題がある旨注意した。

イ 原告らは、同日、前記四役会議後に有志の会の結成準備会を開き、会の名称について話し合った上、同年10月頃までに会の正式名称を「東京土建未来の会」と決定し、同月吉日付けの、「東京土建未来の会（後援活動）」、「賛同者募集のお知らせ」と題する書面（甲12）を作成、配布して、同会への賛同者を募集した。

上記書面においては、概要、〔1〕設立趣旨として、被告の綱領に政党・政治活動の自由が謳われていることを前提として、組合員の営業と暮らしの向上（社会的地位の向上）を目指すとともに、我々の志に沿う政党・会派及び議員と具体的な懇談・協議等を行いながら後援活動を行う旨、〔2〕目指す活動として、組合が社会に開かれた有用な組織であることを、政治を含め全方位外交で知らせていくために、私たちの志に沿う全ての政党・会派及び議員の活動を応援するとともに、組合員の自由な政治活動の活性化を図り、被告本部大会で決定した運動方針を側面から支援する旨が記載されている。

その後、原告らは、会員同士で懇親会を開くなどした上、令和2年2月8日、未来の会の第1回全体会を開催した。

（甲12、乙54）

（3）ア 原告らは、本件LINEグループを作成し、会員同士で連絡を取り合っていたところ、原告Aは、令和2年7月2日、同月4日及び同月7日、同グループにおいて、都議会自由民主党及び公明党の議員との間で同月14日に懇談する約束を取り付けた旨のメッセージを投稿した。

この間、原告Aは、同月9日に、都連と都議会各政党等との交渉が行われた際に、被告が共産党及び「生活ネット党」との協議のみに参加したことを疑問視する投稿をし、その後、原告Bらが、被告と共産党との関係を批判する趣旨の投稿を繰り返した。

イ 原告A及び原告Cは、令和2年7月14日、都議会自由民主党及び公明党の議員と面談した。原告Bは、当該面談に参加することができなかったところ、同日、本件LINEグループにおいて、原告Aから、前記面談が成功した旨のメッセージが投稿されたことを受けて、「良かった！このことで わたし達、都連 土建本部使わなくても、出来るんですね」とのメッセージを投稿した。

同月22日頃、都議会自由民主党の議員から、未来の会に対し、議員連盟を立ち上げる前に未来の会世話人協力会を立ち上げたい旨の連絡があり、未来の会と同党議員との間で、同年8月4日に会合を開くことが合意された。

ウ 令和2年7月29日、被告の職域対策部会がウェブ会議の方法で開かれ、未来の会の会員であり職域対策部長を務めていたGが、自治体に対し、住宅改良を目的とした住宅リフォーム助成制度を創設、拡充するよう要求することを提案した。同日、産業対策委員会の責任者であった原告Aは、被告本部の常任中央執行委員であり、産業対策委員会の担当者を務めていたEに対し、原告A及び前記Gが都議会自由民主党の議員に交付するなど述べて、「go to リフォーム」との題で要望書を作成するよう指示した。そこで、Eは、被告本部のF書記次長と相談しつつ、原告Aとの間で文案を調整した上、都議会の自由民主党、公明党及び都民ファーストの会の各議員に宛てて、「GO TO REFORM」と称する住宅リフォーム助成制度の創設を希望する旨の被告要望書3通を作成の上、同年8月4日までに原告Aに交付し、この際、要請行動に関する報告書の書式（甲14）を交付してその作成を求めた。

原告らは、同日、都議会自由民主党の議員と面談し、被告要望書を提出した後、住宅リフォーム助成制度の創設を希望する旨の要望事項を記載した未来の会要望書を提出した。

（甲13、14、67、68、乙14、37、38、55）

（4）被告本部は、令和2年8月6日、日野支部からの問合せを受け、原告らが未来の会として同月4日に都議会自由民主党の議員らと面談し、要望事項を記載した書面を提出した旨認識した。

そこで被告本部は、同月7日に四役会議を開催した上、同月24日にも四役会議を開催して、出席した原告Aから陳述を聴取し、前記書面の提出を求め、同月末日頃、原告Aから、未来の会要望書の提出を受けた。

さらに被告本部は、同年9月9日及び同月16日にも四役会議を開催し、被告とは別に活動をする組織は分裂につながる行動として認められない旨判断した。

原告らは、同日、本件LINEグループを通じて、原告Aが同日の四役会議に出席し、未来の会の解散を求められるなどしていた旨の情報を共有していたところ、原告Bは、「潰された、フリをする手もあります！又、私ら非専従役員、すぐ自民党に、入党して、自民党員に対する差別、迫害として、定義出来ます。」とのメッセージを投稿した。

（乙14、37ないし39）

（5）被告本部の中央副執行委員長3名は、原告らについて、未来の会としての活動が分裂行動に当たるとして、令和2年9月24日付け統制処分申立書により、中央執行委員会に対し統制処分の申立てを行い、これを受けて被告は、同年10月1日、第7回中央執行委員会において、挙手による確認を行い、賛成29、反対14の賛成多数により、原告らについて統制委員会に対し統制処分の申立てをする旨決定した。

統制委員会は、同日、同月12日及び同月25日に審理を行い、原告Aは同月1日の審理に、原告B及び原告Cは同月12日の審理に出席した。

統制委員会は、同年11月2日付けで、中央執行委員会宛てに、「『東京土建未来の会』関連の統制処分に関する答申」と題する書面（以下「答申書」という。）を作成し、原告らに本件各統制処分をするのが相当である旨答申した。答申書には、統制事由に該当する事情の一つとして、原告らが被告と本部役員を誹謗中傷していたと指摘され、原告らが本件LINEグループに投稿していた複数のメッセージの具体的な内容が挙げられていた。

被告は、同日、第8回中央執行委員会において、会場に出席した参加者からの拍手、ウェブを通じた参加者からの意思表示によって採決を行うこととし、いずれも賛成多数として、前記答申を承認する旨議決した。

（甲6、7、9の1・2、23の1・2）

2 争点1（確認の利益の有無）について

原告らは、被告の本部役員の地位にあった者が、被告の代議員及び名誉中央執行委員に就任するのが慣例であるとして、本件訴えのうち、原告Aが被告に対し令和3年3月14日まで中央副執行委員長としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分（前記請求1

（1））、原告Bが被告に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分（前記請求第2（1））及び原告Cが被告に対し同日まで常任中央執行委員としての権利を有する地位にあったことの確認を求める部分（前記請求第3（1））

は、原告らが被告の代議員又は名誉中央執行委員としての地位を有することを確認するためにも必要であるから、確認の利益を有し、適法である旨主張する。

しかし、本件規約には、組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員が被告の本部役員を選出する旨の規定（30条）があるものの（甲4）、その他、被告の内部規程において、被告の本部役員の地位にあった者を当然に代議員とする旨の規定は見当たらず、被告の本部役員としての権利を有する地位にあったことが確認されたからといって、法律上、被告の代議員としての地位を有することが確定するとはいえない。

また、同様に被告の内部規程において、被告の本部役員の地位にあった者を当然に名誉中央執行委員とする旨の規定は見当たらず、被告の本部役員としての権利を有する地位にあったことが確認されたからといって、法律上、被告の名誉中央執行委員としての地位を有することが確定するとはいえない上、そもそも原告らの主張する名誉中央執行委員としての地位に、事実上の名誉等に限らず、何らかの法律上の権利義務が付与されていることを認めるに足りる証拠はなく、当該地位が法律上の地位であるとは認められない。

そうすると、本件訴えのうち前記各部分は、いずれも各原告が被告の本部役員としての権利を有する地位にあったという過去の法律関係の確認を求めるものであるところ、各原告の現在の法律関係をめぐる紛争の解決のために適切かつ必要なものとはいえず、確認の利益を欠くから、不適法として却下を免れない。

3 争点2（統制事由の有無）について

（1）被告は、原告らの未来の会としての活動が、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為として、本件規約40条1項4号の統制事由に該当する旨主張する。

この点、原告らは、被告組合員の労働条件向上のため与党を含めた都議会の各政党に働き掛ける必要があると考え、「東京土建」との名称を付して未来の会を結成したものであるが（前記認定事実（1）ないし（3））、原告らの主張（準備書面（1）18ないし20頁）を前提としても、原告らは、被告が多様な政党に対する要請行動を行っていない旨の不满を前提として、「全方位外交」を活動内容とする未来の会を結成したものと推認される。

そして、前記認定事実（3）によれば、原告らは、令和2年7月から同年8月初頭にかけて、未来の会の活動として、都議会自由民主党及び公明党の議員との面談を設定・実施する一方で、他の政党（都議会野党）との関係での活動を計画した形跡はなく、前記認定事実（3）A及びI並びに前記認定事実（4）の本件LINEグループにおける投稿は、いずれも、被告本部と都議会各政党との関係に対する批判を前提とする内容と解される。

他方で、原告らは、令和元年8月19日に開かれた四役会議において、被告の本部役員から、「東京土建」との名称を付して政党に対し要請をすることには問題がある旨の注意を受けたものの、その後、被告との協議等を経ることなく名称を決定し（前記認定事実（2））、未来の会の活動（上記の面談）について、事前に被告本部の他の役員との間で情報を共有した形跡はない。

これらの事情を総合すると、原告らは、要請行動に係る被告の現状に対する前記の不満や批判を前提として、被告本部や都連を介さず、主に都議会与党との連携を図ることを目的として未来の会を結成し、上記面談等の活動を行ったものと推認するのが自然である。

以上に加え、本件綱領及び本件規約において、被告が統一と団結を大切にし、これを強めるよう努める旨規定されていること（前記前提事実（5）ア、イ）も併せ考慮すれば、原告らの未来の会としての活動が、被告の本部役員に対し、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらそうとしているとの懸念を抱かせるものであったことは否定し難い。

（2）ア しかし、本件綱領及び本件規約においては、組合員の政党支持、政治活動の自由の擁護が謳われており、一方で、被告については、特定政党支持の立場をとらず、組合員の要求や意見を正しく反映させて組合員が自主的積極的に活動するように努め、組合員の少数意見を尊重する旨が規定されている（前記前提事実（5）ア、イ）。

イ これらの綱領等の定めにも照らすと、被告においては、複数の組合員が特定の政党に属する議員との面談等を行うことは組合員の政治活動の自由として許容されるし、これを前提とすると、当該面談等において、組合員らが共通の関心事として被告の活動（要望事項）を話題とすることは自然な流れというほかない。

ウ さらに、前提事実（2）アのとおり、被告においては、未来の会の結成に先立ち、住宅リフォーム予算の獲得に関する大田支部の報告を契機として、多様な政党との懇談につき質問がされ、これに対する回答として、書記長において、本部においても共産党以外の多様な政党との懇談をしているとの認識を示した上で、約1か月間の検討の後、本部の活動とは別に、組合の方針と綱領に照らしながら、個人の後援会活動として懇談を行うことを妨げないとの認識を示したものである。当該回答は、被告が特定政党支持の立場を取らないことを前提として、被告本部による要請行動と別途、多様な政党との間で、組合の要望事項の実現を目的として、組合員個人の政治活動として懇談を行うことを許容したものと解され、「組合の方針と綱領に照らしながら」との部分についても、懇談の相手方となる政党の選択について、被告において介入する趣旨とは解し難い。

そうすると、原告らにおいて、被告の現状に対する不満や批判を前提として、都議会与党との連携を図る目的を有していたとしても、被告において特定政党支持の立場を前提としていない以上、要請行動の在り方に関する意見の対立については、被告内部の議論と多数決による解決が想定されていたものというべきである。上記の不満等や目的の存在により、原告らの活動が直ちに被告の方針や綱領に反するものとはいえない。

以上によれば、前記（1）で述べたところを考慮しても、原告らの活動が、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらすもの（本件規約40条1項4号）とは直ちに評価し難いものというほかない。

（3）この点、被告の主張中には、未来の会の名称、組織、活動内容及び他団体との関係等につき主張する部分がある。

ア 名称について

未来の会の名称は、被告の名称である「東京土建」を付したものである。しかしながら、被告の複数の組合員が政党や議員との懇談を行い、これを「後援会活動」として行う以上、当該後援会につき、被告の名称を使用することは自然な流れといえ、現に、「東京土建」ないし「土建全都」の名称を付して政党に対する後援会活動を行う任意団体が複数存在したものと認められる（甲15の1ないし4）。「東京土建」の名称自体から、被告の組織の分裂や混乱をもたらす要素を見いだすことは困難というほかない（原告らの活動との関係については後述する。）。

イ 組織について

証拠（甲11、12、49、50、乙53、54〔枝番を含む。〕）によれば、未来の会については、数度にわたり、組合員に対し広く賛同者の募集が行われ、当該募集文書においては、会費の徴収、運営委員会設置及び定期的な総会の開催につき記載がされており、令和2年2月8日に開催された全体会（総会）においては、運営委員等の役員が決定されたほか、被告の中央執行委員会の議案等に関する分析や意見集約等が予定されていたものと認められる。これらの事情によれば、原告らは、未来の会について、運営及び活動資金の面で継続性を有するとともに、被告の運営につき意見集約を図る集団として構想していたことがうかがわれる。

しかしながら、原告A（甲50）は、未来の会について開催された全体会（総会）は、前記令和2年2月の1回のみであり、前記意見集約等に係る議題については、現実には議論されなかった旨を陳述するところ、その後の全体会（総会）の開催や、未来の会による意見具申等の存在をうかがわせる証拠はなく、上記陳述の信用性は否定し難い。これに加え、前記（2）で述べたところを併せ考えると、上記構想の存在を前提としても、原告らにおいて、被告の内部に別組織を形成し、被告の分裂を図ったものとは直ちに認め難い。

ウ 活動内容及び他団体との関係について

原告らは、未来の会として都議会自由民主党の議員と懇談し、未来の会要望書を提出しているところ、当該書面に記載されていた住宅リフォーム助成制度の創設等の要望事項は、それ自体被告組合員の仕事の確保や労働条件の向上につながるものであり、前提事実（2）アにおける被告本部書記長の回答の契機となった「住宅リフォーム予算の獲得」とも軌を一にするものである。被告本部の常任中央執行委員であったEが、原告Aからの要請を受けて、同様の要望事項を記載した被告要望書を作成、交付すること自体には応じていること（前記認定事実

（3）ウ）も考慮すると、未来の会の活動は、その内容面においては、被告の目的、方針等に

沿うものであったということが出来る。

一方で、原告Aは、未来の会として設定した都議会自由民主党議員との懇談の機会に、被告要望書及び未来の会要望書をともに提出している。このような行動は、原告らが被告の役員であったことと相まって、懇談の相手方に対し、未来の会が被告の代表ないし窓口であるとの印象を与える可能性があるものといえる。

しかしながら、未来の会要望書（乙7）には、被告要望書と異なり「要望書」との表題は付されておらず、この点につき、原告Aは、要請行動に関する被告からの指摘に配慮した旨を供述している（原告A本人50頁、51頁）。また、未来の会要望書の冒頭部分には、未来の会の趣旨につき、被告の綱領に謳われた組合員の政治活動の自由に基づく団体である旨が記載されている。これに加え、原告らは、都議会自由民主党の議員に対し、Eから交付された被告要望書を提出した後、当該書面とは別に未来の会要望書を提出し、住宅リフォーム助成制度の創設等を要請していること（前記認定事実（3）ウ）に照らすと、飽くまで被告自体とは異なる一部の被告組合員によって結成された有志の会である旨を明示して活動していたものということができ、現実には、都議会自由民主党において未来の会の位置付けにつき混乱を生じた形跡はない。原告らにおいて、活動の相手方に対し、被告の活動である旨を誤認させることにより、被告の分裂や混乱を意図していたものとは認め難い。

なお、被告は、都議会に対し要請をする際は事前に都連と相談等を行うことが慣習であり、未来の会の活動により都連に混乱が生じた旨主張するが、かかる慣習が書面で定められていることを認めるに足りる証拠はない上、Fは、当該慣習が被告組合員全員に周知されていたわけではないことを自認している（証人F 34頁）。また、被告は、上記の主張につき都連の役員等に係る人証申請を行わない一方で、Hの陳述書（乙64）によれば、傘下の各組合が、自らの都合により不定期に「地元都議会議員」に要請を行う場合があったものと認められ、特定の「地元都議会議員」を想定し難い被告（甲4・第2条参照）については、むしろ広範な要請行動等が許容されていた可能性が高いと考えられる。以上によれば、被告主張の慣習が存在していたこと自体認め難い。また、仮に当該慣習が存在したとしても、当該活動が統制事由に該当することを基礎付ける事情として重視することはできないというべきである。

（4）以上述べたところを総合すると、原告らの活動は、被告による要請行動に対する批判や不満に基づくものと推認されるものの、この点が直ちに被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらすものとはいえない（前記（2））。また、原告らの活動は、その内容面においては被告の方針に沿うものであり、相手方との関係において、被告の活動との誤認等を意図したものとはいえず、また、組織の面においても、被告の内部に別組織を形成し、被告の分裂を図ったものとは直ちに認め難い（前記（3））。以上によれば、原告らの未来の会としての活動が、被告の分裂を企て、被告に混乱をもたらす行為であったとはいえず、本件規約40条1項4号の統制事由に該当するとは認められない。

したがって、本件各統制処分は、根拠とする統制事由を欠き無効であるから、原告らの請求のうち、原告A及び原告Bがそれぞれ被告に対し組合員としての権利を有する地位にあることの確認を求める部分並びに被告が原告Cに対し令和2年11月2日付けでした統制処分が無効であることの確認を求める部分はいずれも理由がある。

4 争点3（社会的相当性の有無）について

（1）原告らは、統制処分申立書が開示されず、統制委員会の審理において十分な弁明の機会も与えられなかった旨主張する。

しかし、統制委員会の審理のうち、原告Aは令和2年10月1日の審理に、原告B及び原告Cは同月12日の審理にそれぞれ出席している上（前記認定事実（5））、原告Aから統制委員会宛てに提出された弁明書には、統制処分申立書に対する反論内容が記載されていること（乙5）からすると、原告らに対し統制処分申立書が開示されなかったとは認め難い。

そうすると、原告らに統制処分申立書が開示されず、統制委員会の審理において十分な弁明の機会が与えられなかったとはいえないから、原告らの前記主張は採用することができない。

（2）原告らは、被告が当初から統制処分を行うことを前提に手続を進め、中立性を欠く手続を経て、恣意的な判断により本件各統制処分をした旨主張する。

この点、原告らが前記主張の根拠として主張する事情のうち、原告Aが令和2年9月24日付けで統制委員会から受領した「東京土建一般労働組合統制委員会 招請状」と題する書面

（甲16）には、「本部四役複数人から『貴殿の統制処分を求める申立書』が中央執行委員会に提出されます。」などとして、同年10月1日の第7回中央執行委員会後に予定される統制委員会の審理への出席を求める旨記載されていたことから、中央執行委員会における統制処分申立ての決定に先立ち、原告らに対する審理の開始に備えて統制委員会が招集されたことが推認される。しかしながら、統制委員会が、その規程上、中央執行委員会の申立後速やかに審理を開始すべき立場にあり（前記前提事実（5）ウ）、特に、分派行動に係る申立てに関しては、一般的に迅速な審理が必要と考えられることに照らせば、中央執行委員会の決定を条件として、予め統制委員会が招集されることが不自然とはいえない。

また、統制委員会の各審理の前に作成された議事次第（乙1ないし3）については、結論としての統制処分につき、〔1〕初回の審理（令和2年10月1日）に関しては「統制処分に至る場合」として3種類の処分（除名、権利停止、戒告等）が記載され、〔2〕2回目の審理

（同月12日）に関しては、上記3種類のほか、「処分保留」が選択肢として記載され、〔3〕3回目の審理（同月25日）に関しては、「答申文書案」として、具体的な処分案が記載されているが、これらは、統制委員会において、審理の進捗に応じて検討の対象となる処分

案を具体化した状況を示すものに過ぎない。また、2回目の審理については、「弁明書のポイント整理」（乙2・4頁以降）として、原告らの弁明書に対応して統制事由の存在を主張する趣旨の記載があるものの、全体として、断定的な記載を避け、各委員の判断を促す内容であり、特定の結論を予定したものとはいえない。被告が当初から特定の統制処分を行うことを前提に手続を進めていたものとは認め難い。

さらに、原告らが主張するその他の事情のうち、「東京土建未来の会回答（9月24日）に対する東京土建としての見解（案）」と題する書面（甲6・9頁）については、中央執行委員会（令和2年10月1日）において統制処分の申立ての可否を決定するにあたり、原告らが弁明の趣旨で提出した同年9月24日付け書面（乙10）の内容につき検討することは当然であり、申立てを正当とする立場から上記「見解（案）」が作成されたとしても、合議体の検討に係る議論のたたき台の域を逸脱するものとはいえず、被告の恣意性を裏付けるものとはいえない。

加えて、統制委員会が、答申書において、「判明している『東京土建未来の会』中心メンバーの対策」と称して、未来の会の他の会員に関して然るべき措置を講じるよう上申していること（甲7）については、原告らに対する統制事由の存在を前提として他の会員に対しても公平に同様の措置を採ることを勧告したものに過ぎず、同様に被告が恣意的な判断により本件各統制処分をしたことを基礎付けるものとはいえない。

以上によれば、統制委員会が、統制処分を行うことを前提に審理や答申を行い、被告が、中立性を欠く手続を経て、恣意的な判断により本件各統制処分をしたとは認め難いから、原告らの前記主張は採用することができない。

(3) もっとも、統制委員会の答申書（甲7）では、統制事由に該当する事情の一つとして、原告らが被告と本部役員を誹謗中傷していたと指摘され、原告らが本件LINEグループに投稿していた複数のメッセージの具体的な内容が挙げられていた（前記認定事実(5)）ところ、統制委員会が令和2年10月25日までは当該メッセージの内容を把握していた（乙3）にもかかわらず、当該メッセージの内容について原告らに弁明の機会が付与されたことを認めるに足りる証拠はない。

この点、被告は、原告らが未来の会の活動について弁明の機会を与えられているから、前記メッセージの内容につき弁明の機会を与えられていないことは違法となるものではない旨主張する。しかしながら、前記答申書のうち、「統制処分に至った理由」（甲7・3頁ないし9頁）の記載の半分程度が本件LINEグループに依拠しており、統制委員会において、本件統制処分の正当性を裏付ける証拠として、これを極めて重視したことは明らかである。一方で、原告らの批判的投稿は、被告の要請行動の在り方に対する原告らの不満や批判（前記3(1)参照）を前提とするものと解され、また、その大部分は、都議会自由民主党との面談の発覚以降、本件統制処分に至る過程で生じた被告本部に対する批判を表現したものと解されるにもかかわらず、答申書における引用は、これらの事情を無視しており、恣意的な引用との評価を免れない。以上によれば、原告らが前記メッセージの内容につき弁明の機会を与えられていないことは、手続として不適正であったといわざるを得ない。

また、そもそも令和2年10月1日の第7回中央執行委員会では統制委員会に対し統制処分の申立てをすることについて相当数の反対票が投じられ、統制処分の可否自体については慎重に賛否を集計すべき状況であったにもかかわらず、同年11月2日の第8回中央執行委員会においては、会場に出席した参加者からの拍手、ウェブを通じた参加者からの意思表示によって採決が行われ、賛成多数として統制委員会の答申を承認する旨議決されており（前記認定事実(5)）、投票の秘密性も担保されず、また、賛成が多数か否かも不明瞭な投票方法によって、採決が行われたということができ、手続として不適正であったといわざるを得ない。

したがって、本件各統制処分は、適正な手続を経ておらず、社会通念上相当であったとは認められない。

5 争点4（不法行為の成否）について

前記3及び4のとおり、本件各統制処分は、根拠とする統制事由を欠く上、適正な手続を経ておらず、社会通念上相当であったとは認められないから、故意又は過失によって原告らの権利又は法律上保護された利益を侵害したものであるといえることができ、原告らに対する不法行為に該当する。

6 争点5（原告らの損害）について

原告らは、本件各統制処分によって、それぞれ除名又は権利停止となり、同処分を受けた令和2年11月から被告の役員としての任期満了が予定されていた令和3年3月までの5か月分の役職手当の支払を受けておらず、これらは原告らが不法行為によって被った損害と認められる。そして、原告らが本件各統制処分によって被った精神的苦痛に対する慰謝料はそれぞれ10万円とするのが相当であるから、原告らは、それぞれ被告に対し、次の各合計金額及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和3年5月20日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める請求権を有するものである。

(1) 原告Aについて
 役職手当（月額7万円の5か月分） 35万円
 慰謝料 10万円
 合計 45万円

(2) 原告Bについて
 役職手当（月額5万円の5か月分） 25万円

慰謝料 10万円

合計 35万円

（3）原告Cについて

役職手当（月額5万円の5か月分） 25万円

慰謝料 10万円

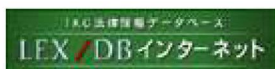
合計 35万円

第4 結論

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第11部

裁判長裁判官 前澤達朗 裁判官 山崎雄大 裁判官 山田悠一郎



日本舞踊の流派の名取の地位にあることの確認を求めた訴えが司法審査の対象になるとした事例

- 【文献種別】 判決／東京高等裁判所
 【裁判年月日】 平成28年12月16日
 【事件番号】 平成28年（ネ）第3105号
 【事件名】 損害賠償等、総会決議不存在確認請求控訴事件（花柳流花柳会事件）
 【裁判結果】 控訴棄却
 【参照法令】 裁判所法3条
 【掲載誌】 判時2359号12頁

LEX/DB 文献番号 25544737

事実の概要

X（原告・被控訴人）は、花柳流の三世宗家家元の後見人の一人としてその補佐役を務めていたAの孫であり、花柳流の名取として活動していた。Y₁（被告・控訴人）は花柳流において四世宗家家元として活動している日本舞踊家であり、Y₂（被告・控訴人）は花柳流の宗家家元及び名取を構成員たる会員とし、花柳流花柳会会則という名称の会則を定め、機関誌の刊行、講習会の開催等の事業を行っている団体である。

XはY₁から、平成26年4月9日付けで花柳流の名取から除名し、Xによる花柳流の苗字芸名（名取名）及び流派の流紋の使用を禁止する旨の処分を受けた（以下、「本件除名処分」という。）。除名の理由は、Xが自らの名取名を冠した会において、数度にわたり、既に花柳流から除名された者を参加させ、許されていない苗字芸名や流紋を使用させたこと、及び必要な事前届出等の手続を経ることなく、勝手に特定の演目を上演したこと等であった。Xはこの除名処分の無効を主張し、Y₁に対して、自らが花柳流の名取の地位にあることの確認、Y₂に対して同会の会員の地位にあることの確認等を求めて提訴した。

以下、花柳流の名取の地位の確認請求が司法審査の対象となるか否かに絞って、判旨をみていくこととする。

第一審（東京地判平28・5・25判タ1448号202頁）は、裁判所がその固有の権限に基づいて審判する

ことのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」であり、これはあらゆる法律上の係争を意味するものではなく、「例えば、一般市民社会の中であってこれとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係の有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的な解決に委ねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないと解するのが相当である」との一般論を述べた後、花柳流の名取の地位に基づいて様々な権利利益を付与され享受しているのであり、これらの権利利益は単なる事実上の利益にとどまらず法的利益と評価されるものであり、花柳流の名取の地位を喪失した場合には、その地位の喪失それ自体を直接の原因として、上記法的利益としての権利利益を享受できなくなることや、花柳流において名取の地位が統一的な法規範に基づく規律の中核を成すとともに組織の中核を成すY₂の構成員の資格であるなど、重要な法的地位と評価されること等に鑑みれば、除名処分を受けた花柳流の名取による名取の地位の確認を求める請求の訴訟物は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまるものとはいえず、一般市民法秩序と直接の関係を有する法律問題に当たるとした。さらに、本件除名処分の適否は、Y₁が処分権者として本件除名処分を行うにあたってその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否かという観点から争われており、このような裁量処分の適否に係る判断は、

新・判例解説 Watch ◆ 民事訴訟法 No.102

除名処分等の懲戒処分の適否全般について一般に採られている判断枠組み（最判平18・9・14集民221号87頁参照。処分者の裁量権の行使が、全く事実の基礎を欠くか又は社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え又はこれを濫用してされたと認められる場合には、無効となる。以下、「最判平成18年ルール」とする。）に基づく裁判所の審査に適する事項といえるから、訴訟物は、法令の適用により終局的に解決することができるものであると、これは裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当し、司法審査の対象となるとした上で、Xの名取の地位確認請求を認容した。

これに対してY₁及びY₂が控訴したのが本件である。

判決の要旨

控訴棄却。

「Y₁らは、Y₁に対してXが花柳流の名取の地位にあることの確認を求める請求及びY₂に対してXがY₂の会員の地位にあることの確認を求める請求がいずれも司法審査の対象になるという原審の判断について、花柳流が家元制度を採用して花柳の『名』や『振り・型』を保存・伝承しようとした趣旨や家元制度における家元の権限、家元及び名取の責務に鑑みれば、本件はおよそ法律を適用して解決することができないものであることは明らかであるなどと主張する。

しかし、花柳流の名取の地位を基礎とする権利利益は、著作権が取得されている花柳流の舞踊の振り付けを上演するための権利の基盤であり、日本舞踊家としての職業活動及び事業活動の基盤であることに加え、Y₂の総会における議決権を伴う会員資格の基盤でもあることからすれば、花柳流の名取がその地位に基づいて享受する権利利益は、単なる事実上の利益にとどまらず、法的利益と評価されるべきものであって、除名処分を受けた花柳流の名取による名取の地位の確認請求は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまるものとはいえず、一般市民法秩序と直接の関係を有するものというべきであることは、原審の説示するとおりである。Y₁らの指摘する諸事情は、花柳流の名取がその地位に基づいて享受する上記権利利益の評価を左右するもので

はなく、名取の地位の確認請求に係る上記判断に影響しない。

そして、本件除名処分について、日本舞踊の流派である花柳流に属する者が遵守すべきものとされる花柳流規則に基づいて行われたものであり、団体の自治を尊重すべきであるというY₁らの指摘を考慮しても、本件除名処分の効力の有無については、懲戒処分の効力の判断において一般的に採られている判断枠組みに基づき、処分権者であるY₁による裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否かという観点から判断することができるから、本件における名取の地位の確認請求が法令の適用により終局的に解決することができるものに当たるといふべきであることは、原審の説示するとおりである。」¹⁾

判例の解説

一 問題の所在

社会には、そこで一般的に妥当する法秩序とは別に、それぞれの団体の持つ規律に従って活動する団体が多数存在する。その団体内部で紛争が生じたときに、団体の自律的な解決に不満を持つ者が司法の場で解決を望む場合、当該団体の性質との関係で、そもそも裁判所が法律を適用して終局的に解決できる紛争（法律上の争訟）なのか、あるいは団体の自治との関係で、司法がどこまで介入できるのか、団体の自律権の尊重と不利益を受ける者の司法上の救済の必要性との調和の問題が生じる²⁾。これまで判例では、政党、議会、学会、大学（对学生や教授会）、宗教団体、弁護士会、司法書士会、公認会計士協会、スポーツ連盟（学生スキー連盟）、行政機関、自治会等、多種多様の団体内部の規律をめぐる紛争が問題となってきたが、本件は、伝統芸能（日本舞踊）の保存・伝承を目的とする団体（流派）の内部処分の適否、及び伝統芸能上の地位である名取の地位確認が司法審査の対象となるかが争われた事例である。

伝統芸能上の地位確認について、これまで法律上の争訟性を認めた事例は見当たらないが、何をもって一般市民法秩序と直接の関係があるとするか、また法律上の争訟に当たるとしてどこまで団体の内部的処分を審査の対象とするかについては、団体の規模や目的、被処分者の受ける不利益

新・判例解説 Watch ◆ 民事訴訟法 No.102

の程度など、個々の事案ごとに判断が分かれるところであり、本判決もそれを示す事例の一つである。

二 従来の判例・学説

1 法律上の争訟性と一般市民法秩序

一般に法律上の争訟性について審査する際には、訴訟物、次に訴訟物判断の前提問題を順次チェックする二段階審理モデルがとられている³⁾。従来は主に、宗教団体内部の紛争が裁判所に持ち込まれたときに、宗教上の教義や信仰の解釈に立ち入らずに法律の適用によって紛争を終局的に解決できるか、という形で問題となってきた。従来の判例は、訴訟物が宗教上の地位であるという理由だけで法律上の争訟性を否定するのではなく、それが組織法上の地位やそれに付随する様々な経済的利益、社会的名誉等と結びついている場合には、司法審査の対象となるとしてきた⁴⁾。例えば、壇徒の地位について、団体の代表役員を補佐する機関である総代に選任されるための要件であり、予算編成、不動産の処分等の団体の維持経営に係る諸般の事項の決定につきその意見が反映され、団体の運営に参画する体制になっていることを根拠に（最判平7・7・18民集49巻7号2717頁）、カトリックの特定教会の主任司祭の地位については、司祭館内で生活する利益、生活費や恩給を受ける権利を根拠に（大阪高判昭52・5・26判タ359号236頁）、仏教寺院における法中の地位については、お布施を門徒から受ける経済的地位ないし財産的権利を根拠に（福岡高判平14・10・25判時1813号97頁）、それぞれ法律上の地位であるとされている。一見すれば宗教上の地位に結びつくのは宗教的行為ではあるが、その実質が生活の基盤をなして、住居や給与など、法的な地位に伴う経済的・社会的利益に結びついているのであれば、法律上の地位と同視すると判断しているといえる⁵⁾。

また、法律上の地位該当性の判断基準としては、一般市民法秩序との関連性が用いられてきたが、団体の性質や目的、さらにはその処分の内容が多様であることから、団体の内部的処分の影響が、構成員たる以上当然受忍すべき範囲にとどまるのか、それを超えて一市民として保障されている権利にまで及ぶのかの判断は困難であり、結局は当

該処分が被処分者の、社会生活上法的保護に値する利益に与える影響の重大性によって判断することになるとされる⁶⁾。近時の判例においても、例えば土業団体の内部処分について、当該資格そのものや、その業務活動に関して支障を生じさせるものであるかどうかを基準とする⁷⁾ほか、本件と類似する芸能関連の団体について、家元による除名処分が単なる師弟関係の解消にすぎず、処分を受けた者の法律上の地位や権利義務関係に直接影響を与えるものではないとして、法律上の争訟性を否定するものがある⁸⁾。これらはいずれも、被処分者が当該処分によってその生活基盤を奪われることになるかどうかを基準としているといえる。

2 審理の対象（処分の適否の審査）

法律上の争訟性を認め、司法審査の対象となるとしても、「法令を適用して紛争を終局的に解決する」ことの意味、具体的にはその審査の範囲については、団体の自律権の尊重との関係で、それを実体的・手続的にどこまで制限するかについて議論がある。実体的審査が形式的なものにとどまれば、団体内部運営に十分立ち入ることができず非中立な結論を招くおそれもあり、団体内部の少数派、反執行部派に属するために地位確認が必要となっている原告にとって、踏み込み不足で不公正な審理になるとの批判もある⁹⁾。審査の対象として考えられるのは、当該組織の有する手続規定の適否、処分権者の処分権限、処分による不利益の程度などであるが、近時の判例は、団体が秩序維持のために必要とする裁量権の範囲と、被処分者の受ける不利益の程度とのバランスに配慮しつつ、かなり踏み込んだ実体的審査をする傾向にあるともいえる¹⁰⁾。

三 検討

結論として、法律上の争訟性を認めた本判決は妥当と考える。

名取という地位は確かに、花柳流という伝統芸能を継承し保護することを目的とした団体の中で、一定水準の芸を極めたことの証であり、それだけ見れば一般市民法秩序とは関係のない特殊な意味を持つともいえる。しかし、裁判所が認定しているように、その地位を基礎として様々な社会

的・経済的な利益が生じているのであり、その所属する組織が大きければそれだけ、その地位を失った場合の不利益も大きくなる。これまで類似の例で法律上の争訟性を否定した判例と比較すると、花柳流という日本舞踊の最大流派であり、2万人の門弟を有している非常に大きな組織であり、社会的な認知度も高いこと、その名取の地位にあることは、財産的利益の基盤のみならず、日本舞踊家としての技能、作法等に関しても一定の社会的評価につながることで、さらには、花柳流の組織の中核を成す花柳会という事業上の重要な影響力を有する団体において議決権等を有し、当該組織の運営にも参画しうることからすると、法的保護に値するその地位を失うことは、単なる師弟関係の解消にとどまらず、生活の基盤となっている事業活動自体を継続することができなくなることを意味するものであり、Xに与える影響は重大であるといえる。

ついで、団体の内部処分について司法審査をどこまで認めるかについて、本判決は、花柳流に属する者が遵守すべきものとされる花柳流規則に基づいて行われていることから、団体の自治を尊重すべきであるという立場も認めつつ、最判平成18年ルールに従い、裁量処分の適否を判断し、結果として本件処分を無効と判断した。この点については、Xの被る不利益が無視し得ないほどに重大であるという理由で、一般市民法秩序との直接的関係性を認めている以上は、手続的事項にとどまらず、実体的事項についても審査の対象とすることは、いわば当然であるといえる¹¹⁾。しかしこのように考えると、本来形式的であるはずの法律上の争訟該当性の判断の段階で、処分の適否という本案の中身に立ち入ることになり、団体の自律権の尊重とのバランスが微妙になってくることは否めない。本件では、処分対象事実の評価（重大な非行行為に該当しないこと）、処分による不利益の程度等（除名による不利益が甚大であること）、処分に際しての手続（被処分者の事情の十分な把握と考慮を経っていないこと）、処分がされるに至った背景等（組織内の対立を背景に被処分者を排除する意図の介在が推認されること）の諸点を総合考慮したうえで判断している。かなり踏み込んだ審理であるが、信教の自由が問題となる宗教団体に比べて踏み込みやすかったことに加えて、家元という

ある種絶対的な存在である処分権者の一存（恣意的な判断）で利害対立のある者が排除される可能性もあり、処分によって著しい不利益を被る可能性のある者を救済する必要性が極めて高い事例であったと思われる。

●—注

- 1) Y₁らは最高裁に上告及び上告受理の申立てをしたが、最高裁は上告棄却、不受理決定をし（最決平29・5・9LEX/DB25545898）、本判決が確定した。
- 2) 竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審判権」書研所報36号（書研創立40周年記念論文集）（1990年）1頁以下、特に12頁以下。
- 3) 新堂幸司『民事訴訟法学の基礎』（有斐閣、1998年）281頁、伊藤眞『法律上の争訟』高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2015年）4頁以下参照。
- 4) これまでの判例・学説の整理については、伊藤・前掲注3）5頁以下、高橋宏志「審判権の限界」伊藤眞ほか編『民事訴訟法の争点』（有斐閣、2009年）18頁以下、安西明子『民事訴訟における争点形成』（有斐閣、2016年）22頁以下、山本和彦『民事訴訟法の基本問題』（判例タイムズ社、2002年）33頁以下他参照。
- 5) 松村和徳「宗教団体の内部紛争と民事裁判権の限界」中村英郎編『民事訴訟法演習』（成文堂、1994年）24頁、高橋・前掲注4）19頁、伊藤・前掲注3）5頁。
- 6) 竹下・前掲注2）36頁は、その処分によって国民の権利保護を本来の使命とする裁判所が、無視し得ないほどの重大な権利・利益の侵害が行われているか否かが決め手となるとする。
- 7) 大阪地判平19・1・30判時1978号32頁、判タ1249号285頁は司法書士会の注意勧告処分について肯定、大阪高判平26・2・27金判1470号30頁は公認会計士協会の戒告処分について否定。
- 8) 東京地判平17・11・16（LLI/DB判例秘書L06034331）（小唄）、東京地判平21・1・13（LLI/DB判例秘書L06430050）（華道）。
- 9) 安西・前掲注4）書100頁。
- 10) 例えば、最判平24・1・16判タ1370号80頁（官公庁の職員の懲戒処分について裁量の範囲を超えて重過ぎるとして無効）、最判平13・4・26判時1750号94頁（個人タクシー事業者を組合員とする事業協同組合がした除名決議が除名事由の明示を欠くとして無効）、最判平18・10・6判タ1228号128頁（法人の従業員に対する懲戒処分を懲戒権の濫用として無効）など。
- 11) 竹下・前掲注2）39頁。

LLI/DB 判例秘書

【判例番号】 L 0 7 2 1 0 0 3 5

損害賠償等，総会決議不存在確認請求事件

【事件番号】 最高裁判所第3小法廷決定／平成29年（オ）第410号、平成29年（受）第505号

【判決日付】 平成29年5月9日

【掲載誌】 L L I / D B 判例秘書登載

上記当事者間の東京高等裁判所平成28年（ネ）第3105号損害賠償等，総会決議不存在確認請求事件について，同裁判所が平成28年12月16日に言い渡した判決に対し，上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって，当裁判所は，次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ，本件上告の理由は，理由の不備・食違いをいうが，その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって，明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

平成29年5月9日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 木内道祥

裁判官 岡部喜代子

裁判官 山崎敏充

【別紙 審級】

L07120641 東京高等裁判所 平成28年（ネ）第3105号
損害賠償等，総会決議不存在確認請求控訴事件
平成28年12月16日

L07131231 東京地方裁判所 平成26年（ワ）第14350号、平成26年（ワ）第19945号
損害賠償等請求事件（第1事件）、総会決議不存在確認請求事件（第2事件）
平成28年5月25日

〔22〕 参議院（比例代表選出）議員の選挙後に名簿届出政党等から当選人とならなかった次順位の名簿登載者の除名届がされた後欠員が生じ後順位の名簿登載者が繰上補充による当選人と決定された場合に右除名が存在又は無効であることと後順位の名簿登載者の当選無効の原因

（平成七年⁽⁹⁾第一九号 同年五月二十五日第一小法廷判決 破棄自判）
第一審東京高裁 民集四九卷五号一二七九頁

〔判決要旨〕

参議院（比例代表選出）議員の選挙後に名簿届出政党等から選挙長に対し当選人とならなかった次順位の名簿登載者甲の除名届がされ、その後欠員が生じたため甲より後順位の名簿登載者乙が繰上補充による当選人と決定された場合、甲の除名が存在又は無効であることは、右除名届が適法にされている限り、乙の当選無効の原因とならない。

〔参照条文〕

公職選挙法（平成六年法律第二号による改正前のもの）一一二条二項、四項、九八条二項、三項、八六条の二第五項、六項、二〇八条、憲法二二条一項

〔解説〕

一 事案の概要

1 はじめに

本件は、参議院（比例代表選出）議員の選挙後に欠員が生じた場合の繰上補充による当選人の決定を争う当選訴訟であり（注二）、本来であれば繰上により当選人となるべき名簿登載者Xについて、当該名簿を届け出た日本新党から除名届が提出されていたために、選挙会が後順位の名簿登載者Aを当選人と定めたところ、Xが、自己の除名は無効であるから、Aの当選は無効であると主張したものである。

以下の記述においては、平成六年法律第二号による改正前の公職選挙法を「法」という。右改正法は、いわゆる政治改革法案の一つであり、衆議院にも比例代表選挙を導入するなどしたものであつて、現在は参議院（比例代表選出）議員選挙に関する条文の位置がずれるなどしている。

2 事実関係

原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(一) 平成四年七月二六日に行われた参議院（比例代表選出）議員の選挙（以下「本件選挙」という。）に当たり、日本新党は、法八六条の二第一項に基づき、一六人の候補者の氏名及び当選人となるべき順位を記載した名簿を選挙長に届け出た（以下、右名簿を「本件届出名簿」という。）。本件届出名簿の登載順位は、第一位が細川護熙、第二位が小池百合子、第三位が寺澤芳男、第四位が武田邦太郎、第五位がX、第六位が小島慶三、第七位がAであつた（第八位以下は省略）。本件選挙の結果、日本新党の候補者は第四順位までが当選となり、第五順位のXは次点となつた。

(二) 日本新党は、平成五年六月二三日、選挙長に対し、文書で、Xが除名により日本新党に所属する者でなくなつた旨の届出（以下「本件除名届」という。）をした。この届出書には、法の規定するところに従い、当該除名の手続を記載した文書及び当該除名が適正に行われたことを日本新党の代表者細川護熙が誓う旨の宣誓書が添えられてい

(22) 参議院（比例代表選出）議員の選挙後に名簿届出政党等から当選人とならなかつた次順位の名簿登載者の除名届がされた後欠員が生じ後順位の名簿登載者が繰上補充による当選人と決定された場合に右除名が存在又は無効であることと後順位の名簿登載者の当選無効の原因

た。

(三) 細川護熙及び小池百合子が同年七月五日公示の衆議院議員総選挙に立候補する旨の届出をしたので、参議院議長は、同日、内閣総理大臣に対し、参議院議員の欠員が生じた旨の通知をした。これを受けて、選挙長は、同月一日に選挙会を開き、選挙会は、本件届出名簿のうちから、第六順位の小島慶三及び第七順位のAの両名を当選人と定め（以下、Aについての決定を「本件当選人決定」という。）、Y（中央選挙管理会）は、同月二六日にその告示をした。

3 原審の判断（注二）

原審は、右事実関係の下において、次のとおり判示して、本件当選人決定を無効とした。

(一) 本件除名届については、日本新党から法定の文書が提出されているから、本件除名届の受理に当たって選挙長のした審査に義務違反があったとはいえず、また、選挙会をした本件当選人決定に係る判断それ自体に過誤があったとはいえない。

(二) しかし、当選訴訟の趣旨、目的が、選挙会の審査と罰則のみによっては必ずしも達成されない選挙秩序の質的な維持、実現を図ることにあることを考慮すると、選挙会の判断それ自体には過誤がなくても、その判断の前提ないしは基礎を成し、かつ、当該選挙の基本的秩序を構成している事項が法律上欠如していると認められ、したがって、選挙会の当選人の決定の効力がその存立の基礎を失い、無効と認めるべき場合には、当選訴訟において当該当選を無効とすべきである。

(三) 参議院（比例代表選出）議員の選挙における政党等による名簿登載者の選定は、いわゆる拘束名簿式比例代表制による選挙機構の必要不可欠で最も重要な一部を構成しているものであって、当選人決定の実質的な要件を成し

ている。したがって、政党等による名簿登載者の除名が不存在又は無効である場合には、有効な除名が存在することを前提としてされた繰上補充による当選人の決定は、その存立の基礎を失い、無効に帰するものと解すべきである。

(四) 政党によるその所属員の除名について、その政党の規則、綱領等の自治規範において、除名要件に該当する事実の事前告知、除名対象者からの意見聴取、反論又は反対証拠を提出する機会の付与等の民主的かつ公正な適正手続が定められておらず、かつ、除名がこのような手続に従わないうでされた場合には、当該除名は公序良俗に反し無効であると解すべきである。前記の日本新党によるXの除名は、日本新党の自治規範である党則の規定に除名について民主的かつ公正な適正手続が定められておらず、かつ、民主的かつ公正な適正手続に従ってされたものではないと認められるから、無効である。したがって、これが有効であることを前提としてされた本件当選人決定は、その存立の基礎を失い、無効に帰するものというべきである。

4 上告及び参加

Y（中央選挙管理会）が上告。なお、原判決言渡し後の平成六年一月二日に、日本新党及びAが行政事件訴訟法二二条の参加の申立てをし、原審は、参加させる旨の決定をした（注三）。

二 上告理由と上告審判決

1 上告理由

(一) Yの上告理由の要旨

(1) 第一点 名簿届出政党が名簿登載者についてした除名が不存在又は無効である場合には、これを前提としてされた繰上補充による当選人の決定も無効に帰する旨の原審の判断には、法一一二条二項、四項、九八条二項前段、

〔22〕 参議院（比例代表選出）議員の選挙後に名簿届出政党等から当選人とならなかつた次順位の名簿登載者の除名届がされた後、次員が生じ後順位の名簿登載者が繰上補充による当選人と決定された場合に右除名が存在し又は無効であることと後順位の名簿登載者の当選無効の原因

三項、八六条の二第六項、二〇八条一項の解釈適用の誤りがある。

(2) 第二点 本件除名が公序良俗に反し無効である旨の原審の判断には、民法九〇条の解釈適用を誤った違法がある。

(二) 参加人ら（日本新党及びA）の上告理由の要旨

(1) 第一点 原判決には、政党の結社の自由について憲法二二条一項の解釈を誤った違法がある。

(2) 第二点 原判決には、繰上補充による当選を無効とすべき事由について法の解釈を誤った違法がある。

(3) 第三点 原判決には、法二〇八条の解釈適用の誤りがある。

(4) 第四点 原判決には、行政事件訴訟法二二条一項の解釈適用を誤った違法がある。

(5) 第五点 原判決には、本件除名の効力について民法九〇条の解釈を誤った違法がある。

(6) 第六点 原判決には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼす事実誤認がある。

2 上告審判決

本判決は、Yの上告理由第一点並びに参加人日本新党及び同Aの上告理由第一点ないし第三点について、大要次のように判示した上、これによればその余の論旨について判断するまでもなく原判決は破棄を免れないとし、自判してXの請求を棄却した。

「このように、法は、選挙会が名簿届出政党等による除名を理由として名簿登載者を当選人となり得るものから除外するための要件として、前記の除名届出書、除名手続書及び宣誓書が提出されることだけを要求しており、それ以外には何らの要件をも設けていない。したがって、選挙会が当選人を定めるに当たって当該除名の存否ないし効力を審査することは予定されておらず、法は、たとい客観的には当該除名が不存在又は無効であったとしても、

名簿届出政党等による除名届に従って当選人を定めるべきこととしているのである。」

「法が名簿届出政党等による名簿登載者の除名について選挙長ないし選挙会の審査の対象を形式的な事項にとどめているのは、政党等の政治結社の内部的自律権をできるだけ尊重すべきものとしたことによるものであると解される。

……政党等から名簿登載者の除名届が提出されているにもかかわらず、選挙長ないし選挙会が当該除名が有効に存在しているかどうかを審査すべきものとするならば、必然的に、政党等による組織内の自律的運営に属する事項について、その政党等の意思に反して行政権が介入することにならざるを得ないのであって、政党等に対し高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をすることのできる自由を保障しなければならないという前記の要請に反する事態を招来することになり、相当ではないといわなければならない。」

「参議院議員等の選挙の効力に関するいわゆる当選訴訟（法一〇八条）は、選挙会等による当選人決定の適否を審理し、これが違法である場合に当該当選人決定を無効とするものであるから、当選人に当選人となる資格がなかったとしてその当選が無効とされるのは、選挙会等の当選人決定の判断に法の諸規定に照らして誤りがあった場合に限られる。選挙会等の判断に誤りがないにもかかわらず、当選訴訟において裁判所がその他の事由を原因として当選を無効とすることは、実定法上の根拠がないのに裁判所が独自の当選無効事由を設定することにほかならず、法の予定するところではないといわなければならない。……政党等の内部的自律権をできるだけ尊重すべきものとした立法の趣旨にかんがみれば、当選訴訟において、名簿届出政党等から名簿登載者の除名届が提出されているのに、その除名の存否ないし効力という政党等の内部的自律権に属する事項を審理の対象とすることは、かえって、右立法の趣旨に反することが明らかである。

〔22〕

参議院（比例代表選出）議員の選挙後に名簿届出政党等から当選人とならなかつた大順位の名簿登載者の除名届がされた後欠員が生じた後順位の名簿登載者が繰上位の当選人と決定された場合に右除名が存在し又は無効であることと後順位の名簿登載者の当選無効の原因

したがって、名簿届出政党等による名簿登載者の除名が不存在又は無効であることは、除名届が適法にされている限り、当選訴訟における当選無効の原因とはならないものといふべきである。」

「前記の事実関係によれば日本新党による本件除名届は法の規定するところに従ってされているというのであるから、日本新党による被告人の除名が無効であるかどうかを論ずるまでもなく、本件当選人決定を無効とする余地はないものといふべきである。」

三 説 明

1 参議院（比例代表選出）議員選挙及びその繰上補充の仕組み

本判決も簡潔に述べているところであるが、参議院（比例代表選出）議員選挙及びその繰上補充の仕組みについて、法の規定がどうなっているかをやや詳しく説明しておく。

(一) 参議院（比例代表選出）議員選挙の仕組み

(1) 参議院議員の定数二五二人のうち一〇〇人を比例代表選出議員とする（法四条二項）（注四）。その選挙に関する事務は中央選挙管理会が管理し（法五条一項）（注五）、その議員は全都道府県の区域を通じて選挙する（法一二条二項）。

(2) 参議院（比例代表選出）議員の選挙については、選挙人は、投票用紙に一の名簿届出政党等の名称又は略称を自書しなければならぬ（法四六条二項）。

(3) 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、所属国会議員を五人以上有することその他の要件に該当する政党その他の政治団体は、その名称（一の略称を含む。）並びに所属する者の氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位を記載した文書（名簿）を選挙長（法七五条）に届け出ることにより、その名簿に記載されている者（名簿登載者）を候補者とすることができる（法八六条の二第一項）。

(4) 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、各名簿届出政党等の得票数により、いわゆるドント式の比例計算で当選人の数を定め（法九五条の二第一項、二項）、名簿の順位に従い、その数に相当する数の名簿登載者を当選人とする（同条三項）。なお、このように名簿登載順位によって当選人を決定する方式は、一般に「拘束名簿式比例代表制」と呼ばれている。

(5) 当選人が定まったときは、選挙長は当選人の氏名その他選挙の次第を中央選挙管理会に報告し（法二〇一条の二第一項）、中央選挙管理会はこれを告示する（同条二項）。

(二) 繰上補充の仕組み

(1) 参議院（比例代表選出）議員の欠員が生じた場合に、当該議員の名簿に係る登載者が当選人とならなかった者があるときは、選挙会（法八一条二項参照）を開き、その者の中から、名簿の順位に従い、当選人を定める（法一一二条二項）。

(2) 参議院議員が衆議院議員等の公職に立候補の届出をすると、その日に参議院議員たることを辞したものとみなされ（法九〇条）、その旨が参議院議長から内閣総理大臣に通知され（国会法一一〇条）、さらに、内閣総理大臣↓自治大臣↓中央選挙管理会↓選挙長という経路で順次通知がされる（法一一一条一項二号、二項）。これによって、右(1)の繰上補充がされる。

(3) 繰上補充に際しては、名簿登載者が当選人とならなかった者につき除名により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出が、文書で、欠員が生じた日の前日までに選挙長にされているときは、これを当選人と定めることができない（法一一二条四項において準用する九八条二項前段）。右の文書（除名届出書）には、当該除名の手続を記載した文書及び当該除名が適正に行われたことを代表者が誓う旨の宣誓書（除名手続書及び宣誓書）を添え

〔22〕 参議院（比例代表選出）議員の選挙後に名簿届出政党等から当選人とならなかった次順位の名簿登載者の除名届がされた後、欠員が生じた後順位の名簿登載者が繰上補充による当選人と決定された場合に右除名が存在又は無効であることと後順位の名簿登載者の当選無効の原因

なければならぬ（法一一二条四項において準用する九八条三項において準用する八六条の二第六項）。除名届出書、除名手続書及び宣誓書の様式も定められている（平成六年自治省令第四一号による改正前の公職選挙法施行規則一二条の三第二項、別記二三号様式の一一、二三号様式の一二（注六））。

(4) 除名が適正に行われたことを代表者が誓う旨の右宣誓書において虚偽の誓いをした者は、中央選挙管理会の告発を待って、一〇万円以下の罰金に処せられる（法二三八条の二）。当選人がその選挙に関して右虚偽宣誓罪により刑に処せられたときは、その当選人の当選は、無効となる（法二五一条）。

2 除名が不存在又は無効である場合の当選人決定の効力

(一) 選挙会における審査事項

まず、仮に本件除名が無効であるとした場合に、選挙長が本件除名届出の受理に当たってした審査に義務違反があったか、また、選挙会をした本件当選人決定の判断自体に過誤があったかということが問題となる。

(1) 既に見たように、参議院（比例代表選出）議員の名簿登載者の除名について選挙長に提出することが要求されているのは、除名届出書、除名手続書及び宣誓書のみである（法一一二条四項、九八条三項、八六条の二第六項）。選挙長としては、これらの文書が真正に作成され、その記載事項が満たされていれば、それ以上に除名の存否や効力について審査することなく、除名の届出を受理しなければならず、除名届が受理されれば、選挙会は、「除名……の届出が……されている」ものを当選人と定めることができない（法一一二条四項、九八条二項前段）ことになる。すなわち、選挙長及び選挙会の審査は、形式的な事項にとどまるものとされているのであって、この形式的な事項の審査に誤りがない限り、選挙長の審査に義務違反があったとはいえず、また、選挙会をした当選人決定の判断に過誤があったともいえないのである。本判決は、この点について、右のような法の規定によれば、「選挙会が当選人を定め

るに当たって当該除名の存否ないし効力を審査することは予定されておらず、法は、たとえ客観的には当該除名が存在し又は無効であったとしても、名簿届出政党等による除名届に従って当選人を定めるべきこととしているのである」とする。この限りでは、原判決の判断もこれと異なるものではない（注七）。

(2) もっとも、右の宣誓書は、「当該除名が適正に行われたことを代表者が誓う旨の宣誓書」である（法八六条の二第六項）から、選挙長は、除名が「適正に」行われたかどうかを審査しなければならないのではないかとこの疑問を生じないではない。しかし、この宣誓書の提出は、除名が適正に行われたことを具体的に証明させることまではせず、代表者に宣誓をさせることによって代替するという趣旨のものであることが明らかであり、また、宣誓の内容が真実であることの担保は、虚偽宣誓に対して刑罰が課され（法二三八条の二）、これによって有罪となった代表者の当選を無効とする（法二五一条）ことによつて図られている。したがつて、右の点を根拠として選挙長に実質的審査の義務が課されていると解することは、到底できないであろう。この点は、比例代表制度の導入時における国会での議論を見ても明らかであると思われる（注八）。

(二) その立法趣旨

右のように、法が名簿届出政党等による名簿登載者の除名について選挙長ないし選挙会の審査の対象を形式的な事項にとどめていることの立法趣旨について、本判決は、「政党等の政治結社の内部的自律権をできるだけ尊重すべきものとしたことによるものであると解される」とする。

(1) 政党とその内部的自律権

最大判昭和四五・六・二四民集二四卷六号六二五頁（いわゆる八幡製鉄政治献金事件）が判示するように、「憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えていないのであるが、憲法の定める議会制民主主義

〔22〕 参議院（比例代表選出）議員の選挙後に名簿届出政党等から当選人とならなかつた大順位の名簿登載者の除名届がされた後、後順位の名簿登載者が繰上補充による当選人と決定された場合に右除名が存在し後順位の名簿登載者が繰上補充による当選人と決定された場合、右除名が存在し又は無効であることと後順位の名簿登載者の当選無効の原因

は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は、政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素なのである」。参議院〔比例代表選出〕議員の選挙については、このような議会制民主主義の下における政党の役割の重要性を踏まえて、政党本位の選挙制度である拘束名簿式比例代表制が採用されたものであると説明されている（注九）。本判決は、この点を指摘した上で、政党等の内部的自律権について、次のように論じている。

「政党等の政治結社は、政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成するものであって、その成員である党员等に対して政治的忠誠を要求したり、一定の統制を施すなどの自治権能を有するものであるから、各人に対して、政党等を結成し、又は政党等に参加し、若しくはそれから脱退する自由を保障するとともに、政党等に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をすることのできる自由を保障しなければならないのであって、このような政党等の結社としての自主性にかんがみると、政党等が組織内の自律的運営として党员等に対してした除名その他の処分の当否については、原則として政党等による自律的な解決にゆだねられているものと解される。」

この説示は、本判決の引用する最三小判昭和六三年一月二〇日（裁判集民事一五五号四〇五頁、判時一三〇七号一―三頁、判タ六九四号九二頁。いわゆる共産党袴田事件）（注一〇）とほぼ同趣旨である。

(2) 除名についての審査と政党の内部的自律権

本判決は、政党等の内部的自律権について以上のように考察を加えた上で、「そうであるのに、政党等から名簿登載者の除名届が提出されているにもかかわらず、選挙長ないし選挙会が当該除名が有効に存在しているかどうかを審査すべきものとするならば、必然的に、政党等による組織内の自律的運営に属する事項について、その政党等の

意思に反して行政権が介入することにならざるを得ないのであって、政党等に対し高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をすることのできる自由を保障しなければならないという前記の要請に反する事態を招来することになり、相当ではないといわなければならない。名簿登載者の除名届に関する法の規定は、このような趣旨によるものであると考えられる。」と判示している。

これに対し、選挙長ないし選挙会に、形式的審査だけでなく、実質的審査の義務を課することが、立法論としては採り得る選択肢であったとする見解もある（注二一）。しかし、そのような立法に対しては、政党等の内部的自律権を軽視するものであるという批判が加えられよう。本判決は、単に法の解釈として、除名についての選挙長ないし選挙会の審査の対象が形式的な事項にとどめられていることを述べるだけでなく、更に考察を加え、それが妥当な立法趣旨によって裏付けられていることを明らかにしているのである。

3 除名の不存在又は無効と当選無効の原因

原判決は、前記のように、本件除名届の受理に当たって選挙長のした審査に義務違反があったとはいえず、また、選挙会をした本件当選人決定に係る判断自体に過誤があったとはいえないとしながら、そうであっても、選挙会の判断の前提ないしは基礎を成し、かつ、当該選挙の基本的秩序を構成している事項が法律上欠如していると認められ、したがって、選挙会の当選人の決定の効力がその存立の基礎を失い、無効と認めるべき場合には、当選訴訟において当該当選を無効とすべきであるとした（注二二）。

(一) 当選訴訟と当選無効の原因

衆議院議員及び参議院議員の選挙については、当選をしなかった者（参議院比例代表選出議員の選挙にあっては、名簿届出政党等を含む。）で当選の効力に関し不服がある者は、いわゆる当選訴訟を提起することができる（法二〇八条

〔22〕 参議院（比例代表選出）議員の選挙後に名簿届出政党等から当選人とならなかつた次順位の名簿登載者の除名届がされた後順位の名簿登載者が繰上補充による当選人と決定された場合に右除名が存在し又は無効であることと後順位の名簿登載者の当選無効の原因

一項)。

当選訴訟とは、選挙が有効であることは前提とした上で、選挙会における個々の当選人の決定を違法として、その効力を争う訴訟であり(注二三)、当選人決定の違法を匡正することを目的とする民衆訴訟的性質のものであると解されている(注二四)。当選無効の原因については、一般的規定はなく、参議院(比例代表選出)議員の選挙について「名簿届出政党等に係る当選人の数の決定に過誤があるとき」が明記されている(法二〇八条二項)だけである。したがって、当選人決定の手續全般についてその違法の重大性について評価する以外はないとされ(注二五)、あるいは、当選無効の原因は、当選人決定に関する諸規定についての選挙執行機関の判断の誤りであり(注二六)、選挙会の決定の適不適を争うものであるとされている(注二七)。従前の判例も、明言してはいないが、それを当然の前提としているものと解される(注二八)。

当選訴訟についての右のような一般的理解によれば、当選訴訟は、当選人を決定するに当たって選挙長ないし選挙会がした審査、判断に法令違背があつた場合に、これを原因として当選を無効とする形成訴訟であり(注一九)、選挙長ないし選挙会がした審査、判断に瑕疵がないにもかかわらず当選を無効とすることは予定されていないと考えるのが、素直な解釈であろう。

仮に、原判決のように選挙長ないし選挙会の審理、判断に過誤がないにもかかわらず当選訴訟によって当選を無効とすべき場合があることを認めると、選挙会としては法令に従つて甲候補者を当選人と決定しなければならないのに、後に当選訴訟によつて甲の当選が無効とされることがあることになり、しかも、選挙会は、そのことを予想し得る場合であっても、みすみす甲を当選人と決定しなければならないことになる。このような事態については、行政(選挙)実体法による当選の有効、無効という法律効果について、選挙を管理する行政機関に第一次的判断権を

与えず、これに代えて裁判所に選挙についての行政的権能を与えるものであるという批判が妥当するであろう。

これに対し、原判決は、当選訴訟が設けられている趣旨について、法一条に規定する法の目的を実現し、法の定める選挙秩序を維持するため、当選訴訟を通じて、選挙長ないし選挙会による審査及び罰則のみによっては必ずしも達成されない選挙秩序の実質的な維持・実現を図ることにあると説示しているが、そのような解釈は、実定法の規定から当然に導き得るものではないし、さらに、選挙長ないし選挙会の判断自体には過誤がなくても、当該選挙の基本的秩序を構成している事項が法律上欠如していると認められる場合には、当選訴訟によつて当選を無効とすべきであるとするのは、実定法の根拠なしに裁判所が独自の当選無効事由を設定するものとのそしりを免れないように思われる。

(二) 前提となる私人の行為が不存在又は無効である場合の行政行為の効力

原判決は、この点に関する論拠の一つとして、次のように言う。私人の行為であっても、それが公的性質を有すると認められるほどに行政行為と深い関連性を有し、当該行政過程において占める位置が重要なものであつて行政行為の実質的要件を構成しているものと認められる場合において、私人の行為が不存在又は無効であるときは、行政行為がそれ自体に行政庁の判断過誤等の瑕疵がなくても、行政行為は無効であると解すべきである、と。

確かに、私人の公法行為が行政行為の前提である場合に、私人の公法行為が不存在又は無効であるときは、当該行政行為は、前提を欠き、原則として無効となるという見解が有力である(注二〇)。しかし、ここで問題となる私人の行為とは、申請、公務員の退職願、道路位置指定処分についての承諾等の「公法行為」であつて、純然たる私法上の行為をいうものではない。行政行為の前提となつている私人の私法上の行為が不存在又は無効である場合には、私人の有効な行為が存在することがその行政行為の要件となつているのであれば、要件を欠く行政行為として違法

(22)

参議院(比例代表選出)議員の選挙後に名簿届出政党等から当選人とならなかつた次順位の名簿登載者の除名届がされた後順位の名簿登載者が繰上補充による当選人と決定された場合に右除名が存在又は無効であることと後順位の名簿登載者の当選無効の原因

になるというだけのことであり、いわゆる先行行為の不存在・無効の問題とは異なるであろう。

本件除名について考えると、「私人の公法行為」とみられるのは「除名の届出」であるが、本件において届出自体が不存在又は無効であるとみる余地はない。したがって、原判決のいうような先行行為の不存在・無効の問題ではなく、除名の届出が有効に存在しているにもかかわらず、除名自体は不存在又は無効である場合に、選挙会の本件当選人決定が違法となるかという問題になるのであるが、既に検討したように、選挙会のような当選人決定については、選挙会には名簿届出政党から届け出られた名簿登載者の除名が有効に存在していることの審査権はないのであるから、行政機関が審査権を有しないそのような事由が当選人の決定という行政行為の効力要件であるとは、到底解されないであろう。

(三) 名簿登載者の選定と当選人決定の実質的要件

原判決は、さらに、参議院（比例代表選出）議員の選挙における政党等による名簿登載者の選定は、いわゆる拘束名簿式比例代表制による選挙機構の必要不可欠で最も重要な一部を構成しているものであって、当選人決定の実質的な要件を成しており、したがって、政党等による名簿登載者の除名が不存在又は無効である場合には、有効な除名が存在することを前提としてされた繰上補充による当選人の決定は、その存立の基礎を失い、無効に帰するものと解すべきである、と判示する。

(1) 参議院（比例代表選出）議員の選挙においては、政党による名簿登載者の選定及び除名が極めて重要な意味を有し、その適正が担保されるべきことはいままでもないところである。したがって、名簿登載者の除名が不存在又は無効であるにもかかわらず、被除名者を当選人と定めることができないうことが、好ましい事態とはいえないことまでは、肯定すべきであろう。しかし、だからといって、有効な除名が存在することが当然に当選人決定の

法的な要件になるとはいえないのであって、要件であるかどうかは実定法がどのように定めているかで決まるべきものである。

(2) 原判決は、虚偽宣誓に対する罰則があることに加えて、名簿登載者の選定に関して受託取賄罪が設けられている（法二二四条の三）ことから、名簿登載者の選定が当選人決定の実質的な要件をなしていることが明らかであると言う。しかし、虚偽宣誓に対する罰則は、宣誓の内容が真実であることを担保しようとするものであり、その反面、宣誓が適式に行われればそれ以上は国家権力が政党の内部問題に介入しないという立法政策を示すものであるということができる。また、受託取賄罪が設けられているのは、名簿登載者の選定が賄賂によって左右されないように罰則をもって担保しようとするものである（さらに、法二五一条により、取賄罪で有罪となつた者が当選人であるときは、その当選は無効となる。）が、その担保があることを支えとして、選定機関の代表者が名簿登載者の選定が適正に行われたことを宣誓すれば（法八六条の二第二項六号）、それ以上は国家権力が介入しないこととするという趣旨に理解することができよう。なお、法は、名簿登載者の選定手続及び除名手続以外にも各種の宣誓書の提出を要求しており、これらの宣誓が真実に反する場合には、選挙長がこれを知ったときに名簿の登載の抹消等の措置を講ずべきこと（法八六条の二第五項前段、九項）、違反した政党に対する投票が無効とされることなどを規定している（法六八条二項三号、九五条の二第二項）が、名簿登載者の選定手続及び除名手続についてはそのような規定がない。これも、名簿登載者の選定と除名については国家権力が介入しないという立法政策を示すものであるといえるであろう。

(3) 原判決は、さらに、選挙人の政党の選択は名簿登載者及びその順位をも考慮してされるものであるから、投票後にされる除名は選挙人の意思を無視することになると言う。投票後にされる除名にそのような側面があること

〔22〕 参議院（比例代表選出）議員の選挙後に名簿届出政党等から当選人とならなかつた次順位の名簿登載者の除名届がされた後欠員が生じ後順位の名簿登載者が繰上位の当選人と決定された場合に右除名が存在し又は無効であることと後順位の名簿登載者の当選無効の原因

は、原判決のいうとおりである。しかし、元来、拘束名簿式比例代表制の選挙制度は、個々の候補者ではなく、政党を選択するものなのであるから、むしろ、その政党から除名された者が名簿にとどまって、その政党に対する投票によって繰上補充の当選人とされる方が、選挙人の通常の意味に反するとも考えられる。それに、名簿登載者を考慮しての投票という要素を強調しすぎると、除名が無効である場合だけでなく、除名が有効であっても、投票後の除名によって名簿から外すのは選挙人の意思に反するという議論にまで発展してしまうことになりかねない。

(4) また、原判決は、拘束名簿式比例代表制が立法化された際の国会の論議をみると、法は、政党がその規則等において除名要件並びに民主的かつ公正な除名手続を具体的に定め、それに従って除名が行われることを当然の前提としているものというべきであるとし、国会の会議録を引用する。しかし、この会議録によると、発議者の答弁は、各政党において定められている除名の手続に従って行われたものが適正であるというものであって、原判決のいうような厳格な手続を要求しているわけではない(註三二)。むしろ、その政党で定めた除名の手続に従っていれば「除名が適正に行われた」ことになるというのが、立法者の意思であると解されるのである(註三三)。

(四) 本判決の見解

本判決は、以上の論点のすべてに触れているわけではないが、選挙会等の判断に誤りがないにもかかわらず裁判所がその他の事由を原因として当選を無効とすることは、「法の予定するところではな」く、「このことは、名簿届出政党等から名簿登載者の除名届が提出されている場合における繰上補充による当選人の決定についても、別異に解すべき理由はない」とし、名簿登載者の除名に関する前記立法の趣旨にかんがみれば、「当選訴訟において、名簿届出政党等から名簿登載者の除名届が提出されているのに、その除名の存否ないし効力という政党等の内部的自律権に属する事項を審理の対象とすることは、かえって、右立法の趣旨に反することが明らかである」とした。した

がって、「名簿登載者の除名が存在又は無効であることは、除名届が適法にされている限り、当選訴訟における当選無効の原因とはならない」ことになる。

4 その余の論点について

日本新党によるXの除名届が法の規定するところに従ってされていることは、原審の適法に確定するところであるから、本判決の見解によれば、Xの除名が無効であるかどうかを論ずるまでもなく、Aを当選人とする決定を無効とする余地はないことになる。そこで、本判決は、日本新党によるXの除名が無効であるかどうかという論点に立ち入ることなく、原判決を破棄し、自判してXの請求を棄却したのである。

したがって、その余の論点は本判決の関知するところではないが、解説者として、若干付言しておきたい。

(一) 除名の有効要件と司法判断

原判決は、政党がした黨員の除名を無効とする事由として、①除名の決定に至る意思形成過程の重大な瑕疵、②除名の手続を定める自治規範違背、③民主的かつ公正な適正手続の不制定及び不遵守の三点を挙げる。このうち本件で問題になったのは③であるが、このような無効事由が、実定法の定めによることなしに、一般的な団体理論から導き出せるかどうかが問題となろう。

原判決は、③の点を無効事由とする理由として、第一に、名簿登載者に対する除名が民主的かつ公正な手続に従ってされることが選挙秩序の一部をなしており、当選訴訟においてこれに照らして除名の効力を判断することが法の趣旨・目的に合致すると判示するが、この点については、前記3でこれとは異なる本判決の見解を解説したところである。

原判決は、次に第二の理由として、名簿登載者についてする除名は、国会議員の選定過程の最も重要な一部にか

(22)

参議院（比例代表選出）議員の選挙後に名簿届出政党等から当選人とならなかつた次順位の名簿登載者の除名届がされた後、欠員が生じ後順位の名簿登載者が繰上補充による当選人と決定された場合に右除名が存在又は無効であることと後順位の名簿登載者の当選無効の原因

かわる公的ないしは国家的性質を有し、単に政党の内部事項にとどまるものではないから、民主的かつ公正な適正手続によってこれを行うことは、政党の遵守すべき公序というべきであり、その不遵守は、政治的批判の対象ないし政治責任の問題であるにとどまらないとして、前掲最三小判昭和六三・一二・二〇を引用する。しかし、政党が名簿登載者を除名することによって繰上補充の対象者に異同を生ずる場合には、それが公的ないし国家的秩序とかわりがあることはもちろんであるが、それはあくまでも、政党が組織内の事項について自律権を行使したことから派生する結果にすぎないものであるとも考えられよう。

なお、原判決の引用する前掲最三小判昭和六三・一二・二〇（注三）は、「したがって、政党が黨員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべきである」としている。この判決は、政党が被除名者に対して党施設である建物の明渡しを求めた事件に関するもので、本件で原判決が問題とする「公的ないし国家的秩序」について触れるものではなく、訴訟物が一般市民法秩序と直接の関係を有しないときは「法律上の争訟」とはいえず、裁判所の審判権が及ばないとしたものであると解される（注四）。したがって、この判旨を本件に直ちにあてはめることはできないが、右判決と整合させると、黨員の除名が当選訴訟の訴訟物と直接の関係を有するのであれば、これについて裁判所の審判権が及ぶものと解することになる。しかし、そうであっても、既に検討したところによれば、有効な除名の存否は当選訴訟の訴訟物と直接の関係を有しない（直接の関係を有するのは、有効な除名届の存否）ものと解すべきであるから、結局、本件除名の効力いかんは、当選訴訟における裁判所の審理の対象とはならないと考えるべきことになる。

右判決は、さらに、前記の引用部分に続いて、「（政党の）処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に

照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に従ってされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られる」と説示する^{三三五}。しかし、この説示は、除名が訴訟物と直接の関係を有することを前提とするものであり、その前提を採り得ないこと、前記のとおりである。

したがって、政党と被除名者との間で除名の効力を争う（そして、法律上の争訟性のある）訴訟においては、最三小判昭和六三・一二・二〇の右説示が妥当するが、当選訴訟である本件訴訟についてこの説示するところを適用する余地はないものというべきであろう。

(二) 本件除名の効力、二二条参加の問題等

日本新党及びAの上告理由は、更に次のように主張する。①日本新党は、本件除名の手続において、Xにあらじめ除名の具体的事由を告知し、弁明等の機会も十分与えたから、原判決が除名の無効事由について判示するところに従っても、本件除名が公序良俗に反するとはいえない。②原判決がこれと異なる判断をしたのは、原審が職権で日本新党を本件訴訟に参加させなかった審理不尽のためであって、この措置は、行政事件訴訟法二二条にも違背する。

本判決が否定した原判決の前提理論を肯定する場合には、これらの点は、本件の結論を左右する重要な論点となるべきものであるが、この解説の対象外の問題である。

5 本判決の意義

本判決は、拘束名簿式比例代表制の選挙における繰上当選と名簿登載者の除名の効力との関係に関するものであり、その後、衆議院議員の選挙についても拘束名簿式比例代表制が導入されたとはいえ、同種事案が頻発する性質のものではないが、政党の内部的自律権と当選訴訟の関係を論じた点で、政党の内部問題に関する訴訟一般につい

(22) 参議院（比例代表選出）議員の選挙後に名簿届出政党等から当選人とならなかつた大順位の名簿登載者の除名届がされた後欠員が生じ後順位の名簿登載者が繰上位の当選人と決定された場合に右除名が存在し又は無効であることと後順位の名簿登載者の当選無効の原因

て重要な先例となるものと思われる(注二六)。

(注二) 本件の事件名は「選挙無効」となっているが、本件は、選挙無効訴訟(公職選挙法二〇四条)ではなく、当選無効訴訟(同法二〇八条)である。訴状の事件名の記載は「当選無効」となっており、「選挙無効」は原審が記録の表紙に付けた事件名であるが、その理由は不明である。

(注三) 原判決の評釈等として、田島優子・法律のひろば四八巻四号四八頁、常本照樹・法学セミナー一九九五年五月号(四八五号)七七頁、高橋和之・ジュリスト臨時増刊平成六年度重要判例解説一九頁、滝沢正・判例評論四三七号三五頁(判例時報一五二七号一九七頁)がある。ただし、田島優子氏は、参加人日本新党及びAの訴訟代理人である。また、原判決を掲載する判時一五一三号六〇頁及び判タ八七一号八四頁には、それぞれ(特に後者)詳細な匿名コメントが付されている。なお、(補注)の末尾を参照。

(注三) 周知のように、新進党の結党に伴い、日本新党は参加の申立てをした日の翌日である平成六年二月九日に解党したので、日本新党に当事者能力(参加能力)があるかということが問題になる。Xは、日本新党の参加申立てに対する意見書で日本新党には当事者能力がないと主張した。これに対し、日本新党は、参加申立理由補充書において、常任幹事会が細川護熙を代表清算人を選任して日本新党を当事者とする訴訟等に関する事項を委任しており、本件参加は清算事務の一つであると主張して、常任幹事会議事録の抄本を提出した。民法七三条、七八条、民訴法四五条、四六条によれば、右参加も清算事務の一つであるとして、日本新党の当事者能力(参加能力)を肯定することができよう。

(注四) 参議院の比例代表選挙は、昭和五八年の参議院通常選挙から、それまでの全国区に代えて導入された。

(注五) したがって、参議院比例代表選出議員の選挙についての選挙訴訟、当選訴訟等は、東京高等裁判所の専属管轄とされている(法二二七条)。

(注六) このうち別記二三号様式の一に定める宣誓書の様式は、「平成何年何月何日上記の機関及び手続により、平成何年何月何日執行の何選挙における下記の名簿登載者に係る除名が適正に行われたことを誓います。」として、政党その他の政治団体の代表者が記名押印するというものであり、この様式に準じて宣誓書を作成すべきものとされている。

(注七) 滝沢・前掲評釈三八頁もこれを支持している。これに対し、高橋・前掲評釈二二頁は、この点にも反対するものであるうか。

(注八) 例えば、法案の発議者の一人である松浦功参議院議員は、「出されました宣誓書について一つ一つ本当であるかどうか政党の内部に立ち入って調べるなどということは、中央選挙管理会に権限があるとは存じておりません。」と答弁し、大林勝臣政府委員（自治省行政局選挙部長）は、「宣誓書を要求しておりますのは、……要件が充足しておるかどうか選挙管理機関においては実際問題としてわからない、わからないからやむを得ず宣誓書をつけていただくというシステムになっておるわけでありまして、……罰則を設けておりまして、選挙管理会当局といたしましては、事実上はその宣誓書がうそであったか本当であったかということとは社会に明るみに出してからでないと実はわからないというのがこれまでの実情でもございます。」と答弁している（第九六回国会参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録一五号一二頁以下）。

なお、選挙法制研究会・問答式参議院比例代表選挙制度の解説五五頁は、「黨員資格の得喪は政党の内部問題であり、選挙長の職権によってその実態を客観的に把握し得ないものであるから、……政党等の届出にまつことが適当であろう。」とする。

(注九) 現代選挙法研究会・改正公職選挙法の解説一頁、五一頁等

(注一〇) 原告日本共産党が、党の元役員であった被告梶田里見を除名処分にし、それを理由として被告にその居住する党所有の建物の明渡しを求めた事件。被告が除名処分の効力を争ったのに対し、原告は、その点は、政党の内部的自律権に属する事項として、司法審査の対象となり得ないと主張した。最高裁第三小法廷は、本判決と同趣旨の説示をした

(22)

参議院（比例代表選出）議員の選挙後に名簿届出政党等から当選人とならなかつた大順位の名簿登載者の除名届がされた後次員が生じ後順位の名簿登載者が繰上位の当選人と決定された場合に右除名が存在し又は無効であることと後順位の名簿登載者の当選無効の原因

上、「したがって、政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべきであり、他方、右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かによって決すべきであり、その審理も右の点に限られる」とし、その観点によれば右除名処分は有効であるとして、原告の請求を認容する原判決を維持した。

(注一一) 滝沢・前掲評釈三八頁

(注一二) 高橋・前掲評釈二二頁、滝沢・前掲評釈三八頁は、基本的に原判決の見解を支持している。

(注一三) 林田和博・選挙法一四八頁

(注一四) 自治省選挙部・逐条解説公職選挙法〔改訂新版〕一一一三頁、園部逸夫編・注解行政事件訴訟法五三二頁〔園部〕等。もっとも、地方公共団体の議員及び長についての当選訴訟については広く選挙人に原告適格が認められていること〔法二〇六条、二〇七条〕と対比すると、国会議員についての当選訴訟は、民衆訴訟ではないという見解もあり得るところであり、最三小判昭和二三・六・一五民集二卷七号一三四頁をそのように読むことも可能である。ただ、法二一九条一項は、当選訴訟等の選挙関係訴訟について、民衆訴訟に関する行政事件訴訟法四三条の適用があることを前提として、その特則を定めている〔園部編・前掲書五三五頁以下〔園部〕を参照〕。

(注一五) 林田・前掲書一五六頁。同書は、当選無効の原因として、①当選人決定の方法に関する瑕疵、②得票数算定の違法、③当選人の一身上の資格の認定に関する瑕疵を挙げる。

(注一六) 田中真次・選挙関係訴訟の研究一四五頁以下。同書は、大きく分けて、候補者の得票数の問題と当選人たり得る資格に関する問題とがあるとする。江見弘武「選挙関係訴訟の諸問題」新実務民訴講座10二二頁も同旨。同論文は、当選人決定の手続に関する違法は選挙無効事由であり、当選無効事由となり得るのは当選人決定の内容上の誤りに限られるとする。

(注一七) 自治省選挙部・前掲書一〇九三頁

(注一八) 例えば、最二小判昭和二三・九・二五民集二卷一〇号三四九頁、最三小判昭和二五・五・九民集四卷五号一七二頁。なお、最高裁事務総局・主要行政事件裁判例概観6四二頁以下を参照。

(注一九) 当選訴訟が形成訴訟であること（実体的に無効であることを確認する訴訟ではないこと）は、最二小判昭和二四・三・一九民集三卷三号七四頁の説示からもうかがわれるところである。

(注二〇) 田中二郎・行政行為論三三二頁、同・行政法総論二四九頁。これまでの下級審裁判例も、この見解に従っているということが出来る（最高裁事務総局・続々行政事件訴訟十年史上巻二八二頁以下を参照）。

(注二一) 法案の発議者の一人である松浦功参議院議員は、「各政党においてそれぞれ除名の手続というものは決めておられるはずでございます。その手続に従って行われたものが適正である、こういうふうに考えております。」「ある政党が除名の手続規定があるにもかかわらずその手続を踏まないで特定の方が除名という行為をとったような決定をした、そういうことが外部にわかった場合には正当な除名とは認められない、そういう場合に告発ということがあり得るのじゃないかということをお願いしておるわけでございます。」と答弁している（第九六回国会参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録一五号一二頁）。

(注二二) 秦豊（当時参議院議員）「拘束名簿式比例代表制に関する一考察（下）」法と政策七号七七頁は、政党法を制定しないで比例代表制を導入することを非難する論旨であるが、「除名の場合、「除名が適正に行われた」とはその政党等の除名手続の記載どおりの手続により除名がなされたというだけのことであって、その除名手続自体がいかに非民主的でないものであっても、それは改正法案では問うところではないとするものである。」としている。

(注二三) (注一〇)を参照。

(注二四) 新堂幸司「審判権の限界」講座民事訴訟2一〇頁以下、一五頁以下、竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審判権」書研所報三六号三〇頁以下、四八頁以下を参照。

〔22〕 参議院（比例代表選出）議員の選挙後に名簿届出政党等から当選人とならなかつた次順位の名簿登載者の除名届がされた後欠員が生じ後順位の名簿登載者が繰上位の当選人と決定された場合に右除名が存在し又は無効であることと後順位の名簿登載者の当選無効の原因

(注二五) 佐藤幸治「司法権と団体内部の紛争(2)」法学セミナー一九八一年一月号一二七頁は、次のように、この判旨に近いことを述べていた。「『結社の自由』の保障中に含まれる内部的規律に関する措置権は、公正な手続によるものでなければならぬという条件付きのものであると解する余地がある。ただ、その場合でも、自律権尊重の趣旨から、裁判所はまず当該措置が結社自体の定める手続的規定に従ってなされたか否かに原則としてその審査を限定すべきものと解される。その手続規定が著しく公正さを欠くとか、手続規定が不存在の場合に限って、裁判所は一定の公正な手続を課しうるとみるべきであるが、ただ、その場合も、具体的に何をもって公正な手続とみるべきかは、結社の目的・性格・機能によって異なりうることに注意されなければならない。」

(注二六) 判例集に本判決の参照条文として憲法二二条一項が掲げられているのは、本判決が「政党」について判示していることを示すものである。

(補注) 本解説の初出(平成七年一〇月発行の法曹時報四七卷一〇号二三九頁)後に現われた本判決の評釈等として、中谷実・法学教室一九九五年一月号(一八二号)八二頁、苗村辰弥・法政研究六二卷二号三四一頁、小林武・南山法学一九九三年三月一四一頁、山元一・判例セレクト'95(法学教室一八六号別冊付録)一五頁、植村勝慶・平成七年度重要判例解説(ジュリスト一〇九一号)一八頁、高橋和之・ジュリスト一〇九二号五二頁、折目斎・訟務月報四二卷七号一七〇三頁、毛利透・法学協会雑誌一一三卷八号一二四七頁、金子順一・平成七年度主要民事判例解説(判例タイムズ九一三三号)三二八頁、松田聰子・帝塚山学院大学研究論集三一集六〇頁があり、原判決の評釈等として、座談会・訟務月報四一巻一号別冊一八七頁がある。

(近藤 崇晴)

超左翼おじさんの挑戦

保守リベラルからリアリスト左翼まで中翼

仲良く

松竹伸幸

オフィシャル・ブログ by Ameba.



- 📖 ブログトップ
- 📄 記事一覧
- 🖼️ 画像一覧
- 🎥 動画一覧

 🔍

- ◀ 「赤旗」をどう改革…
- 志位氏の政権共闘論… ▶

党大会代議員予定候補者が結集!?

2023年07月10日

テーマ: 日本共産党 >



本日から、「『赤旗』をどう改革するのか」の結論編、4回連載の開始予定でしたが、明日からにします。いえ、書く内容に困っているのではなく、本日、どうしても書いておきたいことがあるので。

昨日、お知らせしていましたように、神戸で「松竹伸幸さんとの対話集会——なぜそれほど共産党を愛しているのか!?!」が開かれました。「対話集会」と銘打ちながら対話にならなかった集会のことも話題になっていたので、「真の」対話集会にすべく関係者が努力してくださいました。

うれしかったのは、終了後、何人もが私のところにやってきて、「僕は来年1月の党大会代議員になりたいと思っています」「私もです。除名の再審査をくつがえしましょう」と言ってくださったことです。びっくりです。

2023年2月、その2週間ほど前に出版した『シン・日本共産党宣言』が綱領や規約に違反するとして共産党から除名され、24年1月の党大会で求めている再審査も却下されました。そこで3月7日、除名撤回を訴えて東京地方裁判所に日本共産党を提訴しました。

最高裁の判例変更を求めるため、5年ほどの期間がかかると想定されます。憲法学者も含め多数の方に意見書を書いていただかなければなりません。相当の裁判費用がかかると思われます。私の裁判を支援するため、「松竹伸幸応援隊」（松竹伸幸さんの除名撤回裁判勝利を願う応援隊）がつけられました。

- 1、すでに提出した訴状をはじめ、裁判関係資料は[公式HP](#)にアップします。
- 2、裁判で何を争うか、イベントの案内などは、[応援隊ブログ](#)をご覧ください。
- 3、裁判関係の戦略その他の情報は、最高裁で結審するまで、週に一度のメルマガで書いていきます（月700円）。[ここから](#)お申し込み下さい。
- 4、応援隊（顧問＝内田樹）はカンパを呼びかけています。口座は以下です。よろしくお願います。
三井住友銀行(0009) 三田（サンダ）支店 (391)
普通 4673245 松竹伸幸応援隊 代表 大西誠司



しいところですよ。

でも、まず、私の再審査にどういう態度をとるかは、大会の場で決めればよいと思うのです。党大会で、私の弁明を聞いたり、再審査請求書を読んだり、同時にそれに対する党指導部の反論を聞いたりして、その上で代議員一人ひとりが判断すべき問題です。代議員をえらぶ時点で踏み絵にしている問題ではない。そんなやり方は規約上の最高機関である大会での議論を軽視することであり、規約を貶めることです。

それに、50年問題の際の宮本顕治氏の態度は参考になります。あの時、コミンフォルムの論評をめぐって、党は徳田球一らの主流派（所感派）と宮本顕治らの国際派に分裂し、宮本は九州地方委員会に左遷されます。そして主流派が4全協（51年2月）で軍事方針を決めるわけです。

しかしその後、コミンフォルムが主流派の軍事方針を支持し、国際派を「分派」として批判します（51年8月）。それを受けて、宮本氏を中心とする国際派は総崩れになり、自己批判して主流派に結集する状況が作りだされます。

そして、5全協（51年10月）で、武装闘争方針を明確にした51年綱領が採択されることとなります。宮本氏は、復帰したとはいえもう指導者ではなく、心の中で51年綱領をどう評価していたかはわかりませんが、少なくとも51年綱領に反対したという事実は証拠として残されていません。

けれども、55年になって主流派の中心にいた徳田球一の死亡が公表され、旧所感派の志田重男と旧国際派の宮本氏が中心になって党の団結を固める道に踏みだしていく。最終的に51年綱領を否定し、61年綱領をつくりあげていくわけです。

つまり、現在の党指導部の方針に反対していたとしても、当時の宮本氏のように、必ずしも明確に反対すると言わないやり方もある。そして、必要な時と場所で、堂々と態度を明確にすればいいということです。宮本氏のやり方に倣って。

兵庫県で数名ということは、全国で100名は超えるかも。いまから楽しみです。

#宮本顕治 #共産党 #松竹伸幸 #除名

😊 いいね 20


💬 コメントする 1

🔄 リブログする

いいね!した人一覧 | コメント一覧

1 ✖️ ポスト 📄 シェアする 38

📄 記事を報告する

 松竹伸幸 (まつたけ・のぶゆき) さんをフォロー
ブログの更新情報が受け取れて、アクセスが簡単になります

フォロー

< 「赤旗」をどう改革するのか・6

志位氏の政権共闘論の未熟さ・下 >

同じテーマ「日本共産党」の記事

Profile



松竹伸幸 (まつたけ・のぶゆき)

Amebaオフィシャル

作家・ライター部門

プロフィール | ピグの部屋

性別：男性

自己紹介：かもがわ出版編集主幹、自衛隊を活かす会事務局長（正式名称「自衛隊を活かす：21世紀の憲法と防衛を考え…」

続きを見る >

+フォロー

Recent Comments

伊藤真さんのお話興味深く拝聴しました。とくに、松竹さんの裁判が、憲法の「人権」…そして、人間は不完全なもので間違いも犯す…

そう思って今日の松竹さんのブログを読むと…この話が本当なら正直、共産党には失望しま…

それと中国の話に限らず感じるのは、社会主…

ソ連崩壊までユーゴスラビアやハンガリーな…

ハンガリーのコルナイ・ヤーノシュという経…

共産党が現実の社会主義の崩壊の過程、中国…そうでないと未来社会は描けません。

日本共産党は中華人民共和国が行っている社…

市場経済自体が、マルクスの労働価値説、剰…

さて、そこはどう説明するのでしょうか？

> 松竹伸幸 (まつたけ・のぶゆき) さま

松竹さんの行動は、日本共産党の枠内で収ま…

日本共産党には社会変革をまじめに考える人…

共産党の組織以外でも、上司や幹部だけしか…

共産党の場合、幹部を変えれば案外あとはみ…

どんな状況でも希望を失わずに頑張ってくだ…

> パトラとソクラさん。東京土建除名事件の…

伊藤真さんって、LECから独立して、司法試…しかし、2015年の安保法制での発言など日…